

平成 27 年

第 5 回飯舘村議会定例会會議録

自 平成 27 年 6 月 9 日
至 平成 27 年 6 月 16 日

飯 舘 村 議 会

平成27年第5回飯館村議会定例会会期日程（案）

（会期8日間）

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	6. 9	火	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	6. 10	水	休 会		議案調査
第3日	6. 11	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	6. 12	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～7番）
第5日	6. 13	土	休 会		議案調査
第6日	6. 14	日	休 会		議案調査
第7日	6. 15	月	休 会		議案調査
第8日	6. 16	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成 27 年 6 月 9 日

平成 27 年 第 5 回 飯館村議会定例会会議録（第 1 号）

平成27年第5回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成27年6月9日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日時及び宣告	開会	平成27年6月9日 午前10時10分				
	閉議	平成27年6月9日 午前11時18分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	2番 渡邊 計		3番 菅野新一		4番 北原 経	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 高野琢子	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
	選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成27年6月9日（火）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 村長の提案理由の説明



会議の経過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第5回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時10分）

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配布のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

○ 本定例会に村長より送付ありました議案は予算案件4件、条例案件4件、計8件であります。

次に、本日までに受理した請願はお手元に配布の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会並びに会議規則第71条の規定により連合審査会に付託いたしました。

次に、各常任委員会から所管事務調査報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、6月4日に議会運営委員会が本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況についてはお手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

○ 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君、4番 北原 経君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は本日から6月16日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月16日までの8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第38号から報告第2号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成27年第5回飯館村議会定例会を招集いたしましたとこ

ろ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして3月定例村議会以降の村政の主な動きをご報告をさせていただきます。

さて、原発事故による全村避難から5年目を迎える村民の皆さんには長引く避難生活と先行き不透明の中、心身ともに大変お疲れのこととお察し申し上げます。この避難生活を強いている責任者の一人として申しわけなく、また心を痛めているところであります。村としても一日も早い帰村に向けさまざまな事業に取り組んでいるところであり、特に復興のシンボルとなる事業としては深谷地区拠点エリアの整備を初め、公民館及び大谷地住宅の建設、コンビニの仮設店舗開設など当面する復興再生に向けた事業を加速をさせているところであります。あわせて、帰村後の課題である農地の保全管理、営農の再開、雇用の確保、飲料水の確保や住宅のリフォーム、いいたてクリニック再開、商店などの再開、生活路線バスの運行、在宅介護サービス体制の整備、学校・幼稚園再開の時期とあり方などなど、一つ課題解決に向け国県等関係機関ともども精力的に精いっぱい取り組んでいるところであります。

次に除染でありますか、環境省によると居住周辺については今月末には完了する見込みであるということであります。農地関係では平成27年、28年の2カ年で完了させるため、詳細の工程と作業員などの手配を準備しているとのことでございます。なお、農地除染の方向が当初と異なり土壌改良剤投入と耕起による地力回復工事が新たに追加をされまして、農地除染の完了した箇所から隨時実施されているようであります。村としても除染に対する村民の不安や苦情が多いため、環境省に対し村民に寄り添った徹底した除染を強く要望しているところであります。

次に復興計画第5版、現在20行政区を対象に行政区懇談会を開催しております。計画概要の説明と村民の意見を聞きしているところであります。行政区懇談会終了後、議会及び村民からいただいた意見などを計画に盛り込みまして、6月中に最終調整をし議会の承認を得た後、成案したいと考えているところであります。

次に自民党東日本大震災復興加速化本部による第5次提言が先月21日に公表されました。この提言の大きな柱の一つに帰還困難区域を除いた避難区域の解除時期について、遅くとも平成29年3月までに解除をする方向性が示されたことではないかというふうに思っております。これは原発事故から4年が経過し、避難が長期化する中、避難住民が帰還の時期や先行きが見えないため避難生活や健康面などさまざまな障害が生じていること、加えてふるさとに戻りたいと願う住民ができるだけ早く戻さなければならないとの認識のもとに提言がなされたと聞き及んでいます。また、単に帰還を早めるだけではなく生活インフラ整備や帰還後の生活再建、雇用の確保など、できるだけ帰還を希望する住民や被災自治体に対する国によるきめ細かな施策もあわせて行うよう提言しているようであります。この第5次提言は政府に提出されておりまして、今月中旬ごろに閣議決定される見込みと聞いております。村としては閣議決定がなされ次第、国に対し村と議会にも今回の提言の本旨と内容の説明を求めたいと考えているところであります。また、この第5次提言を受け村としての具体的な避難指示解除時期についても議会とも十分協議

をさせていただき、村民や村にとってできるだけ条件面で有利になるよう、国との協議に臨みたいと考えておりますので、議員各位の特段のご理解をお願いするものであります。

それでは、各課の報告であります。初めは総務課であります、去る4月21日から6月10日までの日程で、先ほど申しました20行政区を対象とした行政区懇談会を現在開催中であります。今回はこの復興計画第5版と宅地農地の除染、さらに片づけごみの回収計画、これが主なテーマで、5月25日現在で延べ350人が参加し、さまざまな議論が交わされているところであります。懇談会では特に帰村時期と除染の進捗内容などについての質問が多く出され、村民の関心の高さがうかがえるところであります。懇談会の内容につきましては、毎回議事録をとっておりまし村民の意見、質問の内容を取りまとめておりますので、今回の内容をもとに復興計画第5版の修正を行って成案化を図るとともに今後の復興対策の参考にしていきたい、このように考えているところであります。

次に全国広報コンクール入選の話であります。報告であります。日本広報協会主催による平成27年度全国広報コンクールにおいて、広報企画部門で放射線リスクコミュニケーションを題材に発行しております「からわ版道しるべ」が入選をしたところであります。村の広報誌は平成25年度も内閣総理大臣賞をとっておりますし、これに続いて全国コンクール2度目でありますし、県のコンクールは3年連続ということであります。離れ離れに暮らさざるを得なくなつた村民に少しでも多くの情報を伝達し、地域コミュニティの維持や家族のきずなの一助になればということで広報広聴につきましては特に意を用いてきたところでございます。今回の受賞は原発事故という特殊な環境にあって放射線という未知の不安に真摯に向き合ってきた姿が評価されたものと思っております。これを励みに全職員一丸となって今後もより一層村の情報をわかりやすく伝えるとともに、村民の声を聞き、避難生活を支えていくため広報広聴の充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に行政区長・副区長会議を4月9日に開催しました。平成27年度の主要事業の概要を説明したところでございます。春季検閲式も4月19日に飯館中学校の体育館で約100名の参加で防火意識を新たにしたところでございます。

住民課関係でありますが、4月3日に飯館全村見守り隊の出動式をいちばん館で行いました。隊員のほかに今回南相馬警察署長さん、県警本部生活安全参事官、北海道警察警備隊の大隊長、村の消防団長なども出席をしていただいて、連携協力して村の中の防犯活動に取り組むことを申し合わせて、村内パトロールに出たところであります。5月18日には村の小学校において人権の花運動のということで、人権擁護委員の皆さん方が花の苗の贈呈などをしながら、子供たちに人権の大切さのスピーチをしていただいて思いやりの心を育てていただいたというふうに思っております。

次に税関係でございます。26年度分の所得申告は2月9日から3月16日までで行いました。今回は1,286件と例年を上回る件数がありました。平成26年度分の所得申告が済んでいない方を対象に4月20日から24日までの5日間、飯野出張所において追加の申告相談を行い、この期間中51世帯の申告があったということであります。まだ申告が済んでいない方については電話予約をいただいた上で、申告の受け付けをする予定でございます。

次に除染推進課関係でございます。除染の合意であります。5月11日現在、99.4%の同意であって、未同意が21名になっております。未同意の理由は除染の手法に対する不満、あるいは除染そのものの拒否などであり、現在国と連携し早期の未同意解消に努めているところであります。昨年度から繰り越し工事として除染してまいりました14行政区の宅地建物とその周辺の農地森林について、昨年国は村と確約したとおり6月末完了を目指しているということです。前田・八和木、大久保・外内、関根・松塚のこの3行政区の農地、道路、その周辺の森などについては年内の除染完了を目指しているところであります。次に、14行政区の農地、道路の除染は28年度末までの完了を目指し、4月から仮々置き場敷地の除染と造成農地などの隣接する森林の除染を進めているところであります。国は除染が完了した農地についてゼオライト、ケイ酸カリウム、熔リンの土壌改良剤を散布し、耕起する地力回復工事を今年4月から現在までの農地除染に新たに追加をし、現在二枚橋地区で実施をしているところであります。

片づけごみですが、この改修、帰村困難区域以外の全行政区において昨年末回収の屋内可燃物のごみを初め今回は不燃ごみ、廃家電、敷地内一時保管の屋外残置物の4品目の回収を国が計画をし、5月上旬から回収を実施してもらっているところであります。また、次に国が進めている蕨平減容化施設でございますが、今年3月に敷地造成が終わり、基礎工事、仮設焼却炉本体などの設置工事が今進められて、秋には仮設焼却炉設置などの稼働を予定しているところであります。なお、6月1日からは国見町にあります県北浄化センターで乾燥処理した下水道汚泥を蕨平減容化施設に先行運搬として受け入れているところでございます。

次に復興対策課関係であります。福島再生加速化交付金による昇口舗装事業は申し込み件数が515件となりました。今年度工事分は177件が認定され、4月28日に第1期工事16件を発注いたしました。また、附帯事業として測量設計費3,700万円が新たに認定されたところでございます。これにより、現場測量を工事とは別に実施できることになり、大幅な工期の短縮が可能となる予定であります。本年も計画的な事業発注に努め、2年から3年までの全戸竣工を目指してまいりたいというふうに思っております。大谷地住宅建てかえ事業でありますが、現在福島再生加速化交付金の交付決定を待っている段階でございます。交付決定の連絡があり次第、工事発注手続に着手していきたいというふうに思っております。

次に農政関係ですが、村が行う集落栽培の一環として5月22日に小宮地区、草野向押地区的圃場90アールというところにコシヒカリ、ヒトメボレ、天のつぶなどの田植を行ったところであります。また、野菜、花卉などは今後行政区の協議の上、除染後の農地をお借りし順次実施する予定でございます。

次に、生活支援対策課関係であります。村民の避難状況でございますが、5月1日現在、今から1カ月前でありますが、福島市に3,859人、伊達市に595人、相馬市425人、南相馬市406人、川俣町521人、二本松市88人、国見町63人、郡山市59人となっているところであります。住まい方は県内の民間借り上げアパートというのは1,333戸、2,899人であります。また、応急仮設住宅に入っている方が1,010人、公的宿舎などが149戸の383人であります。

それから県外に自主避難、これはどちらかというと村外に家を建てた方の自主避難という枠に入れておりますので、このことが493人、県外に自主避難している村民は493人、ほかに自主避難、あるいは村外の親戚宅に、このうちいわゆる村外に家をつくった方ということも含まれての1,847人で、老人ホーム・病院に33人がいます。なお、村内に残る未避難者は10世帯14人であります。いいたてホームにも42人が入所しているということであります。それから、避難生活の中一時帰宅支援ということでいつとき帰宅バスは4月末現在で1,253人に利用していただいております。いやしの宿は4月末現在で8万1,178人を数えています。コンビニの仮設店舗ですが、4月の従業員募集では10人には達せずに、再度募集をしましたところ現在10人以上の応募がありますので、来月の7月末もしくは8月上旬になりますか、そこをめどに今セブンイレブンとの交渉を進めているところであります。

次に健康福祉課関係であります。子供たちの全員対象とした内部被ばくと甲状腺検査、4月22日からあづま脳神経外科病院で開始をしておりまして、村内に通う301人の子供たちを対象に7月15日まで順次実施していく予定でございます。村の集団健診は5月13日から5月24日の10日間、16歳以上の全村民を対象に健診をやったところであります。健診とあわせて県立医科大学などの協力を得ましてよろず健康相談も実施をしたところであります。なお、10日間で1,577人が受診をしていただきました。

次に教育委員会関係であります。3月28日に本村の小学生が東京都池袋の東京芸術劇場で村民歌「夢おおらかに」と「ときよめぐれ　までのロンド」の2曲を披露してきたところであります。これは日本声楽家協会が主催いたします東日本大震災復興に寄せるチャリティコンサートに出演を依頼されたところでございます。3つの小学校の児童46名が元気な歌声を披露をしてきたところであります。観客1,800人を超す方たちから会場は大きな感動に包まれ、盛大な拍手をもらったところであります。公演後、寄せられた感想では小学生の合唱がすばらしかった、感動で涙があふれた、今後も応援しているから頑張ってなどの声が寄せられたところであります。村の元気を子供たちが多くの人々に伝えてきたと考えているところであります。

次に公民館の建てかえですが、実施設計も完了し、去る5月28日に工事請負契約について議決をいただいておりますので、これから本体工事に着手していきたいというふうに思っております。一部木造平屋建て1,495平方メートルで平成28年、来年3月の竣工を見込んでいるということであります。帰還後、村振興のシンボルとなるような建物になると考えておりまして、村民のコミュニティの場や社会教育の拠点として活用が期待されるように思っていますし、充実もしていかなければならないと思っているところであります。

次に土曜授業でありますが、未来の担い手である子供たちの学力向上であったり、多様な学びの充実という目的で今年度10回程度の開催を予定しているところであります。これまでに小中、4月25日と5月16日の2回実施をしたところでございます。5月19日に開催しました学校運営協議会の中で各校長先生から実施の状況や課題についてお聞きをし、PTA代表や有識者らとともに上表共有を図つておるところであります。先生方の勤務についても授業のない先生は出勤を要しないよう配慮していただくなど、負担の少ない形で実施できるよう調整をいただいているところであります。今後も保護者からの意見を聞く

など、子供たちや保護者の思いに寄り添った進め方をしてまいりたいと考えているところであります。なお、小学校の運動会は5月23日中学校グラウンドで快晴に恵まれ、日ごろの練習の成果を披露していただいた行事であります。まさに子供たちの元気な声に励まされる運動会だったという思いであります。

次に5月31日に県営あづま球場で開催されましたふくしまミュージック花火に331名の村民が鑑賞したところであります。これは県の福島ディスティネーションキャンペーンの一環として音楽にあわせて1万発の花火を打ち上げるというものであります。村としては子供たちとその家族を対象として事業を取り組み、音楽と豪華な花火の競演を家族で楽しむ姿が見られたところであります。なお、この日、別に鹿沼市よりサツキ祭りと花火大会にご招待を受けまして、30名の村民が参加をしたということでございます。鹿沼市からは震災以降継続してのご招待であり、避難中お世話になった市民の方々と再会したり、サツキの展覧会と花火を見せていただき度重なる支援に改めて感謝を申し上げる次第であります。なお、ほかにも震災以来全国の皆様からさまざまご支援をいただいていること、改めて感謝を申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第38号は平成27年度飯館村一般会計補正予算（第2号）であります。既定予算の総額に3億7,227万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を88億9,381万4,000円といたしました。歳出の増額の主な内容は、総務管理費が3億1,231万8,000円、戸籍住民基本台帳費が556万8,000円、民生費としての民生福祉費が223万7,000円、衛生費としての清掃費が633万6,000円、水道費が359万9,000円でございます。農林水産費の農業費としては743万8,000円、商工費の商工費が1,474万5,000円であります。土木費の道路橋梁費が576万円、教育費としての幼稚園費が440万3,000円と社会教育費の686万6,000円を計上をいたしました。これを賄う財源としては国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金などを充当させるものであります。

議案第39号は平成27年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定予算の総額の2億8,102万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を15億5,023万5,000円といたしました。歳出の主な内訳は一般分療養給付費の増加と平成26年度の国庫支出金の確定による返還金などを計上しているところであります。

議案第40号は平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。既定予算の総額に359万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算総額を1億952万8,000円といたしました。歳出の主な内訳は、滝下浄水場原水汚濁修繕費を計上しているところであります。

議案第41号は平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定予算の総額に42万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億9,305万9,000円といたしました。補正予算の主な内容は介護保険料の減免分及び災害臨時特例補助金で充て、財源更正するものであります。

議案第42号は飯館村帰還環境整備交付金基金条例であります。これは福島復興再生特別措置法の改正により帰還困難整備に新たな事業メニューが追加されたことに伴いまして、

長期避難者への支援、早期帰還の推進のために飯舘村帰還環境整備交付金基金を創設して事業を実施するものであります。

議案第43号は飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。平成27年度国民健康保険税の課税に伴い、税率等の改正を行うものであります。平成27年度一般被保険者の1人当たりの保険料は7万8,416円ですが、前年度に比べこれは7万4,307円の減であります。また、1人当たり介護納付金は2万6,354円で、前年度に比べ6,649円の減といったしました。

議案第44号は東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。これは東日本大震災による被災世帯の減免については27年度も引き続き行うもので、主な内容は原子力災害による被災世帯について28年3月分までに保険税の減免を行うものであります。

議案第45号は東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。これは東日本大震災による被災世帯の減免については、平成27年度も引き続き行うもので、主な内容は原子力災害によって被災世帯について28年2月末までの間に納期限が到来する保険料の減免を行うものであります。

報告第1号は平成26年度飯舘村一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。26年度の飯舘村一般会計予算のうち、繰越明許費として平成27年度に繰り越した予算は提出しました繰越計算書のとおり、総務費、民生費、農林水産費、土木費の各事業・工事関係であります。繰越額の総額は1億3,679万5,000円であります。財源として国県支出金9,636万円、諸収入として2,674万4,000円、一般財源として1,369万1,000円であります。

報告第2号は平成26年度飯舘村一般会計事故繰り越し繰越計算書についてであります。平成26年度飯舘村一般会計予算のうち、事故繰り越しとして平成27年度に繰り越した予算は提出いたしました事故繰越計算書のとおり、総務費関係でございます。繰越額の総額は658万8,000円であります。全額が一般財源であります。

以上が提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上御議決を賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

④休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時46分）

⑤再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時17分）

⑥散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月9日

飯 館 村 議 会 議 長 大谷友孝

同 会議録署名議員 渡邊計

同 会議録署名議員 宮野新一

同 会議録署名議員 北原経

平成 27 年 6 月 11 日

平成 27 年 第 5 回 飯館村議会定例会会議録（第 2 号）

○

○

平成27年第5回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成27年6月11日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日時及び宣告	開議 平成27年6月11日 午前10時00分 閉議 平成27年6月11日 午後 4時51分					
○ 應（不応） △ 招議員及び出席議員並びに欠席議員 × 出席 △ 欠席 △○ 不応招公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯桶善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	5番 松下義喜	6番 伊東利		7番 佐藤八郎		
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 北原美樹		書記 糸田文也		
○ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
○出席	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会委員長	高野京子	
	選挙管理委員会書記長	中井田榮	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成27年6月11日（木）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順 1～4番）

○

○

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。6月9日に総務文教常任委員会が請願第1号、第2号を審査並びに所管事務調査協議のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査事項協議のため、それぞれ委員会が開かれております。さらに、合同所管調査協議のため両常任委員会合同の委員会が開かれております。

次に、連合審査会が請願第3号審査のため開かれております。以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 松下義喜君、6番 伊東 利君、7番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。8番 佐藤長平君。

8番（佐藤長平君） 平成27年6月議会、一般質問をするものであります。

私、1951年3月生まれです。子供から大人の仲間入りになって20年、私の初めての職業は農業でした。15年と続かず、今考えれば鳴かず飛ばずの人生64年が過ぎました。ところが、四半期を越えて続けているものがあります。私の議員活動です。是々非々の姿勢を堅持して小さな自治体の権力に立ち向かう、素手で闘っては負ける。武器はもっぱら質問である。飯館村のあるべき姿に向かって村民の生活と福祉の向上を願い、ときには村政を批判しときには批判を通じて牽制する。ときには村政に提案を繰り返し、今考えれば休まずの連続一般質問、きょうで104回目になります。質問をするから調査が必要なんです。質問をするから常に村民の声を聞かなければならないであります。声が大きくて発言力のある方々の意見はどこにいても聞こえます。大切なのは耳を澄ませながら聞き分けなければならない無名の民の声であります。発言力のある方々の考える無名の民の声を聞いて、議員として判断してこそそれが議会の質問に生きるのであります。大分前になりますが、我々の質問を上回る質問を聞いたのが実は村の子供議会であります。あれは市町村合併の議論のさなか、臼石小学校の代表が、どういうことか合併すると川俣東小学校という校名に変わってしまうという危機感をこの子供は訴えたのであります。臼石小学校を守ろうと

した内容なであります。彼は家族の話を聞き学校の友達の話を聞き地域性を考えた結果の判断にこの子供の質問の鋭さに私は驚いたのであります。久々に月刊誌である懐かしいラジオ番組子供電話相談室回答者の無着成恭さん、大分昔の人であります元気だったんですが、この方、子供電話相談室を降板したそうで、最後の番組の子供質問は「無着先生、神様と仏様はどちらが偉いんですか」これに対してどのように答えたか。無着先生、古い歌手の三波春夫さんはお客様は神様ですと言ってたくさんのお客さんをコンサートに集めたでしょ。そのお客様が段々減ってしまった。どうしてかというと、多くのお客様が死んでしまって仏様になつたんだね。だから、仏様のほうが偉いんだよと答えたんだそうであります。きょうも村の除染について、産業振興について、学校のあり方について質問するものであります、質問者を一回の答えでうならせるような一発明答を強く期待し質問に入ります。

質問の第1は飯館村の徹底した除染と産業振興について伺います。第1点目は森林の除染について。我々は最低里山の除染は欠かせないと村を挙げて訴えてきたところであります。最近森林除染はしないと出所不明のこの言葉、私どもにとつては聞き捨てならない言葉であります。既に林野庁は山林の空間放射線量2.5マイクロシーベルト以上の区域は環境省の責任で除染すべき。福島県は0.5マイクロシーベルトの以上の森林は調査事業の実施をして放射線量の高い区域は国の責任で除染すべきと主張しています。さらにつ加えると、今後発注する林業再生事業についてはそれぞれの除染完了後でなければ事業化はしないと言っています。このことからいって、飯館村全域の林業再生は四面楚歌の状況にあります。これに対して村は、国及び環境省とどのような要請行動、あるいは交渉をしてきたのかその進捗を伺うとともに、この際森林除染の不退転の決意と今後の国に対する要請行動のあり方について伺います。

第2点目は、復興再生に当たり農業の振興と林業の振興上森林の除染は不可欠であると繰り返すものであります。私どもの飯館村の産業はその中でしか振興は图れません。徹底した除染によって放射線量の低減化が最終目的ではなく、経済の基本となる産業の再生なくして真の復興はあり得ないのであります。河川、ため池の上流域の森林除染が環境の保全と林業再生につながるようにしなければならないし、これが達成しなければ農業の振興もあり得ないと思うのですが、所見を伺います。

第3点目は村土の7割以上を超える再び森林除染のことであります。除染を通じて林業産業の振興が图れないものなのか。また、このことは帰村後の雇用の面からも確立しなければならない我々の課題であります。さらには自然環境の保全、水環境の涵養を保持すべく20年、30年スパンのこれは我々の復興の戦いでもあります。私が既に数回にわたって壊れたテープレコーダーのように繰り返しております木質バイオマス事業の実施が私は有効である。産業として復興していくかなければならない課題だとこのように感じているところであります。帰村後の林業振興についてはどのような所見なのか、この際伺っておきます。

質問の第2は本村の教育と学校のあり方について教育委員会の長と村長に伺うものであります。第1点はことしの3月予算委員会、多くの時間を費やし委員会議事録を見ますと

同じ質問で14回も15回も教育長に質問をして答弁を求めたものであります。議会が特別決議として可決した村内3小学校3校長体制の復活継続についてこの際伺うものであります。一昨年の3月定例議会で議決されたあなたの間責決議、これは議会の願い、村民の願いであります。これが県の教育委員会には正しく伝わっていなかったどころか、教育長あなたは真逆な対応をしてきた。議会の特別委員会が県の出先の教育事務所に調査のため訪れて来ましたところこのことが判明して、あなたは3月議会での答弁が全く偽りであった内容であります。3校長を1人にしてしまった責任についてあなたは昨年3月議会の全員協議会でその手法が未熟だったと答弁しています。その後の村長の減給処分、そしてあなたの間責決議がなされたわけでありますから、その責任をとらないどころか飯館村教育委員会文書で県教委に要請をしている。さらに、その要請内容は昨年3月の経過を全く無視しているのにもかかわらず議会にはその説明は一切しないで独善進行した行為についていかがなものか。どういうことでこういうことが起きるのか。この際伺っておきます。

また、教育長は本年3月議会予算委員会においての答弁で人事は任命者が決めることがあって、福島県の教育公務員の人事は福島県教育委員会が決めるもので飯館村教育委員会がかかわれるという立場、権限はありません。私の質問に10何回も答弁をいただきました。違うのではないですか。飯館村教育委員会の内申書で教育事務所に提出している。かかわったのではありませんか、飯館村教育委員会の権限で。

2点目は村長に答弁を求めるものであります。私はこれからする質問については3月議会予算委員会でその走りを発しています。25年、26年と私が察するには教育委員会の教育長は北海道への移動教室の計画について挫折しましたよね。土曜授業の実施も1年おくれになった。これらの対策と同様な成果を得られないことから、先生方の職責の資質について叱責する精神的な攻撃とされている。パワーハラスメントが繰り返されました。パワハラは学校のいじめやセクハラと同じようにやったほうは感じないんです。やられたほうが精神的苦痛を受けるんです。これは定説でありますね。3月定例議会の予算委員会で質疑を繰り返しましたが、答弁では教育長は私の職業人として40年になりますけれども初めて受ける大変残念な指摘であると公式・非公式の場、会議の出席含めてそうした事実はないとはつきり答えております。また、そういうことがあれば当事者あるいは法定代理人から訴状が届けば内容を見て答弁書あるいは準備書面を提出してまいりることを申し添えますと答弁いたしました。私は教育長による先生方いじめがひどいよ。ご意見をいただいて調査に入ったところ、精神的な攻撃、過大な要求、不適切な判断の押しつけ、これらの書面を手に入れることができました。このとき人事異動で村の学校から異動した先生方へに公にしても了とする条件がついておりましたので、3月議会の場、言葉を選んで質問をしたつもりであります。あなたはこの方々を一切村からの教育現場から結果的には追い出しました。今この6月議会でこの書面を公にする私は機会を得ました。既に議員諸侯にはその一端を見せております。私はきょうこの場で初めてこのことを大きく取り上げたわけではありません。村長と副村長にも議長に間に入ってもらって事実の核の抗議を3月までにはしておりました。それがすぐに教育長のところに伝わったのか、議員に告げ口したのは誰だ、犯人探しを行われたそうであります。これも教育長はしていないと否定をしています。私

は誰が言った、誰は言わないとかという話ではございませんで、あなたは全くないと答弁しています。上司のパワハラはその後の自分の仕事を考えると訴えづらいものです。ましてや当事者みずからや法定代理人を立てて訴状で訴えると答えている教育長にできるわけがございません。相談しにくい、泣き寝入りが実態なのであります、しかしながら、今日コンプライアンスが組織に強く求められる時代にはそれは通用しません。本来ならば組織の中で自浄作用が働くなければならないんです。聖職としての学校職場、知的労働者の皆様方でしょう。その社会なんです。ましてや日常的には体罰やパワハラ指導は絶対してはならないというのがこの社会であります。特に民主主義を強く重んずる先生方に対する実態が明らかになった以上、明確な解明について大阪の教育委員会のような事実を解明する第三者調査委員会の設置など、早急な対策が必要であると私は強く思つております。村長の所見を伺つておきます。どうするんですか。

村長（菅野典雄君） 8番佐藤長平議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず徹底した除染と産業振興について3点のご質問にはあわせてお答えさせていただきたいと思います。

森林除染にかかる環境省との交渉経過でございますが、議員もご承知のとおり、村は除染の徹底が本村復興の一丁目一番地と位置づけ、議会とともに環境省初め関係省庁、国會議員などに対し繰り返し森林を含めた除染の徹底を訴えてきたところであります。去る5月19日にも自民党の東日本大震災復興加速化本部長宛てに要望書を提出してまいりました。こうした活動の中からいぐねの伐採や客土後の地力回復工事の追加など、何とか国に実施させることができた案件もあるわけであります。ご質問のとおり、現在森林の除染は宅地及び農地の林縁部から20メートルまでと、日常的な利用される一部の範囲に限られたままとなっており、森林の完全除染という私どもの主張は現在受け入れられていない状況であります。村といたしましても、今後とも議会とともに森林、特に里山周辺の除染を強く求めてまいる考え方でございます。

2つ目でありますが、ご承知のとおり、村では平成28年度までの期間で農地除染が行われておりますが、農地の水源である森林はもとよりこれに続く河川等の除染計画は示されておりません。その点について多くの村民の方からも営農再開に向けての懸念の声が寄せられているところであります、村としても林業再開、営農再開に向けては上流域、特に里山周辺の除染は不可欠なものと考えているところでございます。

3点目でありますが、前段で申し上げましたとおり、村では国に対して徹底した除染を求めていく考えであります、その一方でなかなか進展が見えない現実にも対応していくなければならないと考えているところであります。すなわち、森林の再生機能として里山の保全管理を村の産業振興策、あるいは高齢者等の雇用対策として実施する方策もあるものと考えております、里山の除染を里山再生事業として国による交付金事業で実施できないのかどうかというのも交渉しているところであります。また、木質バイオマスなど森林資源の新しい活用策も検討する必要があろうと考えておりますが、課題となっておりますのはこうした産業活動から排出される放射性廃棄物の処分先の問題であります。中間貯蔵施設の稼働時期が決まっていない中で、この一時保管などの問題が解決されることが要

件になってくるものと考えているところでございます。

2点目の本村教育と学校のあり方について、まず教育長に答弁を求めて村長の考えをと
いうことありますが、ここに立ちましたのでさきのとおり私どもの考えを述べさせてい
ただきたいというふうに思っております。村の教育関係の施策にしろ何にしろ、現在4名
の教育委員からなる教育委員会の合議制と14名の委員からなる学校運営協議会の合議に
よって決定をしていくわけであります。さらに、その施策は学校長と幼稚園長、学力向上
指導員と教育長による校長会で協議され、幼稚園、小学校、中学校、それぞれの関係施策
がそれぞれの職員会議、各種委員会で検討されながら実施されております。また、こうし
た教育行政の取り組みは教育行政評価員によって評価される制度もあるわけであります。
今まで今述べました教育委員会、学校運営協議会、教育行政評価委員会から議員が指摘
された内容はございません。また、私は学校教育の課題と成果は学校現場にあると思って
おります。学習発表会、運動会など子供たちはつらつとした笑顔、いきいきとした先生
方の動き、そして保護者の自主的な学校支援の動きを見ている限り、そうした事実はない
と認識をしているところであります。さらに、教育長が日々の業務の中でこれまでの教育
界に流れております固定観念や不合理に対し少しでも変えていい教育をという熱意は感
じられますが、感情的な言動を発しいかがかと思う場面に遭遇したことはないことを申
添えておきたいと思います。今後、行政が加わる総合教育会議というのが新年度からでき
てますが、その中でよりよい形になるよう一生懸命努めていくつもりでありますので、
ご理解をお願いしたいというふうに思っております。以上であります。

教育長（八巻義徳君） 8番佐藤長平議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

2の1と2の2が教育関係だというふうに思われますが、今2の2、村長とのご指名で
村長のほうからお答えがありましたので、2の1について申し上げたいと思います。

まず、本村の教育課題について真剣に取り組んでいかなければならぬというふうに思
っております。現在学力の向上、自己肯定感、すなわち自分は大切にされる人間だとい
うふうな感覚の育成、さらに規範意識の醸成、体力の向上、さらに携帯やゲームへの過度な
依存をどうするかなど、これらの解決に向けて地域と保護者と学校が一緒になって取り組
んでいくところであります。ただいま村立の3つの小学校の校長体制についてご質問いた
だきました。これは昨年度の議会においてもご質問を受けていたところですが、実
際に運営してみると学校からも保護者からも現在の体制に対する評価が高く、現在の体
制でもいいのではないかということから、また人事案件ということもあり、議会への報告
が不十分であった点、その点は申しわけなく思っております。しかしながら、現在大変よ
い状態で3校が運営しております。市教育委員会さらに学校運営協議会、教育行政評価
委員会、小学校の保護者の集まりなど教育委員会がかかわる組織での協議においても現体
制を望み、大きな問題とはなっておりません。これらの組織のいずれにおいても全村避難
という特別な環境のもとでは3つの小学校を3つのまとしつつも、1人の校長が3つの
小学校を兼務し教頭は3つの小学校それぞれに配置して、子供たちの所属を示す学籍簿、
これはそれぞれ3つの小学校として3つの小学校の校歌を歌いながらそれぞれ独立した
現体制の管理運営を支持する声であります。また、昨年の行政区長会でも今の体制維持を

求める声をいただきました。現体制を支持する背景には主に4つあると思います。1つには児童数が減少しても複式学級にしないで通常の授業ができるというメリット、1つ目です。2つ目には1人の校長が兼務しているために、全ての教員に兼務発令を発することができ、全ての先生が全ての児童を不安なく効率的に問題なく指導できるメリット、これが2つ目。3つ目には、さらに校長先生が2人減った分、減少した分を先生2人をふやしていただいて手厚い指導ができるというメリットあります。4つ目には、3人の校長先生がいたとき、調整に時間がかかった支援事業や各種行事、大会への参加が速やかに判断できるメリットが先生方や保護者などに理解されているからと思っているところであります。また、福島県教育委員会についてであります、特別決議の内容を検討されていると察しております。県教育委員会は教育事務所による学校訪問、学校運営に当たる校長や設置者である市町村教育委員会から事情を聞きながら、子供たちの指導上の課題、安全上の課題などを検討していただけるというふうに考えております。

次に、県教育委員会の義務教育の教員の任命権に関するご質問は何度か議会にてお答え申し上げており、同じ答えで恐縮ですが、任命権は都道府県教育委員会にあります。大きな市はその市に帰属させたいという動きは漏れ聞いておりますが、今でも都道府県にあります。したがって、私どものそれぞれの学校にいる県採用教員の辞令には福島県教育委員会が発したことが記されております。それから最後に佐藤長平議員のほうからありましたタイシンと言われたにかナインシンと言われたのか十分に聞き取れなかつた部分がありますので、そのところを教えていただければまたその件に関してはお答え申し上げたいというふうに思います。以上です。

8番（佐藤長平君） 学校教育法第7条には学校には校長及び相当数の教員を配置しなければならないと規定しております。同敷地、同建物内に学校があるとはいえ、校長を1人にして他の2校の校長を兼務させることは同法同条の趣旨に反するものであります。草野小学校、飯檍小学校、臼石小学校、それぞれ独立校であります。学校教育法第7条に基づき校長及び相当数の教員の配置が必要であることを3小学校PTA会長説明をする必要があるのでありますが、あなたは何か勘違いをして、それぞれの3PTA会長に1人体制の維持に関する要望書この中全部教育委員会関係者がかかわった文書でしょう、これ。PTA会長に聞いたところ、出所を明らかにできませんという話でした。ということは自分たちでつくったものではないということです。そのことを我々議会に本当は説明をする必要があったんです。今の理路整然とした答弁の中には学校教育法第7条に触れるなどということはあなたから発せられておりません。きょうも今の答弁で、統廃合の話が出てきました。じゃあ3小学校統合すればよいのかというと、これもまた問題であります。1人校長体制にはなるでしょうけども、村長は過去の議会で3小学校の統合はしない、そのまま3小学校続けると再三公言をしておりまして、それにあわせて我々議会も県教育委員会に一時は川俣中学校に世話をになったときにこのままでは1つになりますという危機感が、危機があって、その後、これはプレハブの小学校をつくってそれぞれ3つの学校、3つの校長室をつくってやっと分かれるわけ。備えてきたわけだ。それをあなたは未熟だというだけで県教委に内申書で出したんですよ。飯舘村教育委員会の決定として佐藤八郎議

員が再三地元県会議員を頼んで調査しましたところ、教育委員会から強い要望が出た。そんなことしておりませんとあなたはずっと答えてきましたけれども、ちゃんと内緒の内申書で出ているんです。それであなたが内申書で出した結果について、県教委はどのような判断、法律のもとにこれを認めたんですか。出先の事務所長を問い合わせたところ、学校教育法第7条は使わずあくまで飯舘村教育委員会から出た内申書においてそのことが出ておりましたので、これを地方行政法の法律で決定したということあります。小学校から中学校に校長を異動させた。中学校校長、教頭を異動させるのはいかがなのか。かかわっておりませんとあなたは答えたんですが、県教委は全て飯舘村教育委員会の内申書に要請されておりましてそれを地行法で判断した。あなたの言っている答弁は全く不正確、不誠実。我々を納得させる内容ではありません。おととしも去年も何でこんなことが起きたんでしょうか。教育長にも教育課長にもきょう教育委員長いないから尋ねますけれども、去年の8月に内申書は出しているそうです。教育委員会の決定書として出ています。この件について教育委員会は議事録でこのことを実施したのかどうか経過について教育課長にも伺います。教育長、内容が県教委の所長と話が違うのでどのような内容なのか伺っておきます。

教育長（八巻義徳君） お答え申し上げます。まずもって3つの校長を今1人の校長が兼務して運営しているということについてありますが、それについてPTAとしては現行の兼務体制、そして指導体制を維持してほしいというふうな要望書の件がひとつあったと思います。私は今3つの小学校のPTAというのは3つの小学校を支える中核的な組織だと思っています。今非常に活発に動いている。そうした中で漏れ聞くところによりますと、何か教育委員会のやらせのような表現を聞こえてきたときに、私はこれほど一生懸命小学校を支えるためにPTAの保護者が力を集めてやっているときに非常に残念な思いをしました。私はPTAに対してやらせなどという意識は持っておりませんし、また、そうした表現は大変今のPTAの自主的な組織を愚弄するという内容ではないかというふうに懸念をしていたところであります。

それから2点目の内申についてですが、私は内申という言葉は人事のときに使っておりまして、8月の内申というのは私自身も存じ上げません。それから内申という言葉はご承知のように高校入試とか大学入試のときに内申書というのがあります。そのときに内申書というのは送られた側がそれを見て決定することです。送られた側が決定する、したがって、以前3月の議会に佐藤長平議員からことしの人事、それから去年の3月人事について3月5日前後に質問いただきました。私は今の段階でお答えすることはできませんというふうにしてご理解を賜りたいとお話ししました。それはなぜかというと、我々その後に内申事務があります。それは様式が決まっております。したがって、それを出してから最終的には3月のことしだれば23日をめどに、それによって発表されるというのが人事なんだろうというふうに思っております。したがって、今お話ししたように教育関係では内示の段階で漏れるというふうな同じ県職員であっても教育面は別個な残念な面はありますけれども、そういう面でまだお話しできないということで重ねてお話し申し上げたところであります。したがって、私はそれを受けた決めるのは、これは最終的に先ほど申

し上げましたように教員の任命権は県教委にあるということは全く変わりません。

教育課長（村山宏行君） 8月の内申ということでご質問あったんですが、教育長言われましたように、記憶にございません。また、教育委員会でも議決もございません。

8番（佐藤長平君） 教育委員会の議決もなくて今年も、去年も、もう一回県教委に行ってただせばわかるんですよ。どんな内申書が出たのか。自分勝手に書いて出したのかな。議決がないのでは。政教分離、あなたは政治の介入を誘っているのではないか。1回でもうそをつくからずつとうそをつき重ねなければならなくなっていくのではないか。何で正直に答えないので。1人校長が学校教育法第7条に触れるんですよ。父兄云々も言いました。議会は無視していいの。あなたは議会を全く無視して県教委とのやりとりをしたんですよ。人事も含めて。結果だけでしょう。県の権限は。県教委の権限は。あなたはプロセスにちゃんととかかわっているんだから、県教委も言っているんだよ。教育委員会の内申書としていただきます。出していない。事務方が言っている。議決したこともない。片方は受けとて地行法でこれを処理している。調べればわかるからいいんですけども、いつまでもそうやって逃れ切る。それで執行部と議会の両輪の関係は確立できるんでしょうか。もう一回聞く。教育委員会の議決もない内申書なるものが何で福島県教育委員会の早々教育事務所長のところに行ったんでしょうか。聞いておきます。

教育長（八巻義徳君） お答えします。内申を私は2つに分けさせていただきたいと思います。

8月の内申については存じ上げません。それから3月の人事に関する内示、これは佐藤長平議員もご質問されたのが毎年3月5日前後であります。その後に私どもは3月9日に内申ということで県教育委員会の決まった様式に事務局が書いて提出します。それを受け3月23日までに決めて発表ということになります。したがって、今お話ししたようにあの日も問責決議をいただいたときも3月にわからない、人事話せない、うそだというふうなお話をいただきましたが、実際に3月5日前後においてはお話しできる事態ではない。まして内申の前である。ですから、お話しできる段階ではありませんということを重ねて申し上げたところであります。

それから、あと議会との関係ですが、私はそれぞれ組織には機能と役割があると思っております。その中で議会は政治的立場から、あるいは教育委員会は教育的な立場から、PTAは親御さん、それから先生の立場からいろいろお話をいただくものだと思います。それぞれの立場を真摯に受けとめながらやっております。以上でございます。

8番（佐藤長平君） 小学校の3小学校体制から1人にする。これは一昨年3月の全員協議会では村長を含めてもう一回3校長の実現のためということで合意しましたよね。あなたは何でそんな勝手なことをしたのか。私は未熟でしたと言った。でも、あなたは問責決議を受けたんです。3月に問責を受けて8月に教育委員会の決議もなしにまた教育事務所のほうに内申書を出した。県教委も事務所長はそれで学校体制でありますので12月に審議のほうで判断いたしました。答えているんですよ。あなたからきっちと上がってきたから対応しました。地行法だそうです。人事も4月1日、何でことも聞いたんですか。それも内申することで出たんだそうです。それで地行法で対応したという県教委の答弁です。あなたはそこのところを私に答えていませんよ。この間から、ずっと。3小学校、3校長、あな

たは仕事をしてこなかったんですよ。もし変わるとすれば我々議会に説明責任があったんですよ。決めてから申しわけなかった。通用するわけないんだよ。もう一回言うけれども、県教委ももう一回私ども出先に行けばわかるんですよ、これ。正直に言いなさいよ。3校長1人にもう一回頼んだ。人事はどういうふうにしたいか。何であなたは言っていたの。そのことをはぐらかすからずっと時間ばかり食うんだよ。はつきりしてくださいよ。

教育長（八巻義徳君） 今お話を大きい声でいただきましたけれども、実際に地行法で地方教育行政に関する法律は存じ上げておりますし、そこで内申の規定があることも存じ上げております。それに従って3月5日前後に毎年ありますけれども、それに基づいて個別的人事案件について内申することも確かでございます。その内申を受けて高校入試と同様に、内申書同様にそれをつけて最終的に任用権者であるところの県教育委員会が判断するということあります。私どもはその前段階というのは多分10月ごろ、いつも10月ごろですが、福島県の教育委員会の出先である相双教育事務所から今の今各校教育の現状なりの事情聴取があります。また、いろいろ協議もあります。そうした中で私どもの今の教育の現場の課題を当然校長たちにも今の現状と課題を聞いていきます。そうした中でその後、11月以降になるかと思いますが、教員から希望が出てそして人事の作業に入るというのが実態ではないのかというふうに思います。

それからあと、議会についてでありますが、昨年の6月にも類似のご質問が出て、今の学校の状態から見て何とか今の3人体制、非常に先ほど4つのメリットを申し上げましたが、そうした点からも継続させていただきたいというふうに類したお話をさせていただいた経過もあろうかと思います。そうした一連の流れ、ご理解賜ればありがたいというふうに思います。

8番（佐藤長平君） 去年の3月の全員協議会で未熟でまづかったというかあなたは答弁しているんですよ。それで、村長は3月17日にすぐに県の相双教育事務所に行って答えはもらってきてているんです。ことしへきないけれども来年は3校長になります。県教委に聞いたところ、前村長が会った事務所長と今の方はかわられたんだそうです。伝えられなかつたということで、8月に内申書が出て校長体制でありますので12月に次のほうで判断してという状況の話であります。ですから、あなたは1人がいいとか何とかという前に我々議会にそういう重大な経過があったわけでしょう。問責決議まで出る。そのことを踏まえた活動も実際しないで、あなたは1人にまたてしまったんですよ、結果的に。議会に何の説明もなく村長にもしなかつたでしょう、あんたが。何でこんなことが起きるんですか。我々はこここのところを今その答弁を求めているんです。かわった事務所長にそういうまた要望出せば来るの当たり前だ。流れは違ったわけでしょう。議会を無視してなんそなことをするんですか。答弁願いたい。

村長（菅野典雄君） 教育長にまた答弁させますけれども、ちょっと今のお話の中で私のほうからお話を、また議会の皆さん方にもご理解をいただきたいと思います。3人の校長が1人になった。そこで皆さん方は3人にするべきではないかという話、そして今ご質問の中には私は教育事務所長のところに行ってそういう声もありますのでという話をしたところであります。そのときに所長の話は教育委員会、今となっては人事は動かせ

ませんから、村のほうから希望があればまた来年もとに戻すことはできますという話で終わったということあります。この話は皆さん方にもしたというふうに思っておりますし、また、その過程で1年間やってみたら先ほどから教育委員会教育長が言っていますように、非常に今まで以上にスムーズにいっている。これは私からも見ているところあります。なかなか同じところにいて3人の校長ということは、それぞれ責任のある人たちが3人いますから、いい形にもなるかもしれませんけれども、むしろ逆なほうが結構多いというのは外から見てもあったわけでありまして、そこでも皆さん方の声が1人のほうがスムーズではないかという声があったので、そのままの意向というその辺を皆さん方にお話ししなかったのは全く私たちの不徳の致すところであります。ただ、少なくとも子供たちのこと、学校のこと、いろいろなことを考えれば今のような形の中で1人で行こうと進めさせていただいたところであります。何せ、議会の皆様方のところの希望にこういう形だというのを途中でどの辺になるかわかりませんけれども、なかなか話せなかった。人事のこともありして話せなかっただることは、人事の件は別にしても大体のそういう雰囲気なり何なりは話しておくべきことではなかったのかなと思って、私も反省しているところでありますけれども、そういう状況でありますので何とぞご理解をいただければというふうに思います。

教育長（八巻義徳君） ご理解いただきたいということでまた説明させていただきます。今議会の説明に対してお話をいただきましたが、昨年の6月議会でお答え申し上げましたということは先ほど申し上げました。それからもう一つ、1月と2月の全員協議会でお話しさせていただいたというふうに思っております。ただ、そのときに佐藤長平議員が確かに席をはずしていたことはあったかと思います。ただ、1月、2月、こうした方向で学校運営をさせていただきたいんですというようなことをお話しさせていただいたかというふうに思います。

それからあと、なぜ村長に話していないのかというようなこと、これは悩ましい問題もある。私ども、今度総合教育会議という新しい法律が変わって首長との話の場を設定することになっている。その中で議題として望ましくないこと、それは2つ何と何などというふうなことで挙げられております。それは人事の関係と授業のことです。教える内容についてであります。そうしたことと、全て私は首長である村長に相談したり報告したりしていなかったということは確かであります。

8番（佐藤長平君） 村長の1年やってみてでないでしよう。4・5・6・7月このくらいのうちに変わった。8月に内申書出しているんだから口も渴かないうちにやったんだよ、これ。議会に1月、2月に言った。あなたは6月、7月に頭決めたんでしよう。でないと8月に出せないでしよう。なんでそんなうそつくんだ。教育委員会の決定もしない、議会の説明もしない。何でそんなことが県教委との交渉ができるんですか。それはあなたの権限逸脱していますよ。押し問答、認められない。まず言っておきます。県教委にもう一回行って確かめますのであなたがどういう行動をとったのかこの間第1回目だったので第2回目行ってちゃんと聞きます。あなたの言っていることが本当なのかどうか時間が迫っている気がします。去年の3月議会もことしの3月議会も同じだ。14回も15回も説明しても

全く答弁しない。パワハラ行きます。議員が指摘された内容はございません。私も感情的な言動発しいかがかという場面に遭遇したことはございません。私資料届けましたよね、村長のところに。何度もございません。精神的な攻撃、過大な要求、出したんですよ、これは。それは全くなかった。私には何も言っていない。せっかく手に入れた。栄養士に対して当時の栄養士が給食センター立ち上げの際、人事案を提出したこと。経験知識が全くあなたはコストの計算が全くできていない。信用できない。能力がない。叱責を受けたそうです。人事案白紙撤回。教育長は自分でやると言ったそうなんですが、愛澤課長が助けを出したようですね。あなたに答弁しろと言わないから。電話での対応とこの電話での対応でこのばかにしてるのかと言っているから周りの職員が聞こえたんだ。あれひどいよ、あんたの。教育長は思い通りにならない場合、電話で大声でばかにしているのか。これまで2回言われたそうです。その都度強い精神的ダメージを受けた。電話の周りでその会話を聞いた教育委員会職員の皆さんはどう思ったのでしょうか。そこから私のところでおかしいのではないかということで来ているわけ。叱責、教頭としての資質等について怒られた。あかずの金庫を一生懸命にあけようとしたらあかなかつた。過大な要求、教育長が我が権限でないところまで及んでやつた結果ですよ、これ。愛澤君が間に入って何とかした。何でこんなことまでやるの。先ほどの質問で村長言いました。いじめたほうは感じないんです。いじめられたほうが感じるんです。常識でしょう。受けたい情報、正確な第三者委員会なりしてこれに対応する考えはないんでしょうか。

村長（菅野典雄君）　この文書はいただいておりまして、そういうことがあったのかどうかなかなか確認するわけにもいきませんので、何せそういうことのないようにということは教育長に注意はしておりました。それで、先ほども私の答弁の中でお話をしましたけれども、人それぞれ考え方の違いがありますけれども、我々は毎日いる中でどっぷりとこれでいいものだとかそういうふうに思っているところも多々あるなという気はしますが、そういう中から新しい感覚で少し向上しなければならないのではないか、考えなければならぬのではないか、そういう中で出た言葉がほかから見ますと少し言い過ぎではないか、あるいはおかしいのではないかということも出たのだろうというふう、出たことがそういうふうにとられたのだろうというふうに思っています。そういう意味で、確かに言葉には気をつけなければなりませんし、態度も上に立つほどしっかりとこうべも落とすことも必要でありますから、そういう意味でこれからも注意をしていくように私のほうからも、そして私自身も、これは皆さん方もみんなでこの大変な難局を乗り切るためににはそういうことをお互いによい気持ちの中で注意をしあってやっていくということが大切ではないかというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただければと思います。

8番（佐藤長平君）　精神的な攻撃、過大な要求、いろいろあったけれども認めているもの大きしたことないという判断なんでしょうか。注意はした。村長も教育長も3月予算委員会では全く否定しているんです。その程度認めるんでしょうか。

村長（菅野典雄君）　確認のとりようもないで、認めるわけではございませんけれども、そういう声があったということになればこれから常に注意をしていかなければならぬということあります。

8番（佐藤長平君） 苦痛を訴えた先生方全部飛ばされました。職場ではこういうこともあるんでしょうけれども褒めなくてはならない。いじめつけてばかりいて、その人が一生懸命仕事をするわけがない。あなたはその繰り返しをしていたから文書で出てきたんです。あなたは加害者です。被害者がいたんです。加害者としてのあなたのここで弁明を聞くから。
教育長（八巻義徳君） 3月に申し上げたとおり、パワーハラスメントというふうな意識は全くありません。それからあと、今佐藤長平議員も言われたように、ただ叱るだけではなく褒める大切さを感じております。

。そういうふうなことで、

いずれにしろ動機づけるというのが大切なことだと思っております。今後ともそうした教育長としてしっかりとやっていきたいというふうに思います。

8番（佐藤長平君） この被害者の文面は公にしていいんですね。

村長（菅野典雄君） それぞれその文書が正しいか正しくないかというのはそれぞれの判断だと思いますから、出す出さないがこちらが出さないでいただきたいというつもりは全くできるわけではございませんので、それは当人の自由ということになると思います。しかし、我々は常に子供のことを考え皆さんの方を聞いてこれからもしっかりとやっていきたい。この気持ちは村も教育委員会も同じだというふうに考えて

8番（佐藤長平君） もう一回聞きます。パワハラがあったということで被害者からの声が寄せられました。これを認めるんですか。

村長（菅野典雄君） パワハラの加害者と被害者がどういうふうな形なのか、誰なのかが全くわかりませんけれども、もしそういうのがわかればそれなりにお話をして、どこかで行き違いがあったりあるいはそれぞれの思いの中で誤解があったりということがあるだろうと思いますから、その辺のところはやるしかないのではないかというふうに今のところ思っているところであります。

8番（佐藤長平君） 総務課長、教育課長、役場の組織の中、教育委員会の中、コンプライアンスではどういうふうにするの、これ。どういうふうにやってきたんですか。

副村長（門馬伸市君） 役場のパワハラ、セクハラについて大分前から目安箱まで置きませんけれども、そういう声を聞く機会ができるだけ内密にということで話はできるだけ聞くようにしてきました。それで、これは難しいんです、非常に。少ない職員の中で特定されるということは非常に難しいんです。今メンタルヘルスのチェックやっています。避難して相当精神的にも肉体的にも職員疲れています。そんな関係でメンタル面も大分疲労感が強いので、2年前からその辺のところを専門業者に頼みながらやっていますが、それも特定をしてということになりますと非常に人間関係といいますか仕事関係が少ない職員の中では難しい面がいっぱいありますので、その辺は慎重にしながらもそういう体制をしっかりと把握するように努めてはいるつもりです。

教育課長（村山宏行君） パワハラなりにつきましては、よく研修しておりますので、総務のほうの中でそういったことは意見集約され、あるいは返したりというふうに考えています。

8番（佐藤長平君） 村長なんだか役場のコンプライアンスの中で処理できるでしょう。

我が家でそれでいいと思っておかないで組織の問題だ。そのためコンプライアンスのほう

ができたんでしょう。前よりもそれでは会議開いていないとか何とかという県の監査で指摘されて困っている。やらなければならない。報告しないと。そこでやるのか第三者委員会をつくるのかはっきりしてください。それでいいと思っておくわけにいかないぞ。

副村長（門馬伸市君） 職員のその部分については私が今話したとおりなんですけれども、教育長の件についてはどのようにするかというのは本人も今お話のように聞いておりまして、教育長の意見もある。しかし、反対の意見もあるという話を今聞いたわけですので、その辺のところはどういう形で事実関係はどういう形なのかというのは村としても調べたいなと思いますけれども、第三者委員会とかそういう固い組織の中でまた検討するとなるとこれまた先ほど申し上げましたように小さな職場の中で人間関係がぎくしゃくするということも十分考えられますので、学校の先生との関係は私はちょっとわかりませんが、少なくとも職員の内部でのそういう事実関係というの調査はできますけれども、職員でない県の職員の先生方のことについて私は

○ 8番（佐藤長平君） 今そういうふうな状況なんでしょう。ですから、私は村長・副村長に最初伝えたんですよ。3月議会にも内容の中身に触れないでパワハラという言葉だけで注意勧告を私はしたんですよ。牽制したんです。牽制されたほうからの謝罪一つないんですよ、これ。変なこと言ってるけど。だからこれどんどん進めなければならなくなっていくんでしょう。私は3段階できょうに至っているんですよ。何でもっと早く手当てしないの。そういう答弁を出している。だから2回、3回前から言っているんでしょう。対応してこないからでしょう。

議長（大谷友孝君） 長平議員、32分までです。

8番（佐藤長平君） ここまで来た以上はどこかで真実をきちんとしなければ。私はそういうことを望まなかつたために最初言ってきたんだからね。スキャンダルを暴きだすためにやってきているんじゃないんです。3段階できちつとやってきたんですよ。今回だって事前に質問書で出しているんですよ。今副村長が言ったような対応が全くとれていません。こんな組織ありますか。村長、これはきっとしてもらわなければだめだ、やっちゃんとしたんだから。ちゃんとつくることを答弁を願いたい。適当なこと言っている教育長、あなたは不適格者だ。私はやめてもらいたい。公式の場で申し上げますけれども、今後議会と両輪の関係をあなたは築くことができない。集団と集団のトップとしてあなたはそれを切り回す能力がないんだから速やかに私はやめるべきだと思う。やめてくださいよ。もしやめなければ来年の秋にはあなたをやめさせます。まず村長にこの事実確認について役場組織中の規則にしたがってできる限りの努力をするのかどうか、する方向で答弁をいただきたい。時間になりますので。

村長（菅野典雄君） やったやらないという話も私は確認がとれませんから、注意はするようにしていることはずっとやってきました。我々はたとえ私だろうと誰だろうとそういう動きをしっかりと持つていかなければならないというわけで、仮に教育長がそういうことがあったとして、それがずっと続いている話であつたら今のようなことも当然これから考えていかなければならないということですが、決して私はそうではないというふうに思っていますし、その事実関係も今のところなかなかわからないということあります。ただ、

こうしてまさに今復興、避難の中で学校をどういうふうにするか、子供たちのことをどうするかというところをまさに大切なときにこういう形だけで果たしてそれが子供たちのために、村の教育のためにいいのかというと私はそうではないというふうに思っています。ここをどういうふうにそれぞれの立場で注意もし、反省をし、前に向かっていただきかということが大切ではないかとこのように思っている。いずれにいたしましても、細心の注意を払ってこれから飯舘村の教育行政に頑張ってもらいたいとこのように思っております。

議長（大谷友孝君）　長平議員、着席願います。

7番佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君）　大変私の前に非常に重大なここ1年、半年ぐらいの間にいろんな大きいことが協議されましたので、私はそれより前の4年3カ月をどう見るかということで、ずっと見ていきたいというふうに思っています。御存じのように、私たち議員は3カ月、3カ月に一般質問という場があつて、3カ月の間に住民や村民の生活実態、要求、要望、声をどう村政に生かすかという任務があつて、村がやらなければ提案をしやらせていくという役割、もちろん行政がどういうふうに村民のためにやっているかをチェックをする、そういう基本的なものがあつて議会というのが開会され、この場で論じられたものは全国、村民初め多くの方々が公開とするものであります。でありますから、何回となく先ほど長平議員からあったような答弁を繰り返していくと住民等の信頼はもとより私たちが村民に皆さんのお話を報告することが、そのこと自体が村民にうそをつくということになっていくものであります。そのことを十分考えて答弁を願うものであります。あの村民の生活全てを奪った原発事故が発生してから4年3カ月が過ぎ去ろうとしています。ときどき村に帰ってみると、放射性物質の汚染物がフレコンバックに山のように積まれています。本格除染が始まられてからの飯舘村の悲しい風景であります。しかし、除染したから放射性物質が除去されたのか。体を被ばくするもとがなくなったのかと計測してみると、現実はそうなっていないのが実態であります。加害者は村長は放射性物質が目に見えない、におわないと利用して加害者の都合を優先して既に被ばくしている村民をさらに被ばくさせようとしていろいろな事業を掲げ、最近では29年春までに避難解除、役場は28年春にも帰還しているという報道であります。放射性物質が体にどのように影響するのか、村長はよく答弁で言います。それは村民一人一人の考え方です。と片づけておりますけれども、村長の連れてきた学者、医者などが幾ら大丈夫、直ちに影響ないと言つても、子供初め村民の方々は各種検査する中で病気となり健康な体を取り戻すために入院・通院しているのが実態であります。国・加害者が一方的に打ち切りをもくろみ早く安く片づけたい。そのためと原発再稼働や原発輸出を実行し、東京、大阪など大都市では言えないことを、やれないことをこの被災地福島では自由に発言し実行しているのです。もちろん、マスコミも押さえて大企業、事業家も味方にしているのであります。村民初め多くの国民が今求めているのは真実なのです。真実があってこそ先が見え、未来があるのです。しかし、この真実さえも村長も手伝つて隠したりごまかす、過小評価することになっているのです。村民の代表、家族で言えば世帯主である村長は何も悪くなかった、ただ、放射性物質によ

る被ばくをさせられた村民のために実行することは村長も公約で村民に約束しているように村民一人一人に本当に寄り添うこと。村民の健康を最優先すること、村民への賠償を確実にとしたあなた自身が村民に約束した村長選での公約を守るためにあります。今国はこの際として原発事故は解決したかのように多くの国民の関心がいかないようにと憲法9条を踏みにじり、日本を海外で戦争する国につくりかえる戦後最悪の法案を提出し、夏までには成立させようとしているし、さらに年金や医療、介護など社会保障も見直すとして国民負担を押しつけ、まるで金稼ぐ人は病院から引き離すような政治を実現しようとしています。このような社会情勢の中、村民の声、要求を議会、村政に生かすため質問をするものであります。

初めに、先ほど申し上げた去る4月21日報道があった村民に寄り添うの村長の公約破りの件についてですが、過去に市町村合併など村民にとって大変重要な案件は住民投票まで実行しているが、このたびの政策発表のあり方が村民に寄り添っていないがこのまとめ方と発表の考え方をまず伺うものであります。第5版は村民懇談会の初日であったし、村長の言うまでいな村民の声を聞いて見直すところは見直す。その最初の懇談日の朝に新聞報道があつたのであり、この議会で正式なことにしたいと言っていることからして村長の言動はおかしいというのは当然の村民の考え方ではないでしょうか。まるで加害者の代理人のようであると思われるのは当たり前ではないでしょうか。

次に議会、区長会、自治会などの村としての位置づけ、どうあるべきと考えているのか伺う。原発事故前には行政、村民、各種団体が協働のむらづくり、計画作成から村民が十分な数を入って各地区から出された代表がそういう流れでやってきたものであります。こんなときだから各地区の村民の声、提案を丁寧にまでいに聞いてというのが当たり前ではないですか。今こそその原点に帰って村長の公約にある村民一人一人に寄り添うべきではないですか。村民への約束である村民の健康最優先における村独自の検査体制をしっかりとすることはどんなことか。独自で国県村にて実施され、長期にわたる放射性物質で被ばくした村民の体にの、今後の考え方はどうしていくのか伺います。最近4年3ヶ月たった今、やっと、例えば私が深谷でどんな生活あのときしていたのかでどれだけの被ばくをしたかわかるような数値が出てまいりました。村民全体の数値も出せるような状況にあります。そのことからしてこれから長い間の村民の体への考え方、健康の守り方、治療の仕方、慰謝料などさまざまなものを伺うものであります。このたびの議会にも多くの村民より村長の公約にある賠償を各自にという要求があります。もともと村長の村民への約束でもありますが、村長の目指す確実と賠償とは何ですか。さらには村民70%以上の方々が不満としてADR、裁判など直接要求していることへの村民のためになる村としての支援を伺うものであります。村長は過去に浪江町や川俣町山木屋への責任もとれない、謝罪するしかない村長の言動がありましたけれども、村民のためにどう支援するのか行政執行を求めるものであります。この4年3ヶ月の村長の言動は初めに避難しなくても大丈夫とし、加害者言いなりの村民分断に力をかし、今度は帰村宣言までというようにこうみると国と交渉と言っているが加害者代理人なのかと誤解を受けることが多いのが誰が見ても明らかであります。きちんと誤解を受けている要因を説明すべきではないですか。村長が村民との

約束の村内の除染をしっかりと、村内全面積の約15%実施されることか。その真意と除染をしっかりとという真意、法律で決定されている年間1ミリシーベルト以下というもとどおりの環境にするための政策計画をきちんと村民に示すべきであります。国の言っていることのみの報告ではなく、被害を受けた飯館村の代表としての考えを伺うものであります。

原発事故前は箱型つくりの村よりソフトで人づくりとなっていましたが、事故あつたためか最近は箱型つくりになっている。第5版含めいろいろ考えるようであるが、実施されることでの当年度負担は幾らか。村財政の收支はどうなっていくのか。介護保険負担、先日新聞で報道ありました。何と日本で2番目に村民負担が多いという村であります。今後公共工事での働く労働者の健康放射能被ばくからきちんと守るのかどうか。これも請負会社ばかりではなく村としてもしっかりと指導、チェックが必要と考えます。後に飯館村で働いたときがあったので病気になった方は私は困ると思います。公共工事に使用される材料などに放射能発生はないのか、伺っておきます。

既に村内、村外において例えば木材にも深部まで放射性物質が入っていると確認されています。目に見えない、においないと業者自由にさせたらどうなるのか。村としてどのように対応されるのか。例えば、昨年から飯館村当時勤務された職員は年間1.1から2ミリシーベルト被ばくしているという報告がありましたけれども、見守り隊の方々は年間3ミリシーベルト以上だという方もあると聞いています。過去に特別養護老人ホームの中庭と外の間の廊下の端を計測したら、特老が言っている安心安全の放射線による高い数値があることも確認されています。避難に至った原因である放射性物質についてですが、村長がどのように言動してもごまかしてもマスコミ報道させても村内全面積約80%除染しない、汚染物も片づけ終了もしくは運搬も終わらないです。したがって、早く戻れば放射能被ばくを体験させられる生活になるのではないか。村民の長としてそんな生活をさせないことが村長の役割ではないですか。村長は村民にさらに放射能被ばくをさせたいのでしょうか。この原発事故は国・東京電力と加害者あっての公害被害であります。村民のために村挙げて日本、世界の英知を集めて放射性物質の完全除去と隔離をさせるべきであります。そのことの実現こそ事故を乗り越える一人一人の復興であります。急ぐあまりに村民を物事のように放射能と暮らす生活にしていくのが村長の役割仕事ではないであります。人災の原発事故の責任を加害者にとらせるための役割任務を村長に強く求め、発言と提案にするものであります。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため、暫時休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時52分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後1時10分）

議長（大谷友孝君） 答弁、誰からやるんだ。

村長（菅野典雄君） 7番佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

村民に寄り添うについてでございます。村では原発災害による全村避難以降、ほぼ毎年復興計画を策定して昨年までに第1版から第4版まで計画をつくってまいりました。現在は第5版についてまとめを行っているところであります。復興計画の策定に当たりましては、第4版では行政区ごとのワークショップを開催し、住民それぞれに自分たちの地域の復興のあり方、さらには土地利用計画なども検討していただいて計画に盛り込んでいるところであります。また、第5版につきましてはさらに村民の意見を取り入れるようにということで、教育部会、暮らし部会、健康福祉高齢者部会、農地保全営農再開部会というふうに4つのテーマで部会をつくり、それぞれの部会も七、八回の会議を開かせていただいて、村民の議論、意見交換というものを進めて復興の方針について検討してきたところでございます。さらに、復興計画策定後は20行政区を対象に懇談会を開催し、村民から出された意見につきましてはできるだけ計画に反映されるよう努めてきたところでありますし、今後もできるだけ皆さん方の声を聞いて村民との意見交換に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

それから組織についてということであります。第5次総合振興計画までいライフを村づくりのスローガンに掲げて、これまで村民と一緒にになって村づくりを進めてまいったところでありますが、御存じのように原発災害による全村避難ということになってしまいましたが、この考え方は何らか変わっているわけではありません。その中で行政区は村づくりを行う上で最も関係の深い重要な組織の一つと思っているところであります。飯館村の村づくりは行政区住民それぞれが自分たちが地域をよくしよう、みずから地域づくりに励んだ結果が今なお住民の村づくりへの高い意識になっているというふうに考えているところであります。一方、自治会につきましても避難によって従来のコミュニティがばらばらになってしまったわけでありますけれども、行政情報の伝達、さまざまなイベントの開催、あるいは高齢者の見守りなど村民同士のきずなを維持し、精神的にも村民を支えてきていただいた。これがまさに避難生活においての自治組織、重要な組織であると考えているところであります。ですから、村の方針はまでいな村づくりであります、20行政区、自治会、どちらも住民自治における重要な組織でありますのでこれからも連携を密にしてまいりたいというふうに考えています。また、当然のことながら最終的には議会の皆様のご理解が必要でありますので、今後とも議会との協議、連携を密にしながら復旧復興に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

3番目の村民への賠償の確実についてという3点のご質問であります、関連がございますので一括でお答えをさせていただきたいというふうに思っております。まず、1点目の確実な賠償とは何かということであります、原発事故によって全村避難が強いられ、しかもこれだけ痛めつけられる村民のためにも原発事故がなかったらかぶることのなかった損害を可能な限り賠償させることであると認識をしております。具体的には精神的損害、営業損害、財物損害、家財損害などを賠償の請求漏れがないようしっかりと対応することであると考えているところであります。

2つ目のADRなどへの村の支援の件ということでありますが、今回の原発事故による損害賠償については一定程度の公平性の観点から国において原子力損害賠償紛争審査会

というものが設置されておりまして、損害賠償の基準を示し、これに基づき賠償がされているところでございます。この基準に不満を持たれている方はADRや裁判手続による請求がされることは当然の権利であり、否定するものではありません。ただ、村としてはいろいろな方法を通じてこの紛争審査会での提言などをしてよりよい損害賠償というものを求めているわけでありますが、紛争審査会の基準を超えて損害賠償を求める考えはありませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

最後に3点目ですが、私は今まで一貫して村民のために一つでも多くの賠償を入れるために国、そして東電に対し加害者という意識を常に持って速やかな賠償の支払いや村民生活を安定させるよう、村民に寄り添った形で取り組んできたところあります。村として取り組んできた主な成果としては、まず第1に宅地建物の賠償では相続登記がなされていない場合は2等身以内の相続人全員から証明などをもらうことにより請求できることになりました。また、他の相続人から同意を求めることが難しい場合には公正証書で請求できることにもしたところであります。第2に、田畠の賠償では牧草地、原野などが農地基本台帳に確認できれば畑として認められるということをお願いをしたところであります。また、住居確保の賠償では帰還困難区域のみに認められていたものを居住制限区域や避難解除準備区域も同様の賠償を受けられることになりました。そのほか、井戸の問題、その他幾らでもあるわけありますけれども、このように村では常に村民の立場で国・東電と積極的に交渉をし、それぞれの賠償についてもできるだけわかりやすく、また住民懇談会などで丁寧に説明をしてきたところであり、今後もこの考えに変わりはありませんのでご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

他の質問はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

健康福祉課長（高橋正文君） 私からは佐藤八郎議員の村民の健康を最優先についてとのご質問に答えさせていただきます。

村民の健康管理につきましては、原発事故の放射性物質による健康被害の状況を判断するために甲状腺検査と内部被ばく検査を避難直後から福島県が事業主体となり実施しております。村でもホールボディカウンターを購入し、あづま脳神経外科病院に設置し内部被ばく検査を実施しているところでございます。甲状腺検査につきましては福島県が事故当時18歳以下の方を対象に2年に1回実施しておりますが、村では県が実施しない間の年度にも独自に検査体制を整えて切れ目なく毎年実施できるようにしているところでございます。

また、県でも村が実施する検査項目に加えまして白血球分画等の検査項目を上乗せして実施しているところでございます。今後につきましても長期にわたり継続して検査できる体制を維持し、村民の健康管理について安心安全が確保できるようしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは質問4の1点目、しっかりととした除染は村内全面積の約15%実施させることか。真意と年間1ミリシーベルトの基準にするための施策についてお答えいたします。

まずしっかりととした除染ですが、村の除染は国が平成25年12月に示した除染計画に従って進めております。国の除染計画におけるガイドラインでは人の健康の保護の観点から生活圏を優先して平成28年度末までに宅地、建物、農地、道路とそこに隣接する林縁部から20メートルの森林などを対象エリアとして面的に実施するというものであります。村としては、まず現在進めている国の除染計画による除染をしっかりと進めるよう国に求めているところであります。また、村民が安心して帰村できる環境づくりが必要と考えておりますので、今回の除染計画エリア外の宅地、農地等の林縁部20メートルから奥の里山やため池、河川などの放射性物質の低減施策などの実施を国県に強く要望しているところでございます。

次に、年間1ミリシーベルトの基準にするための施策の計画であります。現在の国の除染計画では長期目標である追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指しております。については、今回の除染等の結果を点検評価をし、村とともに次の対応方策を検討して、平成29年度以降に適切な措置を講ずることになっておりますので、今年度中に国と平成29年度以降の対応について協議してまいりたいと考えております。

次にご質問の6の放射性物質についての2点について、関連がございますので一括でお答えさせていただきます。まず、1点目の村内全面積約85%を除染しない中での村民生活は放射能被ばくを体験させられる生活とならないのかについてお答えいたします。現在の村内の除染は先ほど答弁されたとおり国のガイドラインにより人の健康の保護の観点から生活圏を優先して住環境を中心に面的に除染をしておりますので、村としてはできる限り空間線量の低減を求めてまいります。また、除染を完了した宅地についても国は局所的に高い放射線量箇所があれば再度除染をするフォローアップ除染も今年度から正式に取り組むようになりましたので、徹底した調査と対応を求めているところでございます。村としては村民が村に戻られたときにできるだけこののような放射能被ばくとならないよう今後も徹底した除染を実施するよう国に求めてまいりたいと考えております。なお、森林、河川等の除染計画が具体的に示されておりませんので、引き続き国に求めてまいります。

次に放射性物質の完全除去と隔離であります。完全除去については先ほど述べましたとおり全村に降り注いだ放射性物質全てを除去することは難しいと考えておりますので、できる限り除去するよう国に求めてまいります。また、除去した廃棄物につきましては中間貯蔵施設への搬出が実施できるまで、生活空間からできるだけ離れた仮置き場、仮々置き場等で遮蔽をしながら一時保管をしてまいります。以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは5点目の村の公共工事についてお答えをいたします。まず、5の1の後年度負担の件でありますが、平成27年度は復興をさらに加速させ帰村へ向けた着実な村内の環境整備を図るために交流センター、公民館です、建設工事、それから飯舘分署建設工事、さらに深谷地区復興拠点整備事業、大谷地団地の住宅の建設工事、さらにはごみ焼却炉の施設の整備事業などなど、多くの公共施設整備の予算を計上しているところであります。これらはいずれも避難指示解除後の帰村の重要な拠点になるものであります。村民にとっても必要かつ重要な公共施設であります。村では福島再生加速化交付金

などの国県の補助金等を最大限活用して、一般財源をできるだけ使わないよう財源確保に努めてまいりましたところであります。さらに、国県の補助対象にならない事業費については地方交付税で後年度に財源を措置される過疎債を活用して、公債費返済に係る後年度負担の軽減を図っていく考えであります。

施設整備にはご承知のとおり初年度の建設費用だけではなくて、後年度に施設の維持管理経費、あるいは人件費を含む運営経費などなど、いわゆるランニングコストが生じるわけであります。具体的には交流センターの公民館ですが、それからごみの焼却施設については震災前の同施設に要していたランニングコストを参考に試算をしてみると、概算ではありますが、1年間のランニングコストとしては公民館交流センターのほうは約1,000万円、ごみの焼却施設は約5,000万円であります。なお、ごみの焼却施設は普通交付税の清掃費の中で基準財政需要額に一定の額が精算といいますか措置されているところであります。さらに、深谷地区村内拠点のまでい館道の駅などの今年度の負担につきましては、今までの県との協議の中でトイレの部分は全て県のほうで維持管理経費を賄っていただけるとこういうことで協議が済んでおります。また、さらに県のほうとは協議を詰めていきたいとこんなふうに思っております。

それからまでい館部分につきましては村としては公設民営による運営を考えておりまして、指定管理者制度により民間に経営を委託する考えであります。までい館はコンビニ以外にも将来的に複数の商業施設などを配置することも検討しております、そこで出ます収益なども維持管理経費として、どれだけ上げられるかわかりませんが、そんなことも考えているところであります。以上、村としましては過疎債は地方交付税で後年度に70%補填されますけれども、あくまでも借金であります。よって、ランニングコストも必要以上にならぬよう、あるいは設計のほうから設計を組む際も建物の構造等について工夫していくなど、各事業を十分に精査しながら後年度負担が過多に生じないように引き続き規律ある財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に村の公共工事の5の2と5の3についてお答えをいたします。5の2の働く労働者の健康の件ですが、厚生労働省では除染などの作業を行う労働者の放射線被ばくの低減対策として東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等にかかる電離放射線障害防止規則をつくって、今それが運営されております。平均空間線量率が2.5マイクロシーベルトパーアワーを超える場所の特定線量下業務を行う労働者の放射線防止のための措置を義務化しております、事業者は業務従事者の受けた被ばく線量がより少なくなるよう業務を実施する前にあらかじめ除染等の措置を実施し、被ばく低減に努めなければならないことになっております。また、事業者はガラスバッジ等の個人線量計を業務従事者のそれぞれに着用させて測定し、作業の開始前及び開始後も2週間ごとに作業場所の平均空間線量率を調査し、結果を記録し、労働者にもその概要を明示しなければならないことになっております。また、事業者には労働者を業務につかせるときは被ばく線量の管理の方法に関する知識、あるいは関係法令の教育などを実施するよう、これもまた義務づけられておりますので、各事業者にこれらを遵守するように指導しているところであります。

次に5の3の使用される材料に放射能発生はないのかとのご質問であります。県では定期的に検査を実施しており、例えば再生骨材等については基準値を0.23マイクロシーベルトパーアワー以下と定め、出荷している状況です。また、材料受け入れ側の各事業者も自己基準を県の基準よりも厳しく定めて対応している状況だと聞いております。したがいまして、基準値以上の材料は使用されていないものと考えているところであります。以上であります。

村長（菅野典雄君） 先ほどの賠償答弁の中で、できるだけ短くして土地、建物、その他の賠償とありますが、賠償を得るために国、そして東電に対して加害者という意識を持っていただくというふうに読むべきところを、もし意識を持っていただけたらとすると全く逆になりましたので、もしさう発言していただけたら訂正をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

7番（佐藤八郎君） まず村民に寄り添うことについて政策発表のあり方、今答弁をいただきましたけれども、できるだけ早く計画に反映させるということで答弁いただきましたけれども、できるだけというのは提案、懇談会も始まらないというときに新聞発表しているわけですから、できるだけというふうに答弁されても村民としてはまるで29年春、28年春というふうに新聞報道からすればとるというのが当たり前でしょう。今答弁しているできるだけというのはどういうのを指しているのですか。

村長（菅野典雄君） 村民の声を聞くに当たって当然いろいろな声があるわけでありますから、それを全部聞くというわけにはいきませんので、できるだけ声を取り上げていく。ただ、今おっしゃっているご質問は新聞に出たことが前後しているのではないかというご質問かなというふうに思っているんですが、常々なかなか6分の6以上は難しいのではないかという話はしているところでありますから、それは以前からもずっとお話ししていたことをそれぞれのマスコミがそれぞれの判断の中で書いたということ。そこまでには我々が強制できるわけでもありませんし、また、書いたからといってどこかの当局のようにそれに表明しろと言う話にもなりませんので、それはそれとしてしっかりと住民のほうに説明を丁寧にさせていただくということが大切ではないかとこのように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、できるだけというのは発表をまずしておいてそれから懇談会をやって聞く。それができるだけで2番目は議会、区長会、自治会、これも重要な組織と認識はしている。議会との協議、連携も大切だという答えありますけれども、実際マスコミ報道の今までの村長が言う村民に寄り添うということはマスコミ報道先ありき。それがあなたの言う村民に寄り添うということでしょうか。

村長（菅野典雄君） 常日ごろ言っていることをどう捉えるかというのは何とも我々が全てチェックできるわけでもないし、書く場合は全てこちらに許可をもらえという話にもならないわけでありますから、これまでにも確かにこちらが発表したこともありますけれども、今回に関しては常日ごろ言っていることをそれぞれの判断で書いたということでありまして、決して発表しておいてというつもりでは全くございませんので、ご理解をいただきたい。

7番（佐藤八郎君） つもりでなくとも常にそういうふうにやらないというので、その点は村民の捉え方が正しいというふうに思っております。

次に健康問題でありますけれども、独自にやったということの説明、福島県が主体のと一緒にあわせていろいろとやられておりますけれども、やったことの結果をきちんと村民に知らせ、特に子ある親にきちんと周知しておられるのか。さらには、今後について最近3年、4年、5年という流れの中で Chernobyl にいろいろな世界的な放射能関連の病気の発生発症している。この実例からすれば村もきちんと生涯にわたってどこまで村長の言う健康最優先にした要求を国にしていくのか伺っておきます。

健康福祉課長（高橋正文君） 村独自で取り組んでいるということは先ほども申し上げましたが、内部被ばく検査と甲状腺検査を県の実施年の間に実施をして毎年実施できるような体制をつくっているということでございます。検査については独自に上乗せ項目といたしまして血液の血清の検査、これは放射線の影響を見る検査と思われます。あとは、血清クレアチニン検査、EGFR 検査等を県では上乗せして行っている。この EGFR というのは腎臓機能の検査でございまして、これは主に生活習慣病の予防のための検査ということでございます。甲状腺検査につきましては、23年が先行調査ということで26年が2次検査ということで行われておりますが、数字を申し上げておきますと2次検査については飯舘村では715人が受診し、再検査が必要な方が12名という判定がある。その12名につきましても再検査の結果は悪性の方はいなかつたということでございます。こういう検査の結果につきましては、その都度個人に通知はいたしております。また、結果説明会というものを開催しております、学校単位とか、あと要請があれば出向いていってその結果についても専門の医師等を招いて結果の説明会を親御さん等にしているということでございます。

生涯の検査体制ということでございますが、県につきましては20年とか30年とか長い期間で継続して実施していくということでございます。村といたしましても国と県と協力いたしましてできるだけ長い期間、子供たちの健康そして村民の健康を見守っていけるような体制づくりに努めていくということになると思います。

7番（佐藤八郎君） 村長の目指す確実な賠償、先ほど答弁にありましたように事故がなかつたらこうむることのなかつた損害を可能な限り賠償されることであるというふうに認識されているようありますから、しかしながら、答弁をずっと見ますと結局は国と審査会の基準を守るだけみたいな答弁になっているんですけども、その賠償させることというのはそれぞれ個人によっていろいろあるんですけども、審査会で出していいものは要求していかないということになりますか。

村長（菅野典雄君） 先ほど答弁の中でもありましたように、審査会に乗っていないものでも村民のために賠償という形になるのか、言葉としては賠償ということになるんでしょうけれども、多額の補償なり賠償金を取らせていただくということあります。

7番（佐藤八郎君） 村長はそれでは東京電力が裁判やらADRやら個人的にいろいろ取得されている実態実例はどれほど周知されて、今の事故がなければこうむらない賠償というふうに認識されているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） どこまでがどうという話になると、それは人それぞれによって限り

がない話ですし、少しでも多いほうがいいというのは誰でも同じだろうと思いますが、今申しましたようにこの紛争審査会にそれなりのしっかり要求をそれぞれいろいろな関係を通じてお話ししていくところでありますし、先ほど言いましたように、いろいろな形でとらせていただいているということあります。例えば昇口の舗装なども同じでありますし、その他いろいろ数え上げればまだあるということあります。

7番（佐藤八郎君）昇口の舗装、損害かい。そうではないと思うんですけども、ADRや裁判手続による追及されるのは当然の村民の権利だ。その権利をいかに生かしてやるかというのも行政の責任任務だというふうに、役割ではないかと私は思うんですけども、村長はこのことに関しては個人のごとに村民が7割の近い方がやるのは勝手だが、村としては紛争審査会の基準を超えて損害賠償を求める考えはありませんというふうに言っていますけれども、権利を主張する村民への支援はしませんということですか。

○ 村長（菅野典雄君） 勝手にどうぞというつもりは全くありません。それぞれの権利ですから、主張するのには何ら疑義を申し述べることは全くありませんということあります。ただ、それはそれぞれの考え方の中でやっていることあります、住民が。我々は全村民、全避難民の中をどういうふうに皆さん方に寄り添ってというその視点でやっておりまして、そこには個人の考え方と合致するものもあるかもしれませんけれども、合致しないのもありますから、そういう意味で村としては何らこちらがどうこう言えるものでは全くありませんからどうぞということありますし、村は全村民を対象にしっかりと国に向き合っていく、東京電力に要求をしていく。こういうことあります。

7番（佐藤八郎君） 今答弁聞いていた方もお分かりのように、先ほどは紛争審査会基準以上のものをいっぱい損害賠償で請求して賠償させている。今の答弁聞くとそれに対しても不満を持っている村民の当然の権利は権利として否定はしないけれども、紛争審査会の基準を超えて損害賠償を求める考えはありません。自分一人で2つの答弁では困りますけれども、どちらですか。

○ 村長（菅野典雄君） ですから、それぞれADRなり何なりはそれぞれのその方たちの権利でありますから、村がとやかく言えるものでは全くありません。ただ、村は全員の、少しでもこの大変な中に対応をしてもらうというその視点でのみ国と向き合わせていただいている、東電と向き合わせていただいているということあります。

7番（佐藤八郎君） 7割もの村民が村長がやっている今の賠償のあり方について不満を持ってみずから権利を主張して立ち上がっているわけです。それに一人一人に寄り添ってやるという村長が今のような答弁しているのではなく、国でこういう機関、ADRというこういう機関をつくったということでこういうことでこうなんだ、ああなんだ。それに必要な書類は村でこういう手配があってこういう準備をする、集会もこういうふうに開くとかきちんと対応してやってくれるのが行政ではないですか。今の答弁聞いていますと、紛争審査会の基準超えないように賠償これ以上もらわないようにみたいに聞こえるんです。できるだけこの答弁の中に国そして東電に対して加害者という意識を持っていただいてなんて持つていいだいてじゃないんだよ。加害者はちゃんと加害者と責任をとるべきなんですよ。村長、あなたは最初から加害者側に座って村民と向かい合って懇談会やってきたか

ら自分も加害者の一員になったような気持ちになっているんじやないですか。どこの行政、川俣にしろきちんと分かれてやっているでしょう、説明会なんて。国が答えるものをあなたがとてかわって答えてみたり、そういうこと繰り返してここやってきたから今のような加害者という意識を持っていただいてなんて加害者は村民をこれだけ無駄な4年3カ月もこのようない状況に追い込んだ加害者なんですよ。どういうつもりで答えてるんですか。どういうつもりなんですか。紛争審査会を随分奉っているようですけれども。そして自分が要求したことをやってもらったことがさも手柄立てたようなこと言っていますけれども、まだまだ足りないんですよ、要求すること。あなたが決めることじゃないんですよ。本当にもっと探し当てて村民が事故がなかったらこうむらなかった賠償というのを探し出しても請求していくのがあなたの立場じやないですか。いかがです。

村長（菅野典雄君） 全く加害者のつもりはありません。私も避難をしているわけですし、大変な思いをしているわけでありますから、それ以上大変な思いをしている村民の立場で常にやっていくということあります。ADR、先ほども言いましたようにそれぞれの判断ですから何ら私どもがどうだこうだ言える立場ではないので、それなりにやっていただければというふうに思いますが、それが新聞記事に出ますと村のほうに大変厳しい意見が何通か入っています。これでいいのかという話であります。もっと辛辣な言葉もありますけれども、あえてここで議会でありますから言いませんけれども、ですから、村はできるだけ我々は被害者でありますけれども被害者でありながら多くの人たちにお世話になりましたり、あるいは手を差し伸べていただいているわけでありますから、そこも考えながらしっかりとやっていかなければならないということですから、ほかの人たちからいろいろ言われる、それはそのためかどうかはわかりませんけれども、発表のあった次の日の何件かの電話があったということだけはお伝えしておきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 同じく避難している被害者というか避難を強いられた原発事故の被害者からの言い分で村長余計なこと言うなという話あったのかどうか今の話でわかりませんけれども、インターネットか何かで抽象的な、さらには原発推進側からのインターネットか何か知りませんけれども、情報は。いずれにしろ、あなたがここで答えてる部分は事故がなかったらこうむらなかった全ての損害について賠償していく。そういうことをする権利は村民にあるのでADRなり裁判手続もそれは東電のやることだ。だったら、あなた被害者村民の代表なんだからきちんとそのための手伝いやらご案内やらそういう事例があったなりもっとこういう点は賠償請求するべきではないかとか、そういう立場に立つべきじやないですか。どうなんですか。

村長（菅野典雄君） 常に全員の立場に立っていますが、その内容にも大いにあるだろうというふうに思います。いろいろ詳しいことはよくわかりませんけれども、少なくともほかの人たちからいろいろ被害者として我々が非難をされるようなことであってはいけないというふうに思っています。ですから、多くの国民的な合意の中で我々は早期に生活を守ってもらうというこういう視点が大切だらうと、その立場で村民の立場で話をずっと4年間やってきておりますので、これからも続けるつもりであります。

7番（佐藤八郎君） 今の答弁を聞いてると私たちが被害にあったのが悪いんですか。誰が

私たちが何か無理な請求無理な生活をしているんですか。誰に言われてそんなことを言っているんですか、村長。村民の誰かが言っているんですか。賠償もこういう状況も仕方ないんだなんて言っているんですか。あなた、おかしいですよ。

次に移りますけれども、除染についてですけれども何か農地除染方法、採土する部分かどうか知りませんけれども、土壤改良剤投入とか耕起という部分があるんですけれども、村民が農地除染早くやったなり最初の某地区とほかの地区と差をつけるようなことになるんでしょうか。

○ 除染推進課長（中川喜昭君） 農地除染につきましては、現在までの手法は表土剥ぎ取り、そして客土して地権者にお返しするという方法でございましたが、昨年から除染懇談会の中で客土だけで返されても営農再開につながらないのではないかというようなご意見等いただきまして、昨年そのお返しする際にまた地力回復的な工事ができないかというような要望をしておりまして、昨年末でありますけれども、その方法が決まったということで、今の懇談会、昨日終わりましたが、その懇談会の中でお話をしているところでございます。地力回復工事ということで、土壤改良剤ゼオライト、ケイ酸カリウム、熔リンの3種類を散布して、そのあと耕起をするということでございます。それで、農地除染につきましては須萱、二枚橋も先行して終わっておりますので、この工事については手戻りという形になりますが、全ての村内の農地除染全て行うという計画になっております。以上です。

○ 7番（佐藤八郎君） そうしますと、客土まで二枚橋や先行してやられたところと全村同じ形で客土まではやった後に土壤改良剤投入耕起というのがあるんだということですね、そのことについては。答弁の中に県に国に強く要望していくと実施面積の拡大、つまり国からもあったように森林含めいろいろな部分まだまだ85%も村内全滅にやられましたけど、県に強く要望していくのは村全面積の何パーセントですか。

○ 除染推進課長（中川喜昭君） 今の除染につきましては全村避難ということで除染については国直轄でやっているということでございまして、答弁でお答えしましたように今回の除染については生活圏が優先ということで宅地建物等とそこで答弁した内容になっております。ただ、今までお話ししておりますように20メートル奥の森林除染、あと河川、ため池が除染のエリアに入っていないということがあります。ただ、一方では今後の営農再開や保全管理の部分で住民のほうからいろいろな部分が要望されています。その中で一つには県に対して要望というものは河川の部分でございます。河川については管理者が県になっているということでありますので、今灌木等が生えている状況もあります。あとは中洲にも草が生えている状況もあるということで、これらの対応について河川の管理者としての対応をお願いしたいという話を県にいたしている内容でございます。以上であります。

○ 7番（佐藤八郎君） 何度も申し上げていますけれども、今の範囲でいっては村全面積の15%に満たない面積の除染しかしないことを村も要望していることになるんですよ。先日幼稚園で園庭に子供たちがいるから山際と道路側はかつてみましたよ。除染作業やっているから。そしたら山際が0.16マイクロシーベルト、道路側は0.40マイクロシーベルトですよ。普通ですと除染作業やっていないときには道路側は0.06とか0.08ですよ。つまり山やそういうものがあれば放射線量に影響するということですよ。そんなのは村民誰でもわ

かっているんですよ。それなのに今のような要望しかしないとすれば飯館村は全面積の15%を手かければ除染という作業で手をかければもう村は要望しないということになるんですよ。そうでいいんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） この前も国直轄の部分の除染計画が出てきましたときに、議員の皆さん方にも損害としては国のほうからその内容を説明していただいたということあります。そのあと、森林については20メートルだけでは不十分だということで、もっと奥のほうまでやってほしいというような意見も村も議会もありました。また、ため池も何もしないのではこれから営農再開には厳しいだろう。そこから出るセシウム対応はどうするんだというような話をありました。そういうものを含めて、例えば23年、24年と続けて国、あと議会とも国のほうに要望活動してきたという覚えもございます。ただ、いかんせん、その要望がすんなり通っていけば問題はないかと思うんですが、言ってもなかなか返事が来ない、偉い方といいますか国会議員の方々がおいでいただいてその話をしてもなかなかその方向性が見出せないということがございます。これもそこであきらめるという部分ではなく、いろいろな例えれば森林ですと森林除染ではなく森林再生という切り口はどうなんだろうかという話もしております。奥山までやらずとも里山ではどうなんだという話もしておりますし、ため池も昨年農水省のほうで実証をやってそれなりに効果もあったという実績も得ている。そういう意味で少し、何もなっていないということではなくいろいろ模索はさせていただいているが、また国のほうにもそういう要望はしているということはご理解いただきたいというふうに思っております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） フォローアップ対応の基準というものをきちんと説明していただきたいし、先行した地区の実施、フォローアップしたところ、よくわかりませんけれども、あとは放射能を色をつけて見えるガンマ線による結果、村民にどう周知したり結果的にそういうものではかって再除染というかフォローアップというかわかりませんけれども、そういう流れで実施したものをきちんとまとめられて議会に提出を願いたい。

除染推進課長（中川喜昭君） フォローアップ基準につきましては、これから本格的にやろうとしておりますが、二枚橋地区で高線量箇所の測定をして、11カ所がその平均の線量より著しく高いということでフォローアップ除染等行っております。この内容11件の資料等は報告してなかつたかアレなんですが、多分3月の決算委員会か何かでは報告させていただいているかなというふうに思っております。あと、ガンマカメラにつきましても昨年実施してきた部分、二枚橋地区かと思うんですが、その報告書をコピーをとらせて出させていただいたかなと思います。ただ、それ以降の部分については報告していない状況もありますので、今後検討させていただければというふうに思っております。以上です。

7番（佐藤八郎君） 村で仕入れる情報は村民の情報ですから、できるだけ早くそちらでこれは知らせようか、これは知らせまいかなっていうことやっていることないんですよ。真実として出たものは即座に村民に情報として提供するというのは行政執行上当たりまえのことでしょう。きちんとそれはすべきであります。まして議会にもその都度きちんとわかるものは出していただきたい。

次に公共工事に入りますけれども、先ほどの答弁からすればかなりの後年度負担出てくる

る。もちろん管理、点検いろいろ含めて財政的な相当な裏づけがないと成り立っていかないという心配ありますけれども、今までにある施設の保存についてにプラス今後の今校舎建設されるものですから、村民として今後戻る方々なり住所を置く方々は大変後年度負担を介護保険ひとつとってもそうですけれども、生活上財政負担、個人負担以上にふえていくのではないか。その実態はどうなるんだろう。つくる計画、かかる計画は示しながら、それではその負担する収入支出関係は示さないで計画やっているわけではないですから、きっちとそれも同じく示しながら村民合意のもとに進むというのが私はまともな行政執行ではないかと思うんですけれども、いかがですか。

副村長（門馬伸市君） 村民の皆さんのが公共工事に箱物が多くなって心配しているというのも私も聞いておりますし、村はここ30年以上健全財政を旨としてどんな時代であってもずっと健全財政を維持してきました。被災前、原発事故前に光ファイバーとかあるいは草野小学校の大規模改修とか公民館の建てかえとか大谷地住宅など大きな事業がいっぱい重なった年があって、いいのかという話あって、そのときでも中期の財政計画をつくってしっかり将来にわたってやっていけるというのを議会の皆さんにもお示ししたと思います。今回も前とは違うのは村民の戻る世帯数と人口によって今までの地方交付税がかなり変わってくる可能性があるというのが今までの原発事故前の財政状況とは違うというのがポイントなのかなというふうに思っていますから、そういう意味では国勢調査人口なり世帯数をことし国勢調査の年になっていますけれども、それを国勢調査というのは現住所人口ですから現在住んでいない人口はカットしていくんですね。ですから、国のほうではことしの国勢調査の人口世帯数はすぐに被災地のその人口世帯数にするということではなく、段階的に緩和措置を設けて財政的に困らないようにしていくという方針は出しているようありますけれども、いずれにしても遠くない時期にそういう戸数なり人口なりというのが村では交付税が財政の半分占めていますから何と言っても交付税頼りの財政になっていますので、その辺も見据えながら今回のハード事業の箱物についても今財政のほうに指示しますが、もう一度被災前につくった中期財政計画はないものと同じですので、新たに予定されるこれから事業とその財源、入ってくる金とあるいは一般財源で補填しなければならない財源と、その辺の収支の状況をここ5年から10年ぐらいまでの推計ではありますけれども、出して皆さんにお示しをしていく。村民の皆さんに不安を持っている以上何やっているんだとなりますから、ある程度は示していく必要があるのかなというふうに思っています。私も大分耳に入っていますので、この辺の負担、公民館あんな大きいのつくってどうするんだなんて話も聞いていますけれども、その財政計画についてはしっかりと対応していくということでありますので、今策定のほうに入っていますから、ある程度の皆さんに中期財政計画が示せるようになった際には、説明がてら公表したいとこんなふうに思っています。

7番（佐藤八郎君） 今副村長言うとおりだし、そういうふうにきちんとやっていただきたい。例えば50%の人口の場合はどういうふうになる、30%こう、そんなのすぐ数字的には簡単に出るでしょうから、今までの村のある施設やいろいろ維持管理など必ず後年度負担になっていくものというの明らかになっているわけですから、そういうものをきちんと建設

していくのであればこういう負担がふえていくというものをくつついでいるわけですから、それをきちんと出していくというのが当たり前のことだというふうに思います。

あと、働く今後そういう箱物つくるのに働く労働者の問題ですけれども、指導するという話ですから、きちんとチェックもできるように指導していかないと、あの原発の労働者さえも中で適当なことがいっぱい起こっていますから、ましてこんな飯館村の中で目に見えない、におわないというのがあって、誰でも平気になるわけですから、なれて。そういう部分ではきちんとするというのは当たり前の話だというふうに思いますので、使用される材料もそうですけれども、村としてのチェック機能はどういうふうになりますか。

副村長（門馬伸市君） まず働く人の線量管理といいますか、健康管理といいますか、その辺のところは当然雇用している以上は今の労働安全衛生法なり基準法に基づいた対応はしっかりとしているのは私はほとんどかなと思いますけれども、今お話しのあった除染業者の2次、3次、4次の下請け業者の中にはそういうのも見受けられることはございます。除染のほうは別にしても、除染以外の村の公共工事に携わる人とかあるいは村内で操業を継続したりこれから操業を再開したりする事業所、企業については当然今までどおりに指導を徹底してまいります。

それから建設の資材関係は、先ほどちょっとご説明はしたんですが、村のほうとしてそこまでチェックするとなるとかなりの、一つ一つ資材のチェックをするというのは時間的に難しい面もあるかもしれませんけれども、例えば木材を使う木材のほうの線量の問題などは当然できるのではないかとこんなふうに思います。村ではかる機械ないということもありますが、それはある場所に行けばそれは確認できるということありますので、その辺のチェックは公民館の建設に入っておりますから、その辺の資材の線量管理といふんですか、その辺は県よりも上回っているか上回っていないかという点なども含めて、どこまでできるかわかりませんけれども、村のものについてはチェックできるような体制にしていければとこんなふうに思っております。

議長（大谷友孝君） 佐藤八郎君、残り時間5分程度です。

7番（佐藤八郎君） 最も大切な目に見えない、におわない放射性物質、私も相当のアレを浴びてその当時いましたし、その後解約した部分もあるでしょうけれども、例えば見回り隊と年間3ミリも浴びている方もいるというふうに聞くと、さらに今の除染の話やいろいろ聞くと、全く無法地帯ですよね、放射性物質構わないみたいな。村長は被害者村民代表ですから、この村民たちが戻ってさらに放射能浴びるというそういう実証試験はする必要ないと私は思いますけれども、無理して戻していくようなことになれば村全面積の15%に満たない放射性物質除去しかしないのに戻れ、戻ることが大事、戻らなければと加害者が言うからそれに従うだけでは村長の言う村民の健康は守れないです。放射能の危険性、全く幼稚園のことについては放射能除染作業土手際で山でやっているのに子供たちを園庭に出して除染作業を見学させるようなことをしている。まるで言わせる人から言わせれば放射能被ばくを体験させているように見えるんじゃないですか。まして、村になんか戻ったならそういうことを平気になるんですよ。前に村長は放射能は大したことないという本をこれほど高く頂いて私も勉強していますみたいなことを言っていましたけれども、それほ

ど安心安全だったら全村こんな目に遭って避難しなくてもいいことになっちゃうんですよ。今政府も20ミリシーベルトどうのこうのと言っていますけれども、1ミリシーベルトが法律で決められた環境基準でありますよ。その1ミリ基準は守るんですか。村民生活させるに当たっては。

○ 村長（菅野典雄君） 何か誤解があるようありますけれども、全員戻りなさいと言っているわけではありません。それぞれ感じ方が違う、さらに当然その人の大切なやっぱりあの考え方でありますから、今の状況、これからでありますけれども、どういうふうにどれだけどういうふうに下がったり変わるかわかりませんけれども、そのときにそれでいいという方だけに帰っていただきながら、あとまた今おっしゃったような方はあとでもいいし、あるいはまた別な道をということあります。ただ、その人たちを、あるいは戻った人たちをそのままそれでいいというわけにもいきませんので、何らかの賠償なり生活支援なり、あるいは営農再開に向けてのいろいろなことを考えていただきたいという話はもう避難の当時から言っている話でございます。幾らかなったのもありますし、残念ながらまだのところもありますから、これからも皆さん方の後押しをいただいて一生懸命その要求要望を上げていきたいとこのように思っています。

○ 7番（佐藤八郎君） 何かもの試しに戻ったり戻らなかつたりという話ではないんですよ。村全体に放射性物質という放射能という危険な空気が存在してほこりがあり、放射性物質もあるんですよ。戻りたい人は戻って無理して私は戻れとは言っていません。あなた飯館村村民全体の村長ですよ。そういう無責任な発言をするんじゃないですよ。放射性物質はまして村にある汚染物は村からいつどんなふうになくなったり村の放射能に対する安全安心な環境はいつどのように実現していくのかを明らかにきちんと加害者である責任や東電に示されるべきなんでしょう、あなた。そのことは実現するためにあなたは村民を代表してそのことを責任、加害者の責任として最後までやらせるのがあなたの仕事任務じゃないですか。戻りたい人は戻って放射能の危険性は人それぞれだなんていうそういうのはなしじゃないでしょう。

○ 議長（大谷友孝君） 村長、簡明に願います。

○ 村長（菅野典雄君） 簡明にいたしますが、何度も言いますように、放射能がいっぱいになっていることは事実でありますけれども、危ないという人もいますし、むしろ先ほど話がありましたように一番最初に八郎議員のほうから在りましたように入院している、通院しているという方がどんどんふえている。それは放射能のためというよりは避難生活のためにということでありますから、そういう方のことも考えていかなければならないということありますので、決して私は、あるいは村は少なくとも議員がおっしゃるいろいろな人たちの意見を総合的に考えなければならないということありますので、ご理解いただきたいと思います。

○休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩をいたします。再開は14時35分といたします。

（午後2時20分）

○再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後2時35分）

議長（大谷友孝君） 引き続き一般質問を行います。

2番（渡邊 計君） 議席番号2番渡邊 計、これより平成27年第5回定例議会の一般質問をさせていただきます。

4月21日付の村長の避難解除報道に始まり、5月には自民党の5次提言が出されるなど、被害者である避難民の意思施行を無視した避難解除ありきの報道に翻弄されてきた1ヵ月半だったように思われます。そこで、避難解除と帰村後についてお伺いいたします。

まず1の1としまして、5月に出された避難解除に関する自民党案をいかに受けとめているのか。また、村としての対応についてお伺いいたします。次に1の2としまして、帰村後のなりわいを立てるための農業、商工業の支援の内容をどのように考えているのか伺うものであります。次に1の3としまして、安心安全、健康に暮らすための今後さらなる低線量を目指しての除染をどのように考えているのかお伺いします。次に1の4としまして現在村内で就労している見守り隊や商工業者の線量管理はどうなっているのか。またその結果を伺うものであります。次に1の5としまして、帰村後にこれまで以上にいろいろな人が出入りしたり高齢者が多くなるであろう中、警備及び安否確認、また緊急連絡体制の方針をお伺いいたします。次に1の6としまして、避難解除に際しては帰る人数や年齢層など綿密な調査を行うべきと思うが、村としての方針を伺いものであります。

次、質問かわりまして懇談会について3点ほどお伺いします。2の1としまして、4月21日から行われてきた行政懇談会の参加者数と戸数割に対する比率をお伺いいたします。2の2としまして、今懇談会でいろいろな意見質問等がありましたでしょうが、問題提起された内容と対応についてお伺いいたします。2の3としまして、今後行うべき避難解除に関する懇談会の時期とやり方を伺うものであります。

以上、2項目9点の事項に対して答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 2番渡邊 計議員のご質問にお答えをさせていただきます。

避難解除と帰村後についてということで、6項目ありますが最初からの4項目、私のほうからお答えをさせていただきます。平成27年5月29日付自民党・公明党による東日本大震災復興加速化のための第5次提言については、復興創生期間の方向性を示す内容であり、提言書の一つ原子力事故災害被災地域の再生に向けての（2）の避難指示解除等の確実な実施の中で各市町村の復興計画なども踏まえ、遅くとも事故から6年後、つまり平成29年3月までに避難指示を解除し、戻りたいと願う住民の帰還を可能にするよう提言をしたものであります。そのためには、除染の十分な実施はもとよりインフラや生活に密着したサービスの復旧などの加速に取り組むとしておりまして、解除ありきの提言ではないものと認識しているわけであります。村としましては、この提言書により今後の国の動きが一定の見通せるようになってきたことと、村民も不安はあるものの身の振り方など将来を考えることができるのではないかと思っているところであります。また、本件について国が村に避難指示解除時期について事前協議をしてきた場合の対応や条件などにつきましては示された内容を踏まえて議会、村民とも相談していく考え方でございます。

○ 2つ目であります。農業に関する支援策といたしましては、現在営農再開支援事業を行政区に説明をしているところであります。これは除染後の農地の保全管理の支援として10アール当たり3万5,000円を上限として除草、耕起、試験栽培などにかかる経費を助成する制度であります。平成26年度では二枚橋須賀地区とモデル除染を実施した伊丹沢、小宮、長泥地区で利用しております。今年度につきましても農地の除染終了後引き渡しが行われた農地から順次本事業に取り組んでいただき、営農再開までの期間の農地の保全管理を行っていただきたいと思っているところであります。また、一方で村内で営農再開意欲のある個別の農家の方からは隨時ご相談を受け付けまして、村といたしましてはこうした意欲のある農家の皆様を支援すべく引き続き国県の各種補助事業等の獲得に努めてまいりたいというふうに考えております。

○ 次に商工業の支援でございますが、現在村内に仮設のコンビニエンスストアの開店に向けて進行中であります。村では4月の臨時議会で予算化をいただいた仮設店舗従業員確保事業で仮設店舗を開設する事業者に対し人件費の一部補助をし、従業員の確保の円滑化と村民の買い物などの生活の利便性を図るための支援を予定をしているところでございます。また、今議会に商工会建設工事補助金をお願いしております。新しい商工会館を拠点として村内商工業の復興がなされるよう、村としても大きな期待を寄せているところであります。そのほかにも、商工業の支援についてはグループ補助金などの国県の補助金を随分使わせていただいているし、陽はまた昇る基金の活用も含めて村民が帰村できる環境を一日も早く構築できるよう支援してまいりたいと考えているところであります。

○ 3点目でありますが、低線量の件であります。現在の除染は平成28年度末までに宅地建物など生活空間を面的に除染をしており、国に対しては徹底した除染を求めながら空間線量の低減を図っているところでございます。また、並行して国は本年度から宅地除染実施後に局所的に高線量の箇所についてはフォローアップ除染を本格的に実施して、できる限り空間線量の低減を図ってまいりたいというふうに思います。国は国の除染計画で示しておりますように、長期目標としては追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目指しておりますので、本年度中にさらなる空間線量の低減となる対応策を国と協議してまいりたいというふうに考えているところであります。線量管理でありますが、居住制限区域において商業を継続している企業、事業所、そして事業の再開または新たに事業所の開設を希望する事業者については、原子力災害本部の許可を受ける際、事業所付近の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを大きく超えないことで原則屋内における作業を基本とし、屋外での作業は可能な限り少なくするよう努めるということになっているわけであります。村は事業再開、または新たな事業所の開設を認める場合は従業員の安全管理を十分に行うこと前提とし、事業者による従業員が受ける放射線量を最小限にするための措置を支援するとともに、事業者が従業員の受ける放射線量を適切に管理するよう除染電離則等の遵守をするよう指導しています。したがって、各事業所はこの電離則により適正に管理しており、労務管理上問題となる事例は今のところ出ておりませんし、ないものと今のところ考えているところでございます。以上であります。

住民課長(藤井一彦君) 私からは渡邊 計議員の避難解除と帰村後についてのご質問のうち、

1の5のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の趣旨は帰村後の見守り体制についてのおただしだと思います。国は平成28年度以降の見守りや避難指示区域の警護につきましては、緊急雇用事業とは別の新たな施策として平成28年度の予算編成の中で検討するとしております。村としましては、国の動向を見極めながら全村見守り隊をさらに内容などの現状にあわせながら一定の期間継続する方向で対応をしてまいりたいと考えております。また、現在導入されておりますホームセキュリティーにつきましても、村としては今後も引き続き継続していく方向で考えているところでありますけれども、この事業につきましても予算措置がまだはっきりしておりませんので、今後の動向を見極めながら対応をしてまいりたいと考えております。また、安否確認や緊急体制の構築についてでございますが、地域ぐるみの見守りが必要であるというふうにも考えておりますので、今後関係部署などとも協議をしてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、まず大きな1点目の1の6の避難解除に際しての村としての方針についてお答えをさせていただきます。

村では帰村に当たっては除染を初めとして井戸、郵便、宅配等の生活インフラ、営農、商業、企業再開、さらに医療福祉介護、住宅問題、そして教育などさまざまな課題となる項目を挙げ、一つ一つ検討や施策を進めてきているところであります。また、村の帰村に対する方針としては全ての村民に帰村を強制するものではなく、帰りたい方もしくは帰れる方から帰るというものであります。帰村に当たっては課題は前段でも申し上げたとおり、多岐にわたりしかも多数ありますが、全てを一気に解決することはできませんので今後も避難解除に当たっての課題をしっかりと把握し、一つ一つ対応してまいりたいと考えております。

次に大きな2番目の懇談会について、関連がございますので一括してお答えをいたします。初めに1点目の今回の懇談会の参加者と戸数割に対する比率ですが、4月21日から6月10日までの20行政区の懇談会が終了しまして、延べ700名の方にご出席をいたしております。これは村の世帯数の43%ほどの割合となっております。次に今懇談会で問題提起された内容とその対応についてでありますが、今回の懇談会では大きくまとめる1つに除染について、2つ目に復興計画について、3つ目に住宅のリフォームについて、4つ目に営農再開について、そして5つ目に学校再開についての大きく5点について多くの質問が出されております。まずその1つ目の除染につきましては、作業内容や線量の低下ぐれい、相談や除染後の対応について、村民は不満感、不信感を感じているようであり、環境省の対応についての疑問が多く出されております。村ではこれらの現状を聞き、また現場を確認しながら環境省へ申し入れを行っていくこととしております。次に、2つ目の復興計画につきましては復興拠点におけるハード整備に関して後年度負担を心配する声や、深谷拠点ばかりが目立ち周辺地域が置き去りになっている印象を受けるといった内容の意見が出されております。ハード整備に関しては維持管理経費のかからない手法を取り入れる、さらには国や県の制度を利用するなどとしてできるだけ負担を残さないように整備を進めたいと考えております。また周辺地域につきましても決して何もしないというこ

とではありませんので、今後計画書の修正も視野に入れながら検討していきたいと思います。

次に3つ目の住宅リフォームにつきましては、廃棄物処理の問題でリフォームができないといった現状の訴えであります。これに対しては国に対し正規の基準で業者に引き取りをするよう指導の申し入れを行っており、また指導に従わない場合は何らかの罰則を与えることも検討するよう強く国に言っているところであります。次に4つ目に営農再開であります。除染とも密接にかかわる問題であり、現状では放射線対策が不十分である旨の意見や風評被害を心配する声が多く出されております。今後は除染の方法や地力の回復、実証栽培など手順を踏んで営農再開を進める考えでございます。次に5つ目に学校の再開であります。懇談会では村として学校をいつ、どこに戻すのか。今までどおり3つの小学校なのか。あるいは統廃合もあるのかといった子供の学校教育環境を心配する質問が多く出されております。この問題は村としても非常に難しい問題であり、懇談会でもはつきりとした回答は出しておらず、議会とも相談しながら今後検討するといった回答にとどめております。

最後に、避難指示解除に関する懇談会の時期及びやり方についてであります。避難指示解除前に村民の意見を聞くことにつきましては、村としましてもその必要性を強く感じているところであります。懇談会のやり方につきましては、おおむね4カ所から5カ所程度で実施していく方向で検討してまいりたいと思います。また、開催の時期などにつきましては国の情勢などを踏まえながらできるだけ多くの村民に出席していただけるよう、適切な時期時間を見定していきたいと考えております。以上であります。

2番（渡邊 計君） では、これより一問一答により疑問を深く掘り下げていきたいと思います。

ただいまの回答の中に自民党の提言、この中に翌年までに避難指示を解除しとあるわけなんですが、この6年というところに村民、多くの村民が疑問を感じているのではないかとこのように思うわけでありますが、村長のところにはこの辺の6年ということの説明は何かあったのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 特別6年というのがこういうこうだという話はなかったのではないかというふうに思っています。ただ、自分としては6年というのは困難区域が6年は帰りませんよということで避難の区分けをしたときに言われた年数ですから、そこを追認したのではないかというふうに思っているところであります。

2番（渡邊 計君） 確かに区域の見直しというか区域分けたときに困難区域が6年出ましたけれども、5次提言の中に地震津波被災地域においては復興帰還10年以内での一刻も早い復旧復興事業の完了となっているがこうなっているわけです。しかし、30年でようやく半減期を迎える放射性物質のある我々の避難地域がなぜ6年なんでしょう。村長の見解を伺います。

村長（菅野典雄君） 私はあちこちで津波地震とは全く違う災害が福島県の災害なんだ。したがって、できるだけほかとの特異性といいますか違う点というものをしっかりと、国会議員もさることながら国民的な合意をいただいていかないといけないから、それは国の責

任ですという話をしています。普通ですとゼロからスタートというときが何年たつかわかりませんけれども来るんですが、我々はこれから先ゼロに向かって長い間世代を超えて不安と戦いながら、あるいは汚された土地の生活と戦いながらいかなければならぬので、長期の考え方を持っていただきたい。ただ、そのときに賠償がずっと続けばそれにこしたことはありませんけれども、なかなかそこが続かないということであれば、できるだけ早く生活支援という制度を、戻るにしろ戻らないにしろ出していただくことが国の責任ですという話も続けてずっとお話をしているところであります。以上であります。

2番（渡邊 計君） 村長の回答の中に解除ありきの提言ではないものと認識しておりますという回答なんですかけれども、6年に縛るということは解除ありきということなんでしょうか。実際、我々避難解除に必要なものは低線量、いかに低線量にして事故前の生活に近づけるか、そしていかに安心安全、健康に暮らせるかが重要になると考える。それがあつて初めて解除ではないかと私はこのように考えますが、村長の見解を伺います。

村長（菅野典雄君） 29年3月がその解除の時期という、そういうふうに今おっしゃったようありますけれども、それがひとつかもしれませんけれども、その前の解除もありきということであろうというふうに思うんです。ただ、少なくとも困難区域というところ以上に長引くということは多分国としては避けたいということなのかなという気がいたします。ただ、我々からすれば避けたいと言われてもまだもとどおりにはなっていないわけですし、もとどおりにはならないとしてもしっかりととした生活基盤というわけにはいきませんので、何度も繰り返しにはなりますけれども早く生活支援という制度をつくらせることがこれから我々の生活にとって大切なことではないかとこのように思っているところであります。

2番（渡邊 計君） ただいま村長から生活支援の話も出ましたが、これはもう少し後で質問しますが、今回の5次提言にしましても村長が5月19日に出しました要望書にしましても、帰村後避難解除また帰村後生活においての線量が一切明記されていない。これで村民が納得して解除を受け入れますでしょうか。今までトッピングダウン的に復興第1版で当面5ミリとした。そういう説明だけはしていますけれども、村民と果たしてどれぐらいが村民話しをして許容範囲なのだとそういう話し合いが一度も行われていない。そんな中でこの解除を受け入れるような体制を持っていいのか、お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 一言もないという話ですが、常に除染の最低条件は5ミリシーベルトですよという話もしてきましたし、最終目標は1ミリシーベルトというお話を当然求めていくのですが、残念ながら100人いれば100人ともこの線量に対しては考え方が違つて、それが全て間違いではなく正しいわけでありますから、目標をきちんと決めてそこに行かなければ全く避難解除あるいはそれ以上の空間のことも何ら動けませんということになった場合には、どこを目標にするかわかりませんけれども、少なくとも長期目標の1ミリということになりますとそう簡単に今我々は避難生活はまだまだ続くということになりますので、それが先ほどからお話ししていますように、全ての人にとってはなかなか難しい話ですけれども、帰りたいという人にとっては非常に苦痛な避難生活になるということではないかなとこのように思っているところであります。

○ 2番（渡邊 計君） 国は長期的に年間1ミリシーベルトと言っておりますけれども、いまだに具体的な施策は何もできていないわけです。村長は年間5ミリシーベルトで帰そうと何度もこんな程度の説明ありましたけれども、年間5ミリシーベルトというのは私何度も言うようになりますけれども、放射線管理区域の数値をまるっきり同じ数値なんです。放射線管理区域というのはどういうものとして捉えているのかお答えください。

○ 村長（菅野典雄君） いろいろ基準があるだろうし、またそれぞれ専門家の人たちもいろいろな話がありますから、かなりの幅があるんだろうというふうに思っていまして、そう考えますと先ほどどなたかの質問にもありましたように、我々としては少しでも線量を下げてもらうことを求めていきながら、それでいいという方とダメだという方とそれではという方と、それを尊重をしていくという考え方方に立つというのが行政として残念ながら苦しい選択ではありますけれども、総合的な考え方の中での判断にならざるを得ないのではないかとこのように思っているところであります。

○ ○ 2番（渡邊 計君） 今私が聞いたのは放射線管理区域というはどういうところであると捉えているのか、村長として。それを聞いたんですけれども。選択肢の一つとかそういうことも答えになっている。放射線管理区域というはどういうものと考えているのか、お答えください。

○ 村長（菅野典雄君） 多分これは放射線の現場で働いている人のことということでありましてと私は今捉えていますけれども、詳しく勉強していませんからわかりませんけれども、少なくとも私たちは1ミリシーベルトを最終目標にできるだけ線量を下げてもらってということで考えていくしかないというふうに思っております。

○ ○ 2番（渡邊 計君） では、私が言います。

放射線管理区域、これは3カ月で1.3ミリシーベルトこれを超えてはいけない。これを超えた場所である。これを1時間当たりにすると0.6マイクロシーベルトパー・アワーなんですね。そして放射線管理区域というのはその中で物を食べたり飲んだり寝たり休憩したり、そういうことをしてはいけない場所なんです。ですから、今除染の人たちも線量が高いのでそこでたばこは吸うな、ものは飲むな。だから今除染をやっている人たちもいちいち休憩所に戻ってその中でたばこを吸ったりお茶を飲んだりしているわけなんです。線量が高いからそういうふうになっているんです。電離則の村長先ほどお話しになったけれども、電離則の従業員というか働く人を管理する中の条件の中にもそういうふうに入っているはずです。ですから、なぜそれだけ高いところに帰すのか。私たち産業厚生委員会、先月伊達地方仮設焼却炉を見に行きました。ここで見てきた場所にあるのが飛灰、それを管理しておく場所、それが放射線管理区域である。それでどういう数字にしてあるんだといったところ3カ月で1.3ミリシーベルト、1時間当たり0.6マイクロ。そこは戸を開けて見せはしますが中には入らないでください。そういう場所が放射線管理区域なんです。村長はそれと同じところに帰そうとしているんですよ。それで本当に村民が安心安全、健康な暮らしができるんでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 何回も言いましたように、それぞれその考え方、感じ方が違うというのはこの放射線の特異性でありますから、今おっしゃったような考え方を持っている人も大

勢いるでしょうし、また正しい考え方だというふうに思っています。しかし、そうでない方も大勢いるわけでありますので、危険なところだということならば少なくとももっと長い形で避難生活を強いていくしかないのではないかという気がします。そうしますと、それでいいという方もいるだろうと思いますし、ただただ避難をしていて何ら国の賠償も補償もない方でそんなことしていられるかという話になる可能性もあるわけですから、いろいろなものを総合的に考えていかなければならない。ただ、残念ながらいろいろな人たちがいますから昔のようにはならないというところの難しさがある中で我々はふるさとをしっかりと残していく、あるいはできる限り村民のいろいろな人たちに支援をしていくということしかないのではないかとこのように思っているところであります。

2番（渡邊 計君） 確かに村長の言うとおりそれぞれ考え方、受けとり方違います。だからこそ安易な解除をしてはいけないのではないかですか。避難指示解除等の着実な実施の中によると提言書の中で解除は戻りたいと考えている住民の方々の帰還を可能にするものであり、真の復興に向けた重要な一歩である、このように書いてあります。しかし、戻りたいが今の線量ではまだ線量計高くて戻れない。そういう人々に対しての文言は一言も入っていない。この人たちをどのようにして守っていくのか。私自身も1ミリなんて思っていません。少なくとも倍の2ミリ、あるいはもう少し譲っても2.5ミリ、年間そのぐらいのところで落ち着かせるのが一番ではないか。5ミリというのはあくまで放射線管理区域だというものがでているわけなんです。そして年間1ミリ、これは1990年に国際放射線防護学会でしたか、出して年間1ミリであれば安全であると出したわけなんですが、それが今や世界の基準になっているんです。これは放射線に関しては何ら閾値がないです。これだという数字がないんです。でも、その中でただ一つ閾値があるのがこの年間1ミリなんです。学者の人に聞いたんですが、どういうふうにしてこの数値を決めたんだ。研究者の人たちが自分たちでそれだけの被ばくを浴びて自分自身の人体実験で1ミリなら絶対にがんとかそういう発症はしません。だから1ミリなら安全なんです。そういう数字なんです。1ミリが。でも、事故があつてもう1ミリに戻ることは不可能です。でも、5ミリというのも高過ぎるんです。今後話し合いとして今まで特段的な5ミリの話はありましたか、村民から何ミリにする、どうする、そういう話し合いは一度も行われていないんです。この話し合いをする必要があると思うんですが、いかがでしょう。

村長（菅野典雄君） 5ミリという話は、何せ何度も最初から言っていますように除染のとりあえずの目標を5ミリシーベルト。1.0マイクロシーベルトという話であります。当然、それがいいというつもりもありませんし、またもっと下げていただきたいということも言っているわけであります。今20行政区それぞれある1点でありますから、全てそこの地域のということではありませんよという断りの中で、この4年間の下がりぐあいの経過を各行政区出しておりますけれども、確かに高い行政区もありますけれども、その地点だけが全てではないしただの指標でありますけれども、ほとんど零点台になっているということであります。0.23が1ミリシーベルトでありますから、そこまでは今お話をあったように1ミリを守っているとなかなか長期戦になる、こういうことでありますから、できるだけこれからも下げていただくことを要求しながら、先ほどお話をありましたように通院、

病院いろいろなことが出てきているわけですから、それを今までの生活を全く違う生活をしているからそういうこともひとつあるわけでありますので、全体の人たちを見ますとそういう人のことも考えてやらなければならない、あるいはとてもその線量では帰れないという人のことも考えながら一つの方向性を出していくということになるしかないのではないかというふうに思っています。苦しい判断でありますけれども、そこを皆さん方と話し合っていきたいとこのように思っております。

○
2番（渡邊 計君） 村長は懇談会においても帰りたい人がいるからと最後にはそこに話を持っていくわけでありますけれども、今のお話の中にあったように帰りたいのために解除した場合、今もまだ線量高くて戻れない、でも将来は戻るんだ。そういう人たちをどのようにして守っていくのか。解除すれば今の段階では何の決まりもない、その先が。解除されれば1年後には今の精神的慰謝料は切られるわけです。だから、解除するのは構わないですけれども、戻る人が戻って構わない、でも今確かに飯館に避難しないでいる人がいます、100人ぐらい。でも、今いるからといって逮捕されるわけでも何でもないんです。強引に帰ったからといって逮捕されるなら解除しなければ強引にでも解除しなければならないということも成り立つかわかりませんが、要は帰りたいという人よりも今迷っている人のほうがパーセンテージ多いわけなんです。その人たちをどのように守っていくか。そこが一番の問題ではないかとこのように思うんですがもう一度お答えさせて。

○
村長（菅野典雄君） 当初から避難しながら村で仕事をしている人もいっぱいいるわけであります。その後、また解除になっていませんけれども何とかしなければならない。ただ黙つてはいられないということで多くの事業所も避難所から通って頑張っている方もいる。そしてまたできるだけ早く帰りたいという人もということでありますから、何度も言いますように、いろいろな人の立場を総合的に考えなければならぬということであります。今のご質問は戻りたいと思っても今戻れないとして悩んでいる人をどうするかという話であります。もちろんその人はその人の勝手ですよなんていうプランを村が考えるつもりは全くありません。ですから、先ほど言っているように戻れない人はもう少し長期の間でちゃんと補償をされるような制度を出していただけませんかという話をしているわけであります。なかなかまだ出ては来ませんけれども、そうすればその人は2年、3年の間にどういうふうに村のほうは変わっていくか。その上で戻ろうとしてほうがいいのか戻らない中で生活ができるような形にするのかというのをある程度の時間を欲しいというふうに私は思っていますし、補償も必要だというふうに思っています。そういうものをいざ解除のときに出されたのでは全く我々の不安に取り除くというわけにはいかないので、今度の提言の中に盛り込まれませんかという話を何としてもしたくてわざわざ自民党の本部にも行っているということであります。出てくるか出でこないかはこれはわかりませんけれども、強くそのところを言ってきたところでありますので、これから日本の政策に期待はしたいと思いますけれども、期待半分また期待なくとも何とかできる考え方をみんなで考えていくということではないのかなと。少なくとも生活まではどうかわかりませんけれども、健康であったりとかいろいろなことはやっていかないといけませんので、皆さん方のご理解をいただいて基金のほうも何とか早く積み立ててその対応にやっていこう、国県が

全てかゆいところに届くとは思いませんので、少しでもやらせるつもりではありますけれども足らないところはそして村民のことを守っていかなければならぬことこういうことではないかなというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） 今回村長が5月19日自民党の東日本大震災復興加速化本部に訪ねていって出した要望書なんですけれども、今回かなり早くホームページに乗っかっています。私も知らないで村外の人からこういうものが出ていると言われたわけで、見てみたのですがその中の（2）に農業、商工業者など再開に当たって将来の不安を持っている住民が多いので賠償から生活支援制度的な仕組みを早くつくること。これはこれでいいんですけれども、この文章でいくと実に農業及び商工業者だけという捉えられ方がするのではないか。要は農工業、商業全体とまたそのようにさせてそういう仕事をしていない人、そういう人たちまでの賠償が必要なのではないかと思うわけで、村長もそういう意味合いでこの文章を出したと思うんですけども、ちょっと勘違いされる面があるのではないかと思いますが、それでは次に移ります。

5次提言の中に原子力災害被災者の自立に向けてと題された中に住民帰還に向けた環境整備の必要性が強まる平成27年度と28年度の2年間を特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、ちょっと長いので中間省略します。事業やなりわいの再建等の普通の暮らしを可能として原子力事故災害により生じている損害の解消を図ることと書かれています。27年、28年の2年間を自立支援施策の展開を図るとなりますとこれ読んだ方は帰るのは早くても29年以降になるのではないかという捉え方をするのが大部分ではないかと思うんですが、村長の見解でいかに。

村長（菅野典雄君） 捉え方ですから、人それぞれだろうというふうには思いますけれども、2年間を重点でそういう環境整備をするというのは評価をしていいと思います。ただ、何度も言いますように2年で片づく方もいるかもしれませんけれども、整理がつかない、どうしたらいいかわからない、そこまで生活のアレが余裕がないという方もいるわけありますから、そこを不安をどういうふうに和らげてくれるかという施策を今出していくべきではないかというのが私の一貫した主張です。主張だけでどうにもならないという思いもありますけれども、そのところを常にお話をしていますし、話をしていますし、要求もしています。ただ、そうならざるを得ないということになった場合にどう我々がまた別なつて支援なり何なりができるかということありますが、人それぞれ、個人個人は自分を中心に考える、これは当然であります。これでいいんです。が、行政は一人に一人にあなたにはこう、この方にはこうという話はできませんので、ですから、最大多数の最大公約数的なところでの対応の中でいかにそれが考えていただきながら、いろいろな支援策をあとは使っていただくというしかないのではないかとこのように思っているところであります。

2番（渡邊 計君） 私もこれはいいことかなと思っているんですけども、というのはなぜかというと、村長は以前に私質問したときに解除時期を決めてそこまでいろいろなことが100%解決できるとは思わないというお答えをしました。でも、実際国・東電を相手にする場合、解除前にできるだけ本当であれば全て100%の条件を整えない限り解除した

ら、国はなかなか言うことを聞いてくれないんです。東電だってそうだと思います。水俣病、公害から60年たっていまだに裁判しています。いまだに決着つかないんです。これは最初がだめだから最初をきちんとしないがためにいまだに裁判を続けているんです。その当時、10歳だった人が話をしに来てくれました。いまや70歳です。ほとんどの人生が水俣病の戦いだ。我々もそういうふうになる可能性もあるんです。ですから、解除の前にいろいろな条件あります。確かに難しいです。そういうものを全て整えないうちに解除したらその後、国は認めないのでないかと私はこのように思うんですが、村長はいかがでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 気持ちは全くわかります。それで整わないとあとになってからでは面倒見てくられないのではないかという話、全くそういうこともあるかと思いますが、そうしますと全員の思い、要求が通るまで頑張ればいいのでしょうかという話になります。私はそうは思っていません。残念ながら、つらいですけれども、それをやっていたんではどんどん人の気持ちも生活も変わってきます。ですから、三宅島の全島避難の当時の村長さんが4年半がもうこれが限度だと言ってまだ有毒ガスが上がる中に村民を帰らせたというその気持ち、4年半がいいかどうかはわかりませんし噴火と放射能は全く違いますから一概には言えませんけれども、そういう中での判断をつらいがしていくということになるのではないかと。私、そのどちらにしても最大のこれからフォローといいますか支援を求めていく、あるいは我々ができる範囲の手を差し伸べていくということでいくしかないのではないかと思っているところであります。

○ 2番（渡邊 計君） 長く避難しているとすんでいくという村長の考えですけれども、そのために戻れないのであれば仮の村、仮の町構想、浪江が今始まろうとしています。そういうやり方もあるのではないか、一言提言しておきます。

次、1の2の農業支援と農業商工業の支援等について内容をどのように考えているのか。それに対してお答えいただきましたが、私としてこの質問の答えは確かにこのように答えてもらいました。でも、問題は今の農地保全、農業再開まで当たり前です。でなければいけないことです。でも、問題はその後です。農業再開した後、果たして生産物つくりました。売れません。これでは生活にならないんです。そしてものをつくったにしても今サルやイノシシがはびこる中、ものは作付しました。できたのは3割程度しかとれません。これでは生活にならない。そしてつくったものも売れないので生活にならない。私の知人が福島、郡山、相馬の市場など知り合いがいるということで尋ねたそうです。飯館でつくったものを買っていただけますか。そしたら市場の人は飯館産は20年間は買い取らない、そう答えたそうです。買い取っても売れない。そうなった場合、農業生産で生活する人、どのように生活するのか。生活になりませんよね。ただ、私は村長も農業支援の要望していますけれども、ただ農業支援の要望ではなくどういう内容を要望するのか。生産物できたものを買うのか、またイノシシたちが荒らすので作付段階での賠償というか買い取りをやってくれるように国に頼むのか。作付段階でというと作付したから農家の人ももうこれでいいという人が出ないと限らないので難しいところでありますけれども、そういう農業の支援ということは私はこういうことで聞いたんです。そして、商工業に関しては事業

再開の支援はするということでお答えいただいているけれども、要は事業再開は支援いただければできます。私の弟も商売やっています。いろいろな人、商売の人にもいろいろ聞きますと飯館村6,000人いたからその中で商売ができたんだ。帰る人は激減するのは目に見えているんだ。そこで営業再開するための支援はいただいた。でも、その後お客様の数が足りない。生活できないわけです。この辺りをどうするのか。そして商工業者だけではなくお年寄りなど、お年寄りに限らず飯館の人は自然の恵みもいただいて福島県で下から2番目に賃金というか収入の低い村でありながら自然からの恵みをいただいて生活してきたわけです。保存食としたり、あとは山菜、キノコをとって小遣い稼ぎをしたり、そうやってやってきたわけなんです。だから、支援等に関して、つまり今話したようなことを細かく話をして要望すべきではないかとこのように思っているわけですが、村長、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 何度も言っていますように、細かく言って何かパートでしかという話であれば幾らでも細かい話は幾らでも挙げられますけれども、なかなかそんな簡単な話ではないということは議員の皆さんであればおわかりいただけるのではないかというふうに思っています。だからといってそれでいいわけではありませんので、先ほどの農業支援の話、あるいは森林再生の話、あるいは商工業のグループ補助金のもうちょっとの拡充などなど、それぞれはやっているわけでありますけれども、出てきたものを少しでも有効に使っていくということではないかというふうに思っています。戻っても生活にならないからという話、確かにそうかもしれません。生活にならないから戻らないで仮設や住宅にずっといて、それで生活になるんでしょうかということなんです。ならないですよ、やはり。ですから、ある1点だけの話にはなかなかできないということなので、本当に答え100点にはなりませんけれども、精いっぱい総合的に考えてこれから進めていくしかないということではないかと思ってございます。

2番（渡邊 計君） 村長おかしい答えだったと思うんですけれども、飯館戻つてものをつくつても生活にならないから仮設にいるんだ。違うでしょう。村に戻つてものをつくれば国が責任持って買い取れ、買い取ってくれるんだ。東電が責任持って買い取ってくれるんだ。であるならば村に戻つて生活しようじゃないか。間違いなく収入になるんだ。村に戻つてものつくつても売れない。何も国からも東電からもそういう約束をいただけない。それこそ帰る人いなくなるんです。たとえ細かいことでも自民党案の提言、考えている人は霞が関の机の上で考えているんです。飯館の現状など全然わかっていないです。だからこの場で説明しなければならないんです。村民のためにぜひ細かい提言をしていただくことを望みます。

次に移ります。今後の除染について現在の除染は放射性物質汚染対処特措法に基づいて行われているわけでありますけれども、この特措法、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、放射性物質による汚染の除去等の取り組みを進めることとして行われているわけであります。そしてこれは特別除染地除染特別地域、これは年間20ミリシーベルト以上、これが国直轄の除染であります。そして、その下には汚染状況重点地域、これは年間1ミリ以上20ミリ以内。これに指

定していただいた場合においては国が金を出して自治体独自の除染計画のもとに除染が行えるわけです。29年3月までの国直轄の除染、この後引き続き国直轄の除染でやってもらうのか。この汚染状況重点地域に指定していただき、自治体独自の除染をしていくのか。見解をお伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 今の除染につきましては25年5月に今おただしいただきました
ように20ミリを超える区域ということで、全村避難という形で特別地域内除染区域ということで、国のはうが除染の計画を立てるということで、一応年度2度ほど改定しながら29年3月までこの計画のもとで実施をするということでございます。それで、この計画についてはそれぞれの市町村版という形になっておりまして、飯館村の飯館村版という形で、この計画もただ単に国が持ってきたものをはい、わかりましたというような状況でなってきたのではなく、村のはうでもその計画についてはいろいろ協議をさせていただいた。飯館村版の計画書を見ていただくとわかりますように、国は20ミリ前後云々での除染でこうなります、ああなりますですが、村の場合は先ほど議論になっております5ミリシーベルト以下を目指す、これは村の考え方を尊重するというような部分まで取り入れてやっているということであります。まずは29年3月まではこの計画でいくということでございます。それで、飯館村版の最後のはうにありますが、特別地域内実施計画の見直し等というふうな最後にございます。その中を読んでいきますと、最後のはうですが、また基本方針に掲げる長期的目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指しというふうにうたいながら、今回の29年3月までの除染の点検評価をして飯館村とともに29年以降に適切な措置を講ずるということになっておりますので、とりあえず29年3月まではこの計画でいく。その後、今の提案といいますか別なこの1ミリ区域の考え方ができるのかということもありますので、それらについては村が要望してただ単純にいくわけではありませんし、あと財源的な部分、あとその除染の手法、そういうものを考えた場合、飯館村だけでできるのかという部分もございますし、いろいろな意味で検討しなければならない事項があるのかなと思いますので、これらについては29年度以降の計画をつくる時点までに県と協議をしていきたいという形でございます。以上であります。

2番（渡邊 計君） 29年3月までは今のままだから、それはいいんです。ただ、この特措法の中に年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上の地域を汚染状況重点調査地域と指定することとしています。だから、要は村としてこのまま国直轄除染で継続を望んでいるのか。村独自の計画でやるのか。それを聞いているんです。

除染推進課長（中川喜昭君） その辺については今後の協議になるかと思います。今その特別地域云々ですが、今の特措法の中で動いている部分でもありますので、今後特定歓迎地点の部分などもいろいろな状況があったものですから、それらも解消されてくるということで、その特措法自体がどうなるかという部分もありますのでその動向を見ながら検討させていただければと思います。以上であります。

2番（渡邊 計君） 次に、村内で就労している人の線量管理ということですが、役場職員に関しては以前除染推進課長のほうから数字的なことを教えていただきました。でも、私が今聞きたいのは見守り隊の積算線量最大値、最小値、平均値、これわかるでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 26年度の、これは通年雇用していた方でデータを出しております。途中からやったりとか途中でやめた方は除いておりますが、平均値が2.56でございます。最大値が6.31、最小値が1.52になります。これは状況としまして外勤時間が1日6時間ということになっておりまして、長泥は3月に1回あとの方は2日に1回の勤務という形での勤務体系の方での積算線量です。以上です。

2番（渡邊 計君） これは商工業のほうもわかるでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 再開事業所の屋内営業所の部分で集計しております。最小が0.6ミリシーベルト、最大が1.9ミリシーベルト、平均で1.5ミリシーベルトでございます。なお、屋外事業所については線量計を今校正に出しております、処理に間に合わなかつたのでご了承願いたいと思います。以上です。

2番（渡邊 計君） ありがとうございます。これはガラスバッヂではなく推算線量計でやつていらっしゃるんですかね。この積算線量計ですか、放射能、放射線管理で仕事する人の場合男は胸、女人、妊娠可能性ある人はおなか、でもそれは例えればしますと復興対策課長が線量計をつけているとして、目の前の村長のところに線源があるから胸につけている。でも飯館の場合は周りにいる課長さん全てが線源になるんです。360度全てがということは、果たしてここに1つだけでいいのか。背中から来る線量、これは自分の体で80%カットされるそうです。大体ここまで届くのは20%だそうです。私もまだ勉強し始めたところでまだはつきりわからないんですけども、でも単純に考えると側面、前後合わせるとこの数字の2倍が本当なのではないかとこのような感じもします。今この部分に関して答弁を求めて皆さんも答えられないと思います。私ものはつきりした断言はできません。よって、次の議会までのお互いの宿題とさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

議長（大谷友孝君） 一般質問にはそぐわない質問でございます。質問を続けてください。

2番（渡邊 計君） 失礼しました。では答えをくださいというのもいいでしょう。

では、次にいきます。帰村後の警備、安否確認、緊急連絡体制、これをどのようにするかということで伺いたいんですが、今後いろいろな人が村内に解除となった場合いろいろな人が出入りするようになると思います。そうではなくてもトラック等かなりの台数通過するのではないか。それで、お年寄りだけで決めつけてはいけないんですが、帰る人たちがお年寄りが多いのではないか。そして、世間の人は飯館の人は賠償金持っている。近隣にはそんなに帰っている人はいない。そんな中、防犯と安否確認を兼ねた見回り隊、これの継続というのは本当に大事になるのではないか。そして現在も避難しない、あるいは一時的に帰宅している人、見回り隊の人が行くとちょっと休んでいけ、お話ししてくれ。寂しがっているらしいんです。予算的な問題もありますでしょうけれども、ぜひ継続していただきたい。

そしてもう一つ、緊急連絡体制でありますけれども、今回の避難でお年寄りほとんどの人が携帯電話持っています。しかし、村内には電波の届かないところもあるわけです。今までだったら外で倒れてもぐあい悪くなってしまって隣近所の人が見つけてくれたでしょう。でも、帰る人が少ない中、蕨平などは1件、あるいは2件しか帰らないと言っているそうです。そんな中でそういう人たちの安否をどのようにするのか。少なくとも携帯電話等連絡

つくように、それと見回り隊の継続をぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

村長(菅野典雄君) 見守り隊は私たち飯舘村が避難するときに空になった村をどう守るのか、家庭をどう守るのかということから国と詰め寄って勝ち取ったのは防犯パトロール隊ということです。一つには自分の住宅は自分で守ると、そういう気持ちが大切だらうということ、仕事がなくなった方の雇用もということでやっているわけでありますけれども、どんどんと緊急雇用の財源でやっているわけであります。これは今のところ27年度をもつてやめる。それがいいと言っているわけではないです、向こうのほうが、国の方がそういうことをやめますから、なかなかこれから厳しいという気はします。緊急雇用というのはどちらかというと雇用がだめになってしまったときという話でありますから、そうしますと放射能で避難したところにそれが当たるというよりは、むしろ復興のためにつくられた雇用制度というそういう制度に切りかえていただけませんかというのをこの前私が言ってきましたところであります。そうすればまた予算はつくのではないかということです。緊急雇用というのは緊急にちょっとどうしようもない方を雇ってねという話、この視点ではもう4年、5年過ぎてはやりくりができることがあるのではないか。むしろそういう防犯だけではなく我々の行政の仕事、住民サービスの件もどんどんふえていくということではないか。戻っても今おっしゃったようにまさに1人、2人で住むという方もあるわけでありますから、そこをどうするかということになると残念ながら行政が全てできるという話になりませんから、いろいろな人たちの手を借りていくということになりますと、もっと別な緊急雇用ではない予算をということで要求をしてきたところであります。どこまでどうなるかわかりませんけれども、少なくとも幾らかなりと出てくるというのは何となく感触で捉えていますので、今言ったような防犯パトロール、今までのようにいくかどうかはわかりませんけれども、少なくとももう少し続けていかなければならぬだらうというふうに思っています。あるいはどこをどういうふうにいつまでもというわけにもいきませんから、郵便局であったりとか、あるいはいろいろな民間会社との協力の中で見守りをやっていくというそういう考え方も必要なんだろうというふうに思っています。そんなようなことも考えながら、一つ一つ戻ったときの対応というのもこれから考えていきたいとこのように思っているところであります。

副村長(門馬伸市君) 携帯電話の不通話の件ですが、村内に3カ所不通話域がありまして、これはずっと原発事故前からも要請はしておりました。順次原発事故前は解消してきたんですけども、事故後、山林あたりに鉄塔を立てるものですから工事の線量管理ということもあったりして延びているわけですけれども、とにかく解除時期もし決まっても戻って電話が使えないとかこういうことでは困るので、帰ってからでは遅いので帰る前にぜひことしか来年あたりに工事をということでauのほうとNTTドコモ、この2社に協力を要望活動しております、近いうちにその結論が出るのではないかというふうに思っています。

2番(渡邊 計君) ゼヒそのようにお願いしたいものであります。ただ回答の中地域ぐるみでも見守り隊が必要ということを書いてあるんですけれども、帰村する人半減、本当に蕨平では1軒か2軒しかない。地域ぐるみでの見守り、本当に可能になってくるわけです。

今見守り隊、働いている人そんな若い人ではなく、結構年齢といった人たちです。その人たち解除になって何か仕事あるか。ほとんど難しいと思います。ぜひ先ほど村長の言ったような形で国のはうに認めてもらうようにぜひ強く PUSH していただければありがたいと思います。

次に 1 の 6 の避難解除に際して綿密な調査を行うべきということで質問したわけですが、ちょっと質問の内容、大分細かく返ってきたんですが、私が聞きたかったのは綿密な調査、解除そのものに関して村民の意思意向の把握をどうするのか。また、何人帰るのか。年齢層的にどういう年代が多いのか。そういうものを綿密に調べた上で解除前に帰る人の中でのどのような行政を行っていくのか。解除前に考えるべきではないか。解除になってから考えても追いつかないのではないか。そう思うわけで、5 次提言の中にも営農の再開に向けては市町村における農業者の意向の把握、地域農業の将来像の策定を支援しとそういうふうに書いてあるわけです。農業者の意向の把握、農業者ばかりではなく帰村する、誰が帰村する、何人帰村する、年齢層はどうだ。そういうものの把握が大事ではないか。そういうことでお聞きしたんですが、私以前から何度も言っていますけれども、対面調査なりそういう調査をしてきっちりとした数字を出すべきだと思うんですが、その辺に関してはどのように考えていらっしゃいますか。

村長（菅野典雄君） 先ほどご質問に帰るか帰らないか悩んでいる人が多いんだという話の人にはあんたどっちだという話が酷だと私は思っています。ですから、少なくとも全体としてのアンケートはとっていかなければならないし、ここを非常に細かく分析はしていかなければなりませんけれども、一人一人にイエスかノーかという話ではないんだろうというふうに思います。ただ、少なくとも一人でも多くの方に戻ってもらったり、あるいは戻らなくても一人一人が自分の生活を考えるという形はとっても大切なことだから、今回の懇談会でも皆さんから出てきたことですが、第 5 次の計画書ではどうも見えないということがありましたので、できるだけ議会などにいろいろ検討していただいた後に箇条書きでこういうこととこういうこととこういうことはやっていきますという話をていきたいというふうには思います。ただ、全てがそうできるかというとここにいる限り、避難先にいる限りあくまでも計画でありますし、やってみないとわからない、やってみないと、やってみて難しかった、金がかかって、意外とそうでもなかつたというのがわかりますから、たとえ何人であっても戻ってみてそこからスタートする、あるいはスタートするといいますかそこに対応していくという形も必要だということが先ほどから解除の問題なり帰村宣言の問題が出ているとこういうふうに考えていただければというふうに思います。

2 番（渡邊 計君） 今村長は聞くこと酷だと言いましたけれども、聞かないことのほうが酷なのではないでしょうか。帰る人ではおたくは帰りますね。帰ることに際してどのような支援をしていただきたいですか。そういうことを聞く必要があると思うんです。帰らない、いや今は帰れない、でもいつか帰りたい。そういう人にはなぜ今帰れないのか。どういうふうにしたら帰るんだとそういうことを聞かないで行政ができないできるんですか。自分の思う村長の思いだけで行政やっていけるわけではないですよ。村長先ほど言いましたけれども村民とともにつくり上げてもらつたと言っているんじゃないですか、自分で。

聞かないほうが酷ですよ。きっちり聞いて今村民が何を思っているのか。それを把握しないで帰ってからやりましょう。帰ってから何人帰るか。そちらこちら1軒ずつ歩いて探すんですか。帰る前にこれだけの人数、これだけの年齢層だからどういう行政をしなければならない。それは解除前に準備しなければならないことではないんですか。もう一度お答えください。

村長（菅野典雄君） これは何度でもアンケートでやっていますし、これからもできるだらうと思います。ただ、今悩んでいる人、あるいは帰らないという人、それぞれアンケートの中でデータとして出てきていますから、それを我々が読めばいいということではないか。一人一人に面と向かって右か左か、帰るか帰らないかという話を行政が私はやるべきではないというふうに思っています。ただ、そもそも言つていられない点はあります。例えば村営住宅、これが戻るんでしょうか戻らないんでしょうか。全て電話で個々にやっています。それからこの前も家を、住宅の解体もその人が帰るんですか帰らないんですかという話もしています。ですから、その都度その都度詰めてやっておりますが、全体としてあんた一人一人にこの6,000人に帰るか帰らないかというそういう判断は放射能の非常に微妙なところに私はやるべきではない。ただ、アンケートはできるだけ緻密にやっていくべきだとこんなふうに思つてはいるところであります。

2番（渡邊 計君） アンケートは緻密にやっていく。前回アンケートの結果出ましたけれども、50%ぎりぎり。しかも29歳までは3.3%でしたか。何せ29歳以下は3.3%、30代が7%、40代が9.1%、50代が20.5%、60代が28.7%、70歳以上が28.1%の回答ということになっております。回答率は48.2%です。半分も返つてこない。しかも高齢者しか返つてこない。このアンケートで行政をやろうとして村民をばかにしているのもいい加減にしなさいということですよ。村長は村民の気持ちを把握しないで自分の思いだけで行政をやるとそのようにとらせていただきます。

次の質問にいきます。今回懇談会の中、いろいろな問題提起されました。除染推進課では大変だったと思います。同じような環境支援体制の問題が出てきて、いつまでたっても同じような問題聞くんですね。用水堀が埋まっている、水道管が潰された、もう少し環境省に強く言っていただいて、できるだけ村民の苦情の出ないような除染をしていただきようにしていただきたいと思います。

時間がないので次に移ります。5次提言の初めに一番最初に原子力災害被災地域では途中略します。被災地域の実態を十分に踏まえ、地元としっかり対話しつつあります。地元としっかり対応しつつありますけれども、どのような方法か説明ありましたでしょうか。また、地元とは村長行政のみならず村民と捉えてよろしいでしょうか。

副村長（門馬伸市君） おわかりだと思いますが、5次提言は自民党と公明党が与党案として先月29日に政府に提出いたしました。私はこの新聞記事しか読んでおりません。国のほうでは情報によりますとこの提言を受けて内容を精査をして、一部修正もあるんだろうと思いますけれども、12日ごろに閣議決定がされる。その決定を受けてから初めて私も国からの正式な説明を受けるわけです。ですから、今新聞記事の中でどうだこうだという中途半端な確定したわけでもないものをここでお答えするというのはかえって失礼になると

思いますし、もしその5次提言の内容が変わるなら私たちは多分12日に閣議決定された後に政府のほうから正式に被災自治体に説明に来るというふうに思います。もちろん、村だけではなく議会のほうにも説明に来ると思います。それで村のほうとしては、今度は村民にどういう形で会議の持ち方、説明会の持ち方、そういうのも具体的に検討するというのを12日の閣議が決定された後でないと私たちは動けないということなので、もう少し待ってください。

2番（渡邊 計君） 確かに閣議決定した後なんですかけれども、今後の解除後の懇談会、時期とかそういうものもありますけれども、ただ、今出ている中で出ていても出ていなくても地元としっかりと相談をして村民も全て含めてだろうと思うんです。含めなくてはいけないはずです。こうなった場合、会場も今回これから避難解除の懇談会、これは村だけではなくそれなりの国の人人が出席するというふうに捉えてよろしいでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 都路にしろ葛尾にしろ川内にしろ、檜葉、全部決定、避難指示解除の時期が決まったときに具体的に解除の条件があるのか、そういうのを住民に説明をしているようすでありますからでも私たちは村民に村だけが説明するのではなく、国のほうからしっかりとそれなりの人が来て説明会をすると思います。ただ、20行政区全部というのは無理な話だと思いますから、何ヵ所かに説明会の会場を設けて国のほうからしっかりと説明をする機会、多分国の方から言ってくると思います。

2番（渡邊 計君） 申しわけないです。今懇談会の中で村長に住民から借り上げのアパート、あるいは仮設いつまで入れるんだという質問が多くて、村長は解除後1年だという説明をしていたわけですけれども、前回の議会に質問の中で私が質問したときは県の借り上げ及び仮設に関しては今のところ後ろは決まっていない。ただ解除、東電の解除、東電から直接請求の借り上げに関しては解除後1年だとそういうお答えいただいたんですが、その答えには間違いないでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先ほどからも細々とという話があった。精いっぱい生活の支援制度をつくってくれという話をいろいろな場で出しているという話をしたのに、そうでないという話でちょっと私も意に沿わないなと思ったんですが、そういう意味で災害救助法というのは毎年それが問題になっています。1年、1年ですから、さきのことはなかなかわからない。それでは我々の不安は取り除けないのでないという話なんです。ですから、解除になった場合にどういう形になるかわかりませんけれども、アパートから年内にはすぐに出されるということであったはいけないのではないかというふうに思っております。

議長（大谷友孝君） 渡邊 計君の質問はこれで終わりました。

3番（菅野新一君）

3番（菅野新一君） 平成27年6月第5回定例議会に当たり、一般質問を行うものであります。23年3月11日の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により私たち村民はかつて経験のない放射能汚染による避難生活を強いられ、不安とストレスを抱えながら、そして孤独と戦いながら5年目を迎ってしまいました。私たちは多くの課題を残しながらも限界に来ているわけであります。その避難生活もいましばらくは続くのではないかでしょうか。多くの不安を抱えながらも、今村内の住環境その他除染は終わり、また新聞

報道などでも避難解除時期の言葉が出ております。いまだ先行きが不透明な中で私たちはこれから将来の自立の道を選択しなければなりません。その時期に来ているのかと思われます。そして、村に戻る人、また戻らない人、またいましばらくは戻れない人、その中で村は全ての村民のためにどのような支援ができるか。村民1人にいつも言っているように一人一人に沿った何ができるか明確にして具体的に考えてやらなければならない。除染は終わったと言っても線量の低下が見られないところも多々ありますが、その中で不安を感じながらも村に戻らざるを得ない方もいるわけであります。まだまだ今後いろいろな問題を抱えながら前に進まなければなりません。一人一人に寄り添った支援策を具体的に今示すことが大事であります。

それでは、私の質問に入らせていただきます。佐藤長平議員、また八郎議員、渡邊議員との重複も兼ねますが、お願いいいたします。1番目に除染についてであります。完全除染が飯館村が生き残れる、そして復旧復興ができる大前提であり、線量低下が見られない除染などは意味がないと考えるが、伺うものであります。

2番目として森林の再生について。山麗しく水清らかなその名も飯館我がふるさとよ。その歌詞のとおり、山は美しく水清らかな村でなければなりません。森林の除染はしない。里山除染もしない。ため池もしない。それではあのきれいな村には戻れませんが、森林の再生について伺うものであります。

3番目として避難時期解除を考え方についてお伺いします。除染のおくれと除染を実施しても高線量の場所が多く、健康に対して多くの不安が考えられるがそれでも平成29年度以降と考えられますが、伺うものであります。

4つ目として村に戻れない人、または戻らない人の支援は戻れない人、または戻らない人も村民であり、2地域居住の人たちに対して税の優遇など、そして健康面や福祉分野での支援、または避難先で村外で孤立して子育てをする世帯に対してどのような支援があるのか村としての考え方を伺うものであります。以上です。

○ 村長（菅野典雄君） 3番菅野新一議員の質問にお答えをさせていただきます。

4点ありますが、3番目の避難解除時期の考え方と村に戻れない人、戻らない人への支援ということに私のほうからお答えをさせていただきます。高線量の場合、いわゆるホットスポットの再除染につきましては、国としても実施することとしておりますが、村民の帰村に当たっては大きな判断材料となりますので、村民の除染に対する不安を取り除くためにも十分な対応をしていただくよう今後も国の方には強く要望していきたいというふうに思っています。避難解除の時期でありますが、まず国の示す時期が一体いつなのかということもあるわけでありますし、そこがポイントになりますが、さきの渡邊 計議員にもお答えしておりますように、一日も早い帰村を望んでいる方がいる。さらに帰るに当たっては先を示していただきないと急に言われても準備ができないとか、いろいろな声がありますので、前からお話ししていますように早くて平成28年3月、これは第4版の中に出でてきた希望的な解除時期ということになります。それと、遅くとも平成29年3月というのは、先ほどもお話ししましたように困難区域のここが限度ですよというのが29年3月でありますから、この時期ではないのかなと考えているところであります。行政区懇談会でもその

旨を説明してきているところでありますので、ご理解をいただければというふうに思っていますが、いずれにいたしましてもこちらが決められるのでしたらしいんですが、国との兼ね合いということをご理解いただきたいというふうに思っております。

それから戻れない人に一定の支援ということあります。戻れない人、または戻らない人も村民であり、2地域居住の人たちに対してどのような支援があるかのご質問だったと思います。村では村に戻れない、戻らない人や2地域居住となる人に対してもでき得る限りの支援をしてまいりたいというふうには考えておりますが、税の優遇など地方税法に基づくものや法律制度による自治体の裁量権の及ばない事項については、残念ながら特別な支援は難しいものと考えております。ただ、それ以外のところ、例えば健康福祉分野での視点というのは二重住民票と言われる災害特例法、あるいは災害救助法などが延長される限り総合健診の無料化など現在と同様の支援をしてまいりたいというふうに思っております。子育て支援ですが、現在あづま脳外科の病院に子育て支援センターすぐ近くをつくっておりまして、毎日多くの方に来ていただいているようですが、そこを核として避難先での子育て支援のお母さんたちの支援も展開していくこうというふうに考えているところであります。その運営について、いつまで継続するかというのはこれからまた議会の皆様と相談させていただくことになりますが、村の子育て世帯が孤立することのないよう支援を継続をある程度してまいりたいというふうに思っております。また、村では事情があってすぐには戻れない子供さん、あるいはそうでなくとも転校されたそういう子供さん方、今まで同様村の情報提供と各種子供などのイベントなどに参加できるよう配慮してまいりたいとこのように持っているところであります。

他の質問はそれぞれ担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上であります。
除染推進課長（中川喜昭君） 私からはご質問の1の除染についてお答えいたします。ご質問

のとおり、これから村の復旧復興に当たりましては除染による放射線量の低下が不可欠のものと考えております。現在村内で進められている面的除染により放射線量ができるだけ低減するよう、国に徹底した除染を求めております。おただしの中に線量低下が見られないとのご質問ですが、村が施工した須賀地区では宅地、農地、森林の全体の平均で除染前時間当たり0.75マイクロシーベルトが、除染後時間当たり0.36マイクロシーベルトになり、52%の低減率がありました。また、村が独自に原発事故発生後から各行政区の宅地と農地の空間線量を測定しておりますが、除染を開始する時期の空間線量と除染が完了した5月14日の空間線量の状況を見ますと、宅地では14カ所で完了しており、平均で除染前1メートル高で時間当たり2.8マイクロシーベルトが、除染後時間当たり0.49マイクロシーベルトになり、低減率が83%であります。農地では8カ所が完了し、平均で除染前1メートル高で時間当たり2.64マイクロシーベルトが、除染後時間当たり0.47マイクロシーベルトになり、低減率が82%であります。このように除染をすることで空間線量は確実に低下いたしますので、ホットスポットも含め今後も国に対し徹底した除染を求めてまいりたいと考えております。以上でございます。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは2点目の森林の再生についてのご質問にお答えいたします。ご質問にありましたとおり、現在環境省で行われている除染計画では森林の除染は

宅地及び農地の林縁部から20メートルまでの範囲と里山の一部に限られており、多くの森林は除染の対象外となっております。村では中山間地に所在する村の特性や農林業が村の基幹産業であり、森林の除染が必須であることを強く国に訴えてきたところですが、今日まで国には受け入れていただけない状況であります。

こうした状況を受けて、村では里山の再生保全にみずから取り組むとの新たな提案を行い、継続的な経費の負担を国に求めておりますが、こうした要望に対しても今まで明確な回答がない状況でございます。林業の再開は村の産業全体の復興にも大きな比重を占めてくると思われますので、今後とも里山の除染と保全、管理が村の産業として取り組んでいけるよう強く要望してまいります。以上であります。

○ 3番（菅野新一君） 除染についてでありますが、その除染というのはあくまでも若者、そして子供たちが安心安全施設と思われる心配のない国が定める1ミリシーベルト以下と、村民からの目線で除染に対して信頼のできる完全除染を実施することが大事かと思いますが、答えをお願いします。

○ 除染推進課長（中川喜昭君） お答えいたします。まず、今おただしの件でありますが、除染を今現在しておりますけれども、全村に原発事故によりまして放射性物質が降り注いでいるという事情でございます。今は面的除染ということで、屋根等の拭き取りとか庭先の土であれば剥ぎ取り、あと農地については表土の除去という形でやっております。しかしながら、100%完全に除去できる状況ではないということをぜひご理解をいただきたいと思います。そういう中で、できるだけ空間線量を下げるということをやってきておりまして、例えば24年から除染を始めるとときに住民との説明等をする中で例えば農地の除染方法は5,000ベクレルについては反転耕だと、あと5,000ベクレル以上は剥ぎ取りをしますということでありましたが、その話を住民農家の方々に言いましたら、放射性物質は全部持つてってくれということがありますので、飯館村6カ月前のほうと話をする中で農地を剥ぎ取りの手法に変えていたいということもあります。あとはいぐねであります。これも説明会をする中で家の後ろにあるだけで家に帰ってくるのは心配だということがありまして、これも国のほうに強く議会とともに交渉しながら伐採も実証という形でやっていただいているということであります。そのほかに、例えば除染困難な建物の対応とか、あと屋外に放射性物質を浴びた三輪車をどうするんだ、そういうものも持つていってもらわないと困るという要望がある中で、できるだけ村としては村民の意に沿うような形で今まで交渉してくる中で今の状況にあるということであります。また、日々の除染作業に当たりましても住民からいろいろご意見ご要望がある中、村のほうに来た際には環境省、JVともども地権者の方々とその内容について協議をしながら、村民の意に沿うような形で、全てではありませんけれどもできるだけ除染の効果を上げるためにやってきたということでございます。そういう年間、長期的に1ミリシーベルトということもありますが、今の段階ではすぐさまならないという状況でございます。そのかわり、できるだけ空間線量を下げて何とか村民の方々が戻れる環境をつくるということで、今のところ頑張っているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

3番（菅野新一君） また除染の話ではありますが、飯館広報のNo.5、村長が書かれました子

供たちに故郷を学ぶ。東京芸術劇場で1,800人の聴衆を集め、そして子供たちの歌で泣かされました。幸せな日常が1日でも早く戻ってくるようにと広報には書かれておりましたが、多くの人にも感動を与えたのも確かではありますが、それは私からの感じ方はそうではなく、子供の立場に立ってほかの人が、東京の人が考えたときにもとに戻れないふるさとを感じたときにもしかして悲しい涙を流したのかもわかりませんと私は感じました。そのためにも、人の心の受けとり方はさまざまではないかと思いますが、そのためにも子供たちが帰れる、全村完全除染を考えるわけですが、再度お伺いします。

村長（菅野典雄君） 現在も御存じのようにいわゆる半分ぐらいのお子さんが仮設の小学校、中学校に入っています。どちらも大変低いところです。それでも年々減っていくという状況です。幼稚園はさらに3割ぐらい、こういうことありますからそれがどんどんと小学校に上がり中学校に上がっていく。皆さんのが上がっていく中でまた減っていく可能性もあるわけですから、非常に大変だ。そういうことですから、今ご質問にあったように少しでも子供たちが戻っていただける環境をつくっていくというのが物すごく我々の与えられた大切な重要な課題だとこのよう思っているところであります。内容の充実、あるいは戻るところの学校はもう一度除染をして、それこそ1ミリシーベルトになるようにしていかなければならないのではないかとこんなふうに思っています。そういう意味で、これからもう一度国との学校の問題、子供の環境、そういうことから、また場合によっては子供たちが室内あるいは屋内といいますかそういうところで思い切り遊べるところも考えていかなければならぬのではないかとそんなこともいろいろ考えているところでありますので、あれもこれもできればいいんですが、少しでも多く子供の環境のためにやつていきたいとこのように思っているところであります。

3番（菅野新一君） 放射能の不安のために帰れないと思う人が本村では多いわけであります。除染が終わったといっても2年や3年、全てが終わるわけではありません。そのためにも放射能の不安は半永久に残るかもしれません。

それでは、質問を替えます。森林の再生についてであります。村の基幹産業である林業支援、そして私が当初に書きました山美しく麗しく、山林再生なくしては村の発展はないと思います。少しずつでも何かをする方向でやるのが大事かと私は思います。今回の行政懇談会でいぐねの木材はどうするんだと住民から出て、村側の答えとしては木材の処分のことはバイオ熱に利用などで考えているという話を聞いておりますが、村ではそのような施設をつくり、少しずつでも森林再生をしなければなりません。そのように考えがあるかないかを伺うものであります。

復興対策課長（愛澤伸一君） おただしの森林の再生に向けての村の動きということでございます。現在、避難区域内での活動ということで見ますと避難解除準備区域内での営林活動はできるということで、居住制限区域、帰還困難区域内での営林活動は制限されている状況でございます。さらに、昨年暮れに県のほうから民有林の伐採権の搬出に関する指針というのが示されておりまして、その中では厚労省の特定線量下業務ガイドラインというのに基づきまして2.5ミリシーベルトを超える営林活動はできませんよというような指針が示されているところでございまして、現在の除染が行われていない村の現状の中で直ちに

営林事業が再開されるというのは非常に厳しい状況にあるのかなというふうに思っております。

その中で、先ほどの答弁にも申し上げましたが、村といたしましては里山の再生というような位置づけで住家に近い一定の範囲の山林を除染を兼ねながら、線量の低下を図りながら林業活動ができるようなそういう仕組みをつくってくれということで、再三にわたって国と交渉をしているところでございます。今おただしありましたとおり、林業は村の産業振興上でも重要な位置を占めておりますし、また先行して村に帰還するであろう高齢者の皆様方のひょっとすると貴重な就労の場になり得るのではないかというようにも考えておりますので、早く林業が再生できるように引き続き國のほうと交渉してまいりたいと思っております。また、おただしにありました木質バイオマス関係の新しい産業の立ち上げにつきましても検討していかなければならないというふうに考えておりますけれども、先ほど佐藤長平議員のご質問でもお答えしておりますが、いろいろと課題と多ございますので、そういう課題を一つ一つクリアしながら実現に向けて村としても努力してまいりたいということでございます。以上であります。

○ 3番（菅野新一君） 今2.5マイクロシーベルト以上は立ち入らない。そういうことで何もできない、はいそうですか。それでは何もできないというのは自体が2.5シーベルトなどというのははっきり言って放射能怖い人には怖いかもしない、全然怖くない人は怖くない。それだってその原因である原発事故の場合は何千とか何百とかという中で作業をしているわけなんです。そこで村は2.5ですからそれは人が入ってはできません。そんなところに人が帰れますか、はっきり言って。そんなことは言っている自体が甘いと思うんです。実際今こういう施設をつくって実証事業をやる。今大問題のときにやるという方向を考えなければならない時期なのかなと私はぜひ去年おととしちったいぐねの処分などは来年、再来年は腐って燃えもしません、はっきり言って。そうなったときにどうするんだという話、今頼むのが行政側、私たちではないかと思いますが、その点よろしくお願ひして質問を変えます。

○ 避難指示解除についてですが、飯館村は生活形態が自給自足が基本であり、宅地の周りはもちろん田畠、里山完全除染で安心安全がきちんと主張できるまでが除染なのか。そして避難解除になる時期なのかと私は思っております。そのことをもう一度お伺いします。

村長（菅野典雄君） 前の質問なんですが、そういうことで、人によってはふるさとの山を再生したいという方もいるわけでありますので、ずっと言ってきたことがあるんですが、國がまた里山の事業を起こしますとそこにはいろいろな面積がどうとかこうとかという制約が必ずありますので、そうではなく何を基準にするかは國のほうで考えていただきながら、村にせめて20年ぐらいの森林再生の予算をいただければ、私の村は私の村のやり方、隣の町は隣の町のやり方でやれる。そうすると今新一議員のほうから言われたような、俺は大丈夫だ、何せふるさとを守りたいんだということでその人たちにそれなりの雇用の振興ができるのではないかということで、國が決めるのではなく交付金ということでぜひ出してほしいという話は何度もしているところであります。

時期の問題なり何なりでありますけれども、なかなか難しい問題ではありますけれども、できるだけいろいろな人たちの意見を聞きながら進めていきたいとこのように思っています。そんなふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただければとこのように思っているところであります。

3番（菅野新一君） それで、よくいろいろな懇談会で村長が言いますけれども、今すぐ戻りたい人はどうするんだとよく聞きますが、それはあくまでも今までやったような特例宿泊、長期な宿泊、実際は今戻って生活もしているわけですから、それは自己責任でもちろん行政が戻った時点でそういう扱い方をして、特別帰村時期をこうだなどという村での考え方みんなの意見、住民の意見をよく聞いてそれから検討しなければならないかと思いますが、再度お伺いします。

村長（菅野典雄君） 避難解除の国の施策、村のほうで言えば帰村宣言、これが多分別なのか一体なのかいろいろ難しいところがあるんだろうと思います。いろいろ話の中で一緒になるということも、別になるということもあるのかもしれません、今ご質問をいただいたようにその準備宿泊というのもあります。帰村に向けていろいろ準備が必要だろうからという話なんですね。それが何ヵ月とれるかということで、短いものでは3ヵ月、今まで最長では8ヵ月ということがあるんですが、それがもうちょっと長くとれないのかという話も一生懸命やっています。そのときと、今のご質問にあったように帰村だからさあ帰れ、帰らないという話の前に、準備のために帰つていろいろやってみようかという方がそうあちこち、言葉に抵抗なく帰れるのではないかとこんなふうにも思っているんですが、これとてまたいろいろ制約がありますので、何とかその辺を長く余り制約にこだわらずにこんなことを今いろいろ国と話し合いをしているところであります。どう結論が出るかわかりませんけれども、何せそんなつもりでやっているということだけはお話をさせていただきました。以上です。

3番（菅野新一君） 質問を変えます。村に戻れない人の4番目の質問になりますが、2地域居住で生活をするであろうという割合はどのぐらいか、村では把握があるか。また、このような村民にはどんな支援ができるか、その具体的な例というものを話してくださいなんて誰も言っていません、はつきり言って。そうではなく、どういうこともこの5版のまでいな復興計画ではそういう人が多いということはその人たちの分考えてやらなければならないというのが行政の立場であると思う。それを一方的に帰村するところだけ言って、あとは何も言っていないなどという話では、これは反発を買うだけの話で何ら変わったことはないと思うんであります。その点に対して、その割合はどのぐらい、多いほうでよろしいですからお伺いします。

村長（菅野典雄君） 申しわけございません。あちこちの懇談会でJAを何とかしてくれという話があったものですから、そこもあるのかなと思って早とちりをしまして失礼をいたしました。

2地域居住なんですが、多分これは国の制度がどういうふうになるかということによつても大幅に変わってくるのかなという気がします。つまり、今は飯館村に住居を置きながら福島市に住んでいれば福島市に1人4万2,000円の経費が国から来ているんです。ですか

ら、これは当時の総務大臣に何とか我々村民を避難させるに当たって安心して避難をしていただくためには自治体にそれなりの対応をしていただきたい、いわゆる二重住民票的なという話で今4万2,000円が来ているんです。ですから、10人であれば42万円、100人であれば420万円ということになるわけありますけれども、そういう中でそれがどこまでがやつてくれるのかという問題があると思います。多分それがなくなると大変、1人、2人はいいかもしませんけれども、避難の中でそういうことになりますとかなり各自治体、問題になってくる。避難先を受け入れているところが問題になってくるのではないかというふうに思っています。そういう意味で、できるだけ我々はそういうものが続けてもらったり、あるいはそれがだめならまた別な方法なり何なりを考えていただくということをしていかないと、確実に村に戻らないという方だととても多分飯館村に私は足を運んでもらえると思います。そしてまた今はなかなか判断がつかないという方、私は大体今のところほかの自治体を見ますと30%というのは当然あるのではないかというふうに思っていますから、その方たちも大切な大切なこれから帰っていただけるかもしれない住民でありますから、できるだけの支援はやっていきたいと思いますが、ただ、飯館村も決してそんな裕福な村でもありませんし、人口が減っている中で交付税がどうなるのか。これもまた要求はしておりますけれども、そういう中で最大限できる対応をやっていかなければならないとこのように思っているところであります。

3番（菅野新一君） おおよその数字はわからないようありますから、それはいいですけれども、一般的に考えてみるとちまたでの話ではありますが、おおよそ30%という話もありましたが、それ以上になるようなこともあるのではないかと私は考えております。それで、避難解除後ですが、健康の不安のために村外に孤立する子育て世帯に対する支援はどのようにできるか。帰村解除後、また1年後で村の住民であってその後は村とは一切かかわりないなどということはないとは思いますけれども、その辺も再度お願いします。

○ 健康福祉課長（高橋正文君） 避難解除後の子育て支援ということでございますが、今村で支援センターのすくすくというものを昨年12月開所して運営してございますが、ちょっとこの4月、5月の実績を申し上げますと、2カ月で633人の利用がございます。39日開所で1日平均16.2人が来所している。うち村内の方が50.2%、村外が49.8%ということで、大体半分半分の方が飯館の方と村外の方が半分半分利用しているということでございます。どんな支援ができるかということでございますが、ここに来てすぐ行くべきか知っている人がいるとか、あそこに行けばいろいろな相談ができるとか、そういうことで非常に有意義な施設になっているとは考えております。ただ、今後もできる限り長く支援はしたいわけでございますが、未来永劫いつまでもこの施設を運営していくというわけにもいきませんので、いずれは終期を定める時期がくるのかなということは考えてございます。解除になって1年後は関係なくなるのかという議員のご心配ですが、そういうことではなく村とのつながりを保つていただくためにいろいろな情報発信の頻度を上げるとか、さらにその施設を運営している間はたくさんの方に来ていただいて、孤立感の解消につながるようなイベントなどもこれからも考えていきたいと思います。いずれにしても、できる限りは支援を続けてまいりたいと考えております。

3番（菅野新一君） 健康に関してであります。飯館村民は3月11日原子力発電所の事故により次の日の12日水素爆発が起こして直ちにほか市町村は放射能の危険を知られ、いち早く避難しました。しかし、私たち村民は1ヶ月以上も長い期間放射能物質があるところにいたわけであります。そのためにも多くの内部被ばく、または外部被ばくを受けているかもしれません。その影響が出るのは5年後や10年後ではなく30年後かもしれません。そのためにも健康面での責任は今後でき得る限り村はしなければならない使命なのかな。国にお願いしてもであります。そのように考えますが伺うものであります。

健康福祉課長（高橋正文君） 議員のご質問のとおり、飯館村は計画的避難区域ということで避難がおくれたという現状がございます。県民健康調査というものを県で行っておりますが、この回収率は飯館村ですと52%ということで2,308人が出しております。3・11から7・11までの4ヶ月間の推計被ばく量というのが出ております。その集計によりますと、この4ヶ月間で6ミリシーベルト以下の方は82.2%ということで、大部分は4ヶ月の間に6ミリシーベルトにおさまっているということで、この結果をもとに研究チーム分析によりますと放射線による影響は今のところがん等には影響はしないという見解でございます。ただ、議員おっしゃるとおり長期にわたって見守らないと10年後、20年後という結果は出ませんので、村としては国県と協力しまして長期にわたる体制を築いていくということになると思います。あわせて、その財源についても国県のほうに要望していくことになると思います。

3番（菅野新一君） よく村に戻らない人はそれでよいという話が聞きますが、そうではないのではないかと私は思います。戻れない人も戻れるように放射能不安をなくし、そして私たちは行政と一緒にになって努力しなければならないと思います。その答弁は村長にお願いします。以上です。

村長（菅野典雄君） 全く戻らない人は戻らないでよいという言い方は、その人の気持ちを尊重した言い方でありますけれども、もう気持ちは全員戻ってもらいたい。ただ、そもそもいかないのでということありますので、1人でも多く戻っていただくように除染初め環境整備、あるいは支援、しっかりやっていくように努力をしていきたいと思いますので
以上であります。

議長（大谷友孝君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後4時51分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月11日

飯 館 村 議 会 議 長 大石友孝

同 会議録署名議員 松下義喜

○ 同 会議録署名議員 伊東 利

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

平成 27 年 6 月 12 日

平成 27 年 第 5 回 飯館村議会定例会会議録（第 3 号）



平成27年第5回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成27年6月12日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成27年6月12日 午前10時00分				
	閉議	平成27年6月12日 午後 1時53分				
○ 応（不応） ○ 招議員及び出席議員並びに欠席議員 ○ 出席 12名 △ 欠席 0名 × 不応招△○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	8番 佐藤長平		9番 飯樋善二郎		1番 高野孝一	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 瀬川雅幸	
○ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会委員長	高野京子	
	選挙管理委員会書記長	中井田榮	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

午前 10 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順 5～7 番）
- 日程第 3 請願第 3 号審査報告

()

()

会議の経過

○開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議長（大谷友孝君） 日程に先立ち教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

教育長（八巻義徳君） 昨日、佐藤長平議員からのご質問に対して褒められなくてもやっておりますという発言は適切な発言ではなかったということを思って、撤回させていただき、議事録より削除いただきたくおわび申し上げます。以上でございます。

○日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君、1番 高野孝一君を指名します。

○日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

発言を許します。6番伊東 利君。

6番（伊東 利君） 平成27年第5回議会定例会において一般質問をいたします。

原発事故による全村避難から5年を迎えることとなり、避難生活も身体的、精神的な疲労が増幅している。特に高齢者が多くなってきているものと思われます。一方、新たな生活に踏み切ったとされる村民も日増しに多くなっていることも事実であります。村も振興に向けてのシンボル的事業としての深谷拠点の施設の整備、村交流センター工事着工を含めてスタートはしたものの帰村後の生活に直結する生活インフラの整備、生業の再開の見通しが立たない状況にあると思われます。また、住民懇談会においては復興計画よりも除染に対する不安、不満の意見が多く出されている状況であり、帰村のできる環境の整備、少しでも将来の見通し、不安を解消させる施策が重要であると考えます。

それでは、質問に入ります。質問の1つは除染についてであります。1の1として、居住周辺、農地除染は28年度完了を目指すとしていますが、除染の進捗は目標どおり進んでいるのかどうか。また、帰還だけにとらわれる除染ではなく線量が目標以上に下がる安全安心が確保できる除染になっているのかを伺います。2つ目として、これまで多くの問題として出てきております除染作業が業者間において大きな差があるのではないか。住民が不安と不信を抱いているので伺います。

2つ目として復興住宅についてであります。川俣町に建設が予定されているが、見通しについて伺います。

3番目として健康増進活動施設についてであります。1つとして、地域住民の交流と村

外的な交流にもつながること、さらに健康増進活動として重要であるパークゴルフ場の設置、公認コースを擁したものであります、を明確に示すべきと思うが所見を伺います。以上で質問を終わります。

村長（菅野典雄君） 6番伊東 利議員のご質問にお答えをさせていただきます。2つ目の復興公営住宅と健康増進活動、3つ目にお答えをさせていただきます。

村内における避難住民の住宅確保のため、国県、関係市町村に復興公営住宅の整備について要請をしているところでありますし、関係機関による個別協議を進めてまいりました。川俣町における県復興公営住宅の整備でありますが、川俣高校の西側を通る国道349号西側の壁沢地区に木造2戸1棟で計80戸の計画で県北建設事務所が建設を始めており、計画では今年の秋ごろから入居者募集を行い、平成28年12月ごろまでの入居開始を予定しているところであります。このうち、川俣町の壁沢団地における飯館村民のみが応募可能な戸数は今のところ60戸であります。今後とも村民の希望に寄り添えるよう県に早期入居に向け建設工事などの早期着手、完成などを要請してまいる考えでございます。

村が計画する村内復興拠点は村内外の人々の交流拠点として広く活用できるよう、現在整備を進めているところであります。ご質問の健康増進活動のための施設につきましては、拠点エリアの中に計画しております多目的広場において整備を検討中でございます。広場の整備に関して具体的な内容は今後さらに検討を進めますが、パークゴルフ場の公認コース設置につきましては、必要な広さを考えた場合、道の駅までい館及び復興住宅などのエリアでは十分な広さが確保できないことも考えられるために、エリア東側のCゾーンの整備計画に盛り込んでいきたいと考えているところであります。

他の質問はそれぞれ担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からはご質問の1の1点目の除染の進捗は目標どおり進むのかなどについてお答えいたします。

まず除染の進捗についてであります。去る6月5日に国と除染の進捗等について協議を行っております。まず昨年度末までに完了が一部できず繰り越しをしてきました14行政区の建物、宅地、そこに隣接をする農地とその周辺の森林除染についてはおおむね6月末に完了できるとの報告を受けたところでございます。また、平成28年度末に完了を予定しております農地、森林、道路などについては目標どおり完了する予定でありますが、本年4月から地力回復工事が新たに加わったことにより、一部の田畠や牧草地などでは平成29年度以降にもその作業が延びるところもあるのではないかとのことでございます。なお、放射線量の低減となります表土除去につきましては、平成28年度末には完了をする予定でございます。

次に帰還だけにとらわれる除染についてであります。これは除染の工期を守るために除染作業が手抜き、不十分な除染になるのではとのご心配されてのご質問かと存じます。村としましては、除染は今後の村の復興、再生に不可欠なものと考えておりますので、国が示す除染計画どおりに進むよう求めてまいりたいと考えております。しかしながら、業者によっては工期を優先するためにご心配される手抜きや不十分な除染作業が予想さ

れますので、現在まで国に対してそのようなことがないように求めてまいりましたが、今後もさらに徹底した除染を求め放射線量が低減するよう働きかけてまいりたいと思っております。

次に2点目の除染作業が業者間に大きな差があるのではないかについてお答えいたします。議員もご承知のとおり、現在の除染方法は国が示す除染ガイドラインに基づいて実施されておりますので、除染作業が業者間で差が出るとは考えておりませんし、国に対しても除染業者間で差が出ないように求めてきたところでございます。しかしながら、行政区懇談会や村に直接除染作業が除染業者によって差があるとの不安、不満の声も寄せられているのも事実であります。もし除染作業が業者間に大きな差が出るとすれば、現在の除染工事には元請、下請け業者が合わせて333社、4,700名の作業員が除染作業をしておりますので、元請からの除染工事作業指示が下請け、孫請けなどの業者へきちんと伝わらないのが原因の一つかと考えております。また、除染作業員の除染作業に対する熟度の低さやモラルの欠如なども原因と考えております。国に対しては除染工事作業指示が末端の除染作業員まできちんと伝達できる体制の強化と、除染作業の質の向上確保など除染工事の施工管理の徹底を強く求め、除染作業が不公平にならないよう適正な除染を要求してまいります。以上でございます。

6番（伊東 利君） 何点か再質問をいたします。まず除染の進捗の関係でありますけれども、今29年ですか、新たな回復工事が入ったということで一部はなるということでありますけれども、どうも我々の目にするところには全くその工期にできるのかということが不安であります。というのは、過去に我々は何度となくこの工事についての期間、本当にできるのかとここ何年もやってきたことであって、終わってみれば期間の延長、作業員が集まらなかつたとか何だとかというような理由のもとに延々となってきたことが事実であると思います。この辺の状況が本当にできるかどうか、村はどういう監視をするのかまずお尋ねします。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほど答弁いたしましたように、今回の国の除染計画は住宅、建物関係、26年度で全て終えるということで、あと27、28が農地、2ヵ年で終わるということでございますが、今おただしありましたように26年度で完了するのも6月末まで延びてきているという経過もあります。そういう中で28年度まできちんとできるのかということでございますが、今のところはまずは27年度中にどれほどできるのかという部分を注視していきたいというふうに思っておりますが、今回農地が本格的にに入るということで、天候に左右されやすい現場かなという部分もございます。ただ、今のところかなり天気天候がよくて進んでいるという状況もございますが、そのような状況を見ながらしていきたいということと、あと2週間に1回ではありますが、事務レベルで進捗関係の部分を環境省と打ち合わせをしているということで、その辺についても環境省と業者の工程打ち合わせなどの報告もきちんと受けているという状況もありますので、その辺できちんと村としての管理ができる部分をしていきたいというふうに思っております。一応、今6月までの宅地周りの工事には2,300人ほどの作業員が入って、あと農地関係には2,400人ほど入っている。それで、宅地周りのほうが終わる段階になれば農地のほうに

人数も回すという話も聞いておりまして、ピーク時では6,000人というふうにことしは考
えているということでございますけれども、状況によっては作業員の確保の部分も準備
するようになるというようなことも話もできるかというふうに思っておりますので、今
後きちんとした打ち合わせの中で管理をさせていただければというふうに思っております。
以上であります。

6番（伊東 利君） 再度伺います。まずそういう状況で進む、それはわかりますけれども、
今度は期間だけにとらわれるということになって、期間ありきでサラサラ、いろいろな
今状況が後のほうに申し上げますが業者間でもあるという状況があるわけですから、そ
ういうわけで一方的に進められ、終わりました。結果、線量はどうだったのということ
になり兼ねないと思うわけであります。そういう意味で一部ではこんなうわさまで出る
んですが、村長は帰村ということで4年だけ急がせるのではないか。それだけ除染終わ
れば本当に帰れるのかというようなことまで発展していますから、除染には安全安心は
当然であります。ですから、さっき申し上げました環境省、業者だけの監視ではなく村
でそれをきわめるのも大切な要件だと。一時は我々村の議員もやった経過もありますけ
れども、そういうもので完全なる除染につなげるような体制はいかがか、伺います。

除染推進課長（中川喜昭君） おただしのとおり、工期を国の計画どおりに進めるという部分
でこれについてはある程度村の復興再生に向けては期限というものがございますので、
その目標とする工期も守っていかなければならぬという部分もありますが、また余り
にも急がせるために今議員からおただしにあったように手抜きとか不十分な部分になっ
てしまつては何の除染なのかわからないという部分もありますので、裏腹な部分もある
わけでありますが、今ご提案があったように職員、あとは環境再生事務としても現場監
督ということで15名体制でやっておりますので、その監督員とも連携をとりながらパト
ロールなどもしていって、進捗の状況、あとは除染の状況を確認させていただきたいと
思います。以上であります。

6番（伊東 利君） それで、ちょっと確認をしたいんですが、私の個人のことで申しけ
ないですが、ことしになってから住居周りに除染が入ってきました。私も常々行ってうち
に来ている除染作業員、大変にいい方々で全て言ったようにやってくれていると理解し
ています。しかし、見ている限り私も今入っているからよっしう行っているんで
けれども、環境省なんていう姿なんか見たこともないし、そういう方々がまるつきりお
任せ主義で終わったところ確認するのも環境省なのか、その工程も含めてちゃんと指示
は会議できちっとやっているということですからそれに基づいた工程がされているのか
という確認が私は大事なんだと思うんです。ですから、終わってこうやってあとはホッ
トスポットはきのうからの発言聞いていますとやりますということですけれども、それ
では後でやればということではたださらさらといくだけのことになってはしまわないの
かと。この辺をもう一回確認したいと思います。

除染推進課長（中川喜昭君） 環境省との定例の打ち合わせという部分では、工事の進捗関係、
あとは課題でいろいろなっている部分の協議をさせていただいておりますが、環境省の
職員の動きなどまで村が監視している状況ではございません。15名が駐在1名おりまし

て、その方々も含めて村内に入っている状況はあります。ただ、その方々の一人一人の動きまでこちらも確認はしておりませんので、月曜日あたりに、金曜日あたりに次の週の職員の動きをどんなふうに職員が入ってくるんだという部分は聞くこともできるかと思いますので、その辺も確認しながら監視体制の部分をしていきたいなというふうに思っております。何しろ、先ほど言ったように15名という部分で今村内一円で今出来形検査等も入っている状況もありますので、なかなか細かい点までは見て歩けないという部分かと思いますけれども、村内一円今工事をしておりますので、できるだけパトロールをしてもらうような形での要望はしてまいりたいと思います。以上であります。

6番（伊東 利君） これ以上やっても堂々めぐりですから、環境省の職員が回って歩くことによって業者間に不正ができない抑止力に私はなるということで、今発言をしております。

○ 次に業者間の問題について住民が不安だというふうなことであります。懇談会聞いていても全くその話ばかりなんです。あそこがこうなってやってもらったのにここはやっていただけない。ここ言えばここはやることにならない。説明はやることになったというものがあってもそういう状況が発生しているわけです、現実に。ですから、業者に出したほうではちゃんと指示しているからそのとおりだと思うんですが、受けてやっているほうが違うんですから、ここら辺は何とかこの辺をきちんと同じ公平公正にやっていただく。これなりの村民はいつまでもこの問題からは不安不満だけが積もる。帰る帰れないの問題に発展するだけの話だと思うので、もう一度お聞かせください。

○ 除染推進課長（中川喜昭君） 工事に当たっては国はガイドラインに沿った設計を組んで発注しているということですので、その設計にあったものしか業者の請け負った業者はできないという形になっております。そういう意味では業者間では差はないだろうということでの答弁をさせていただきましたが、現実的には実際には苦情等をいただいている中ではあるということです。一番は現場のほうがその工事の設計内容をきちんと把握していないということで、やるべきところまでやっていないというのがあったりとか、あとは現場サイドで勝手に決めてしまってここは作業ができないからやらないというような方向で上とも相談せずに決めて引き扱うというような対応があったということも聞いておりますので、そういう実情については環境再生事務所のほうに話をして、何しろ作業員の、末端の作業員にもきちんと指示をお願いしたいということはもう昨年から言っておるところなんですが、なかなか全て改善されていないという状況がございます。今後も下請け、孫請け、またさらにはその下で請けているものもいる業者のいるというふうに聞いておりますので、今後も国のほうに対して末端まで指示が届くように強く求めてまいりたいと思います。以上であります。

6番（伊東 利君） ぜひそのような確認をし、事業を進めることで進めていただきたい。

次に移りまして、復興公営住宅についてであります。先ほどの答弁で28年12月まで入居開始、あと募集をするでしたか。そういうことで川俣地区に今建設するんだということであります。私は前から期待してきていたことは、特に川俣町には学校もあり、村内にも近い。そういうことで、いち早くそういうところに復興住宅ができて子供たちの学校

に通う時間も短くできる。そういう考えのもとにこちらのほうが早くできれば進めていけば村のために効果的にいいんではないか。このように考えていましたが、おくれた理由の一つとして県のことですから村には特別な関係はないとしても、要望としてどのような要望のもとに進められてきたのかお尋ねします。

村長（菅野典雄君） 実は川俣は2カ所の災害公営住宅になります。1カ所は前煙突が立っていたあそこに地元の災害公営住宅をということと、もう一つは飯館村が要望をしていた川俣町にというのとあわせてということで壁沢地区とこういうことであります。なかなか工場を壊すほうがおくれたことによって、川俣町さんと県との話し合いがどうしてもそちらのほうが地元ですから中心になったということがあるのではないかと私は思ってはいるんですが、これもやむなしと。ただ、できるだけ早く我々も一番望んでいるのは川俣の災害公営住宅なのでとこういうことで、今まで話をしてきたところであります。代替土地の買収もいろいろあったようですが、終わつたようで、間もなく設計が上がり、あるいは入札ということで来年の12月あたりには入れるのではないかとこんなようなことがありますので、ほつと/oringしているところであります。以上が経過でございます。

6番（伊東 利君） 関連になりますが、5月1日付で県の復興住宅入居者募集というのが配られました。これには福島市北中央、南相馬市上町、南町ということで募集されているようですけれども、これについての入居などというのはどのような申し込み状況にあるんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 復興住宅の現在の状況でありますけれども、まず福島市の北信団地、学院大の近くでありますけれども、飯館専用が24戸、そのうち現在13戸が入居済みでございます。次、笹谷団地であります。ベニマルの近くでありますけれども、ここも24戸飯館専用でありますけれども、そのうち14戸入居済みでございます。北沢又団地でありますけれども、刑務所の向かい側でありますけれども、ここは飯館専用が12戸でありますけれども、ここは土地、まだ決まらないということで、ただ申し込みが現在15戸あるといった内容でございます。次に南相馬でありますけれども、上町団地、夜ノ森公園の近くでありますけれども、52戸でありますけれども、現在申し込みが31戸といった内容でございます。南町団地なんですけれども、これは15戸のうち現在1戸、ここは飯館だけの専用ではありませんけれども、1戸申し込みがあるといった内容でございます。以上です。

6番（伊東 利君） 伺ったのは、私がどんどんおくれればみんな違うものに探しているものですから、せっかくつくっても有効な活用がされなくなるということにつながるので、私は急いで有効とされる村にとって大切な災害公営住宅で、特に長い期間仮設からそこを脱したいということになればそういうものがどんどん進めなければならないのではないかということを伺いました。同時に、先ほど村長もこれからも急がせるということですが、もう一度確認を含めて今の進みぐあいに対してこれからもどのような方向で急がせるのか伺います。

村長（菅野典雄君） 事業主体が県でありますので、県もかなり頑張ってはいただいているんですが、いかんせん土地の問題とか入札の問題でとかいろいろあるんだろうというふう

に思います。ただ、今おっしゃっていただいたように早くしないとどんどん別なところに移っていくということありますから、さらに県のほうに話をして、できるだけ早くできるようにというふうに、入居できるようにということを申し添えていきたいというふうに思っています。

あと、村内の村営住宅約百四、五十あるんですが、今までアンケートをとった中では半分ちょっとぐらいが入らないというか今の村営アパートには戻らないという方がいるようです。なお、もう一度確認をとりながらいかなければならないなと思っているんですが、その方についてはいろいろ相談に乗っていただいて帰らないということであれば荷物の問題や何かもどうなっているのかまだこれからでありますが、そこをことしじゅうぐらいの後半にリフォームをかけられればいいなと。そして来年の春ないし夏あたりから入れるようにとそんなことも考えていいかななか今おっしゃったように別なところにという方が出てくるのではないかとこんなふうに思っております。今ご質問は県営でありますので、県のほうに近々にまた申し込みをさせていただきたいとこのように思っております。以上であります。

○
6番（伊東 利君） 質問を変えます。健康増進施設についてパークゴルフ場という提案をしました。私も復興計画ずっと眺めましたらこの項目は出てこなかった。グラウンドゴルフは休耕田を活用したゴルフ場整備したいなんていうのが出てきたんですが、あえてパークゴルフはこれから学校の校庭とか施設が幾らでも出てくると思うんですよ。ですから、そういうことの活用は十分考えられる。パークゴルフ場でありますけれども、公認コースぐらいとれるような状況でないと魅力がないんです。何回かやると終わりということで施設が余ると言ったら誰もプレーをしたい、誰もが集まってみんなで交流をしいろいろ村外的な交流、飯館に行ってあそこで競技をしたい、大会をしたいということになればどんどん施設の運用ができるようになると思うんです。まず始まるには当然ゴルフ場の整備もそうですが、運営上も確認しなければならないと思います。私は当然クラブハウスできるわけですから、そういう運営は有力団体というんですか、そういう施設団体、または愛好者団体そういう方々に委託をしてコースの管理なり運営管理を、これは村も金を出すことは必要なんですよ。そのことによってみんなの挨拶の交流と健康の増進が図られるとなれば最大の効果を生み出すのではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○
村長（菅野典雄君） おっしゃることは十分理解しておりますし、またほかの方からもそういう声はあって、今までにここ10年ぐらいの間にも何回かあったなというふうに思っております。1回目はあいの沢の狭いところに図面を描いたこともございました。あるいは農高のグラウンドではないですが草地という話もありました。なかなか一歩を前に進めないとこんなことで本当に希望されている方には申しわけなく思ってきたところですが、今回はまさに広い土地を確保をこれからしていく、これまでもしてきた、これからもしていくことがありますので、その中にというふうには思っていたところであります。ただ、今のところ、今の計画の中ではちょっと公認コースというのは狭いのではないのかというふうに思っていまして、つくるからには間に合わせではなくし

つかりとしたものをつくっていかなければならぬのではないかとそんなふうに思っています。そういう意味では、これから東側に手をつけていくという形というか、どういう計画をしていくかというところに大体そこら辺に入ってくる可能性はあるのではないか。今のところ、図面的には田んぼを利用するということでどちらかというと産業振興にというような国ほうの考え方なり何なりがあつたりして、そうでないとなかなか難しいというのもあるんですが、これからそう長くは時間をかけていられませんけれども、そこになんとかそういうものが入れられないか、こんなふうに考えているところであります。以上であります。

6番（伊東 利君） 今はCゾーンというところを言っているんですか。私の考えるにはそういうところではなく、環境というのも必要だと思うんですよ。ですから、みんな堂々としていてひまでやっているみたいに見られると昔グラウンドゴルフでゲートボールしたとき、あれをやったときに年寄りは毎日そればかりやっていて家庭不和になったなんていうのもいっぱいあつたんです。余り見るところも人がいるとやる気もなくなるかわからないけれども、ある程度環境を考えてやつたらいいと、のびのびとプレーできるというような、そうでないと健康増進にならないのではないかと私は考えて今村の高校の周辺を候補地として考えればと思うところですが、もう一度お聞かせください。

村長（菅野典雄君） なるほど。そういう考えも全くかなっているというふうに思います。人の目というのが。私たちはできるだけにぎやかなほうがいいのかなというふうに思いますが、一方では見られてという問題もあると思います。何とかその辺を考えていかなければ、高校の前のほうも考えていかなければならないとこんなふうに思っていますから、もう一度現場などを見ながらどの程度の広さがとれるのか、あるいは公認コースがどうなのか。一つの案として調べてみたいとこのように思っているところであります。以上であります。

6番（伊東 利君） ゼひそのように進むべきだと私は思います。健康増進活動施設ですからもう1点、ゴルフには関係ないんだけれども、健康増進というような意味も含めて今避難している皆様、若いというか中高年の女性の方々は今フィットネスクラブとかそういう活動にいっぱい参加しているんです。地元に帰れば村に帰ったとすればそれはできない福島に通わなければならぬ、そういうものにつながるというかそういうことになると思うんですね。ですから、村には一時期多目的ホールの上で何かやっていたようですが、ああいうような状況が我々はそういう施設も含めて備えてやるべきだと。村に帰ればこういうことして健康管理もできるしみんなと集まれるというような場所の提供、これは新しくつくる必要はないんです。既存のものでもいいですからそういうきちんとした施設で管理者がいてこういうものができればよろしいのではないかということですが、最後にもう一回お聞きします。

村長（菅野典雄君） 今中高年の方が健康をやっていく、今特別に避難中でありますからただじつとしていてもということでそういうのに通つていらっしゃる。通つてみれば大変健康にいいなということがふえつつあるという今のお話、なるほどなと思ったところであります。以前、フィットネス的なことはやっている八子クリニックから来ていただ

いろいろ、今も続いているわけでありますけれども、それがいいかどうかは別にしてもそういう考え方が必要なんだろう。そういう意味で新しくというのではなく、既存の建物がこれからいろいろ有効活用を考えいかなければなりませんので、その中の一つにそういうものも計画の中にこれから入れられればなとこんなふうに思いますので、第5次の計画の中に入れられるのか、それともこれからの課題の中に入れておいて、できるだけ早く戻ったときにはそういうのがそう遠くなく活用できるようにしていくということも大切なんだろうと改めて思わせていただきましたので、計画に入れられるかどうか検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（大谷友孝君） 1番高野孝一君。

1番（高野孝一君） 平成27年第5回村議会定例会において、通告に基づき2項目4点について一般質問をするものであります。

さて、あの大震災、そして原発事故により避難生活も5年目に入りました。当村も深谷地区の復興拠点整備や新公民館の建設などのハード事業が着工し、復旧復興が始まったとの認識を強くしているところであります。そのような中、平成29年3月までに居住制限区域と避難指示解除準備区域の指定を解除する旨の報道発表があり、村民は不安と驚きを感じているところであります。これは自民党の東日本大震災復興加速化本部の第5次提言を受けての発表であります。この第5次提言の終わりに復興の道はいまだ険しい状況はまだ継続するものの、光明が差してきた地域は着実にふえている。いまだ22万人を超える方々がふるさとを離れての避難生活を余儀なくされていることは事実であり、現実であり、一日でも被災者の方々に希望を持ち夢を語っていただける生活を取り戻さなければならないと記されております。この提言は復旧から復興への橋渡しと位置づけされ、まさに村もこれから希望を持って夢を現実にしなければならない時期に来ていると考えるものであります。

それでは、これを重点として質問に入ります。質問事項の第1項目については、避難指示解除等に向けてであります。質問内容の第1点目でありますが、今申し上げましたように、去る4月21日自民党の東日本大震災復興加速化本部は第5次提言をまとめ、平成29年3月までに居住制限区域と避難指示解除準備区域の指定を解除する方針を政府へ提言する旨の報道発表がありました。去る5月28日に開催された村議会の全員協議会の資料にはこの第5次提言の詳細な自民党案が示されております。そして、この提言書は自民・公明両党が協議の上、5月29日には政府へ提出され、本日閣議決定されるようありますが、これを村としてどのように捉えているのかお伺いします。

第2点目は、4月21日から始まった行政懇談会は6月10日をもって全ての行政区で終了されました。この懇談会の開催は住民への説明、そして村民の声を聞く手段としては村としての大切な行事の一つであり、大変お疲れさまでしたと申し上げます。この懇談会の中で村長は避難指示解除の時期を最短で28年3月、最長で29年3月と回答しています。いつも村長が言う戻りたい人のためにも避難解除の時期を目標として示すべきであるという思いはわかりますけれども、復興の第一歩である住環境の周辺の除染はおくれ、ようやく14行政区での農地除染が始まっている現況にあります。私は12カ所の懇談会に出席し

ましたが、これからも仮仮置き場が設置され、目の前にフレコンバッグの山が重なっていては当分は帰れないとか本当に帰っても生活ができるのか。あるいは健康で安全安心して暮らせる環境と生活できる経済的な裏づけがない、また放射線量が下がらなければ帰れないという声があり、声なき声を含めると大勢を占めている状況だといっても過言ではありません。29年3月までにとの解除時期は国の方針ではありますが、現段階での村民は異議を唱えていると感じています。その真意をお伺いします。

第3点目として、第5次提言の中で避難指示解除等の着実な実施という項目があります。避難指示の解除は戻りたいと考えている住民の方々の帰還を可能にするものであり、真的復興に向けた重要な第一歩である。中間を省略しますが、各市町村の復興計画等も踏まえ遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしていくよう除染の十分な実施はもとよりインフラや生活に密着したサービスの復旧などの加速に取り組むこととされております。よって、住民の帰村に向けた生活環境を早急に整備しなければならない中で、インフラ、住宅はもとより買い物をする場所、医療、介護施設、働く場所、農商工業、そして行政サービスをどのように高めていくのか、見解をお伺いします。

次に、大項目の教育施設の整備についてであります。本県の公立小中学校の耐震改修状況が全国ワースト2位である旨の報道発表がありました。福島県は耐震化率84.9%、震度6強以上で倒壊の危険性が高い建物数は67棟であるとの状況であります。この統計には飯舘村を初め7町村が除かれておりますが、当村の現状と今後の計画についてお伺いします。また、避難指示解除の時期とも大きく関係する教育施設の整備ですが、村内の保育園、幼稚園、小学校、中学校の今後の利用計画を具体的にお伺いします。以上です。

村長（菅野典雄君） 1番高野孝一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

避難指示解除に向けて3点ございますが、1点と2点、関連がございますのであわせてお答えをさせていただきたいと思います。さきの渡邊議員、菅野議員にもお答えをしておりますが、解除時期につきましては政府の決定を待つこととなります。村としての帰村時期に対する考え方は平成28年3月が最短であり、平成29年3月が最長ではないかと考えているところであります。平成29年3月までと考える理由でございますが、行政区懇談会でも述べさせていただいておりますが、帰還困難区域であります長泥行政区を考えた場合、この地区は村内で唯一バリケードが早々と設置されて除染もほとんどされておらず、計画もありません。その上、他の地区で実施されている屋内ごみの片づけや建物の解体事業なども対象外であります。加えて、賠償の件を考えますと帰還が難しいということで財物賠償は初めから精神的賠償も含めて全損扱いの6分の6ということであります。以上のことから考えますと、この地区のことを超えての避難指示継続というのは国として果たして行うのだろうか、なかなか厳しいのではないか。一方で、できるだけ先を見させていただかないと、先といいますかその辺の時期を示していただかないと準備に取りかかれないという声も多くなってきており、そういう理由からのことであります。なお、避難指示解除に当たっては国が間もなく方針を示していくと思

われます。その場合の条件につきましては、村としてはできるだけ村民のために有利な条件を得るために国との交渉に臨んでいくつもりでありますし、また議会の皆様などとの話し合い、あるいは住民の話し合いなども当然盛り込んでいかなければならぬのではないかとこのように思っているところであります。

次に、3つ目の帰村に向けたインフラ整備、環境整備であります。村としてはまず住宅に関しては県の復興公営住宅を初め既存の村営の住宅のリフォーム、建てかえ、あるいは拠点エリアへの村営住宅建設により住宅確保を進めてまいりたいというふうに思っております。ほかにも個人の住宅をリフォームする際の廃棄物処理等の諸問題にも国に対して今申し入れを行っているところでございます。次に、買い物をする場所であります。本来ならば村商工会と協議をし今までの商店主にぜひ店を開いていただければということでありましたが、なかなか現状は厳しいということで、当面仮設でコンビニエンスストアを誘致をし対応していきたいというふうに考えております。将来的には村内の商店の再開、または村内拠点復興拠点において村民の方々が中心となって買い物ができるような店舗開設などもつないでいけることもあるのではないかというふうに思っております。

次に医療・介護でありますが、まず医療につきましては社会医療法人秀公会といいたてクリニックの再開については既に協議済みであります。以前のように毎日診療が可能かはこれから協議によりますが、診療再開についてはめどが立っているということでございます。介護施設につきましては、現在いいたてホームが介護職員の不足から入所定員の半分以下にとどまっており、介護職員の確保が当面の課題となっております。また、ホームヘルプサービス、在宅介護サービスにも取り組んでまいりたいと考えておりますが、いずれにしろ人手の確保が課題とこういうことであります。

働く場所でありますが、村は全村避難後も村内で操業を続けている企業が40から50あるわけであります。その当時はわずかでしたが、その後戻った方も含めて四、五十ということであります。ですが、現在は村の方になかなか求人に応じていただけない状況ですので、ぜひ村内企業への就業も求めていきたいと考えております。また、村内復興拠点に整備予定の花卉栽培施設などにおいても何人かの雇用が見込まれるよう、現在協議中でございます。また、営農再開についても実証事業などを積み重ねながら再開に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

最後に行政サービスでございますが、平成28年度の早い時期に役場機能を、どの程度になるかわかりませんが、できるだけ多く村に戻すことを考えており、現在府内で検討に入っているところであります。今後、帰村する村民の受け入れについて、また行政サービスの提供について整備検討を進めていく考えでございます。以上、お答えをさせていただきました。

他の質問は教育委員会のほうからお答えをさせていただきます。以上であります。

教育長（八巻義徳君） 同じく、高野孝一議員の2のご質問、本村の学校教育施設の耐震状況についてお答えいたします。

現在、耐震改修を行う必要があるとされている学校教育施設は昭和56年6月1日の建築

基準法施行令改正による新耐震基準を満たしていない建物であります。私ども、3つの小学校、1つの中学校、2つの幼稚園、1つのセンターについては本村の学校教育施設であります。草野小学校校舎が昭和54年度及び55年度建築、体育館が55年度建築、飯樋小学校校舎が昭和60年度建築及び平成15年度の大規模改造、体育館が56年度建築、白石小学校校舎が昭和57年度建築、体育館が58年度建築、飯館中学校校舎が昭和61年度及び62年度建築、体育館が63年度建築であります。草野幼稚園園舎が平成4年度建築、飯樋幼稚園園舎が昭和63年度建築、1つセンター、学校給食センターが平成7年度建築であります。以上のように本村の学校教育施設は草野小学校を除くすべての施設については昭和56年の新耐震基準を満たした建築基準法に基づく建築であります。また、昭和55年度建築の草野小学校につきましては平成18年度に耐震診断を実施し、耐震強度が十分にあるとの結果が出ております。

次に帰村に向けての利活用計画ですが、村では今年度、(仮称)公共施設利用検討委員会を設置し、学校施設を含めた帰村後の公共施設の活用について検討を進めることとしております。この協議の中で公共施設である各学校施設の活用については方向を示していければ、あるいは示してまいりたいと考えております。また、今年度は帰村に向けて各学校施設の清掃を進めるとともに、震災での直接的な被害や昭和50年代の体育館などの経時に起因する汚れとかそれから傷みとかについても把握し、必要な修繕を行うように計画しております。帰村を迎えた際、人口の動態も考慮しながら既存の公共施設を有效地に活用できるよう維持管理修繕に努めてまいります。以上でございます。

1番(高野孝一君) 再質問をしたいと思います。第5次提言の概要是15ページにわたっております。初めてから始まって1原子力事故災害被災地域の再生に向けてが7項目、2地震津波被災地域の早期復興完了に向けて、3共通課題と4項目、そして終わりにというような構成で提言がまとめております。この提言については今定例会の提案理由においても内容や今後の方針等が述べられておりました。そして、この提言を受け村としての具体的な避難指示解除についてもただいま議会とも住民とも協議させていただくとの答弁がありました。具体的には議会との協議をいつごろどのようにというような考えなのかお伺いいたします。

村長(菅野典雄君) 私たち村の執行部と議会というのもありますが、国がこの自民党の第5次をし、きょうになるのかどうかわかりませんが、閣議決定がありますから、これがどのように出るかまだよく私はわかりませんけれども、それが出た段階でこちらの日程、相手の国の日程なども考えながら皆さん方とそれについての協議の場ができればこんなふうに思っていますので、できるだけそう時間をおかないでというふうには思っていますが、何につけても両方の日程ということありますので、その辺の調整はまた議会とも詰めさせていただければとこのように思っているところであります。

1番(高野孝一君) きのうの一般質問の中にも住民との協議が必要だと。そういう中で住民懇談会の開催をというようなことで答弁がありましたけれども、再度住民の考え方についてお尋ねをいたします。

村長(菅野典雄君) この前から言っていますように、なかなか各行政区というわけにはいき

ませんので、以前何回かやっておりました方部的に四、五回でということかなとこんなふうに思っています。それも人それぞれ考え方がありますから、何度もこれは言っていることですが、全ての人の意見になりますと右から左といいますか、千差万別でありますから、なかなかでありますが、少なくとも村としての考え方、それ以前に国としての考え方を聞いてもらうということもこれから大切ではないのかと。今までではどちらかというと除染についてとか、あるいは賠償についてとこういうことでありますが、今度はこの避難解除時期について国と一緒にになって議会の皆さんと、あるいは住民の皆さんと話し合いを何回か重ねていければとこのように思っているところであります。

1番（高野孝一君） 28年3月までというと9カ月、29年3カ月というと1年9カ月の時間しかありません。29年3月までにという理由ということで今答弁いただきましたが、長泥行政区はバリケードの設置、除染、屋内ごみの片づけ、家屋の解体作業も対象外、賠償の件考えると帰還難しいので全損扱いの6分の6だというような答弁がありました。今回のこの報道の中で一番の問題は住民が思うには除染の進捗状況と賠償の兼ね合いではないのかというふうに思っております。除染がこんなにおくれれば避難指示解除もおくれる。それで29年3月と報道されたために住民の皆さんには6分の6が賠償されるものだというふうに誤った認識を持っている人が多いのではないかというふうに思っています。そういう中で村長は懇談会の中で避難解除の時期は締めの時期を決めないと賠償は支払えません、支払いされないのでないかという回答をしておりますけれども、私も11区でありますから前田・八和木行政区は最初3カ月ごとで1年、その後4年の一括賠償をいただきました。トータル6年の6分の5ということで、その他の地域の皆さんは財物賠償の話です。6分の3から始まって昨年6分の4なった。ことしは精神的賠償が6分の5も5月中には賠償がされた方ほとんどです。そうすると、財物賠償もことし6分の5が入るのではないかという思っている人も多分いっぱいいらっしゃるのかなというふうに思っています。そういう中、私は行政懇談会、これは二枚橋の行政懇談会の終わった後で東電の賠償の相談のほうに、相談センターのほうに電話しました。その居住制限区域の賠償のあり方についてどのようにになっているのかと問い合わせたところ、今11区、14区、15、16除いた16の行政区にあっては国と市町村が取り決めた避難指示解除見込み時期が平成27年3月になっております。そして、現在は国の方針が自治体と協議が定まっていないために現在は住宅確保損害を優先に事務処理を行っています。今後、国と自治体が協議されればその方針にのっとって賠償の支払いをしますというような回答でした。したがって、村長が締めを決めなければ賠償はという問題は根本的にそれは結果的にはそうかもしれません、その27年3月で14、16行政区が一旦終わっているんだという認識を住民にPRすべきではないかというふうに考えたものでありますが、この点についてはいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） いろいろな形で住民に現状をお話をさせていただいているところであります。国との合意を得たのもありますし、国が何も言わないけれども何となく感じられるというところからも話をすることもあります。あるときはそんな仮定の話はするなどと怒られたこともありますけれども、少しでも皆さん方に状況を知らせていくとい

うことが我々の大切なこういうときの役目だろうとこんなふうに思っています。今お話をあった財物賠償は27年3月ということで決めたことによって、そこに行くと決めたのでその後のところが決めていないから出ないのだということなのではないかというふうに思いますが、それは少なくともこの27年3月までにはしっかりととした文書の取り交わしはやっています。28年は今のところ取り交わす話は国からもこちら、国のほうからは出てこないです。ですから、多分それは今言ったように仮定ではありますけれども、後ろといいますか解除時期を決めないと出さないということではないかと思っているということなんです。決して国がそこを決めないと出さないからね、なんていう言葉はいまだかつて聞いたことはありませんけれども、何しろ皆さん方にそういう雰囲気などもお話をさせていただいて、少しでも皆さん方にもらえるように。できればそれは6分の6というふうに考えているわけでありますけれども、途中からそれがはいそうですかと言ってくれるかどうかというのもなかなか難しい話でありますから、その辺の詰めをしながら28年3月、29年3月のこの間の中で少しでも、除染も終わっていないわけでありますから、長くいただきながらというふうに思っているんですが、少なくともこちらが勝手に決めてできる、それに付随するものがしっかりとついてくるのであればいいんですけれども、そこが確定できないと我々も村民に対して責任はとれませんので、その辺を詰めていかなければならぬとこのように思っているところであります。

1番（高野孝一君） 今の村長の答弁を考えていましたが、村長の答弁は国との約束は28年3月まで、いわゆる6分の5は確約してあるというふうに私理解したんですが、それでよろしいんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 確約はしていません。ただし、区域の見直しをするときに6分の3、6分の5、6分の6という3つの区域の約束をして、これから先除染なり何なりがどの程度になるかわかりませんけれども、それがおくれていくということになれば6分の3が6分の4になり、6分の5になりとこういう話の中で決めたことでありますから、そういう意味からすると今27年3月が過ぎて27年度の年数に入っておりますので、そう考えますとその約束は守られているだろうというふうに私は思っています。ですから、6分の5はいただけるとは思いますが、それ以上は全くわからない。しかも、今のところ財物賠償6分の5払いますという話は残念ながらとれない、国のほうからということなので、国・東電からということあります。

1番（高野孝一君） 私も16行政区の中に財物賠償6分の5いただきましたという話は聞いておりません。それで、村が考える避難指示解除の条件というのはどのように考えているのかお伺いします。

村長（菅野典雄君） どのようにというのにどう答えたらいいかわかりませんが、少しでも皆さん方が安心して帰れる状況、あるいはもう一つはインフラ整備、それから除染、そしてあと協議というこの3つだという話は先ほど答弁させていただいているのではないかという気がいたします。そういう意味で、インフラは昔のようにはいきませんけれども、一つ一つ準備をしている、あるいはほかの自治体ではなかなかいっていない道路であったり上下水道であったりというのは全く飯館村は幸いに心配がなくなってきたいるところ

ういうことですから、商業であったり、あるいは農業であったり、そういうものがインフラということになるのではないかという気はします。残念ながら、全てオーケーというわけにはいきませんけれども、それなりに居住制限が、住宅の周辺が除染が終わり、それからここ1年で全部とは言いませんけれども田んぼ、畑も半分近くは進むのではないかとこのように思っているということあります。そういう中でありますので、あとはできるだけ我々が皆さん方との話し合いをさせていただいて、十分納得したという話にはならないかもしれませんけれども、協議を重ねさせていただいてこの辺でというところが総合的に国と村が考えて決めるということがその条件ではないのかとこのように思っているところであります。

○ 1番（高野孝一君） ただいま村長から1つは除染、2つがインフラの整備、3つ目が住民との協議というような要件だという答弁がありました。そうすると、きのうもきょうも除染の状況について現状の説明がありました。これから農地除染極小対策工事、客土、地力回復工事、そしてモニタリングして被疑を出すというようなことで、工程からいうと29年度、29年度というと平成30年3月になってしまいます。これが要件の範囲を満たす範囲内だというふうに感じているのかどうかわかりませんが、インフラ整備も先ほど答弁にありましたけれども、商店が1つもないというような状況の中では今Aコープを改装してセブンイレブンを8月ごろにはオープンしたい。そういう最低な条件の中で、これもクリア。3つ目の住民との協議については今後懇談会を開催して帰村時期を決めるということありますけれども、私はこの3つの条件をきちんと精査するときにその避難指示解除の時期は29年3月である、あるいは住民の声を反映させるならば29年3月以降であるというようなことが妥当になるのではないかというふうに思っていますが、答弁はある程度予想しておりますけれども改めてお伺いいたします。

○ 村長（菅野典雄君） 何度も言っていますように、人それぞれ放射能に対する考え方100人100様ありますので、妥当だという話がどこで出てくるのかということではないのかという気がします。だから、29年3月、30年3月、31年3月、当然心配な人にとってはもっと除染をしっかりともらったり、あるいは時間がたっていくことが大切だ、あるいは営農なり何なりができることが大切だということだと思います。それが妥当だという人も当然あっていいだろうというふうに思いますが、そのときに国がああそうですかという話がやっていただければいいですが、先ほどから話をしていますようにそうではないと思いますし、今現実に他の自治体がそのような状況にはなっていないということありますので、責任のある我々としては、議会も同じであろうと思いますが、どこかで妥協をするという言い方はおかしいかもしれませんけれども、最大村民のためを思ってこの辺でというところでやっていくしかないのではないか。ただ、そのためにはしっかりと除染もしてもらわなければなりませんし、我々は今の大変な状況をしっかりと国に、東電に訴えていかなければならぬとこのように思っているところであります。

1番（高野孝一君） しっかりとこの3点については整備に向けて進んでもらいたいというふうに思っていますけれども、インフラの整備についてでありますと、住宅に関しては県の復興住宅、先ほども伊東議員のほうから話がありましたけれども、どこの県の復興住

宅であっても優先住宅は埋まるんですけれども、一般向けの2LDK、3LDKが満杯にならないというようなことが見受けられます。なぜなのかというふうに私考えているんですけども、収入がある程度多いとその分収家賃についてこの家賃の目安によって収入分位というのは基準がありまして、例えば福島で給料がこの政令月収が15万円ぐらいになった場合に、2LDKで4万2,200円、3LDKだと5万2,000円、これは真ん中の辺です。もっと上位になればもっと高い家賃になるわけなんですねけれども、この家賃については東電で幾らか賠償していただけるというような話なんですねけれども、現在の中では何年ぐらい東電の賠償が受けられるのか、考えをお伺いします。

副村長（門馬伸市君） 今までの説明によりますと、避難指示解除が決まった後1年という、相当期間と表現上はなっていますけれども、その相当期間というのは何年なんだということで詰めておりますが、1年というふうに東京電力のほうからは回答が出ております。したがって、避難指示解除が決まればそこから1年までは家賃の賠償は続く。問題は災害救助法の仮設借り上げ住宅ですよね。それは今のところ1年更新で来ているんです。それが東京電力のほうの解除後の1年というのと、災害救助法の県で管理している仮設と見なし借り上げアパート、それは今のところ終期が1年・1年ごとなんだけれども終期が決まっていないものですから、そうだと東京電力の賠償で今入居している復興住宅とかあるいは民間のアパート、それでない県の災害救助法のアパートに入っている人の差が出てくる可能性もあるので、それでは不公平になるので県の災害救助法の借り上げアパートも避難指示が解除されたときには同じような取り扱いということになるのではないかと私は思いますが、村長は今まで一貫して災害救助法の避難指示解除から1年ということでは困るよと、二、三年、3年程度の猶予期間を置いて身の振り方をその間に決める期間がないと村民といいますか我々だけではないんですけども、困るんじゃないですかという話はずっと要望もしていますし国のほうにも要請活動もしております。県にも話はしています。ただ、その辺の東京電力のほうの賠償と県の管理している災害救助法のアパートに今県のほうの借り上げのアパートの終期が決まっていないものですから、その辺このままずっと県の災害救助法のアパートだと入っていられるのかなという誤解している人もいます。東京電力は1年と、解除後1年というのを決まっていますから、これは明確になっているんですけども、そうするとその差があつては困るわけですので、その辺のところは県の管理している災害救助法の終期、その辺も県のほうでは考えているようです。考えているようで、自主避難した新聞に出ましたよね。自主避難、県外に行っている人は終わりですよ。来年の3月で終わりですよ。自主避難で県内に残っている人はまだ終期が決まっていない。その辺のところも含めてこれから県のほうでも今協議しているようありますけれども、その辺の詰めが課題かなとこんなふうに思っています。

1番（高野孝一君） そういうものもありますし、この家賃のあり方によってもこれは県の事業ですから余り細かく一般質問する内容でもありませんが、この収入超過者、高額所得者というランクがありまして、6万円、7万円、3年過ぎると6万円、7万円、8万円とかとなった場合には長期的な展望に立って住宅の確保を考えるときに、それではほか

に住宅を求めたほうがいいのではないかという思いの人があって、せっかくの公営住宅がつくっても入れないという状況になっているのかなというふうに思っているところもあります。ぜひ南相馬、温かくて住みやすいといつても先ほど言ったように優先住宅は埋まるんだけれども、一般の住宅はなかなかいっぱいにならないという現況がどこでもあるのかなというふうに思っています。そして、今村営住宅の件なんですが、150戸あるうち100件近く今後使う予定だ。若者世代が入っている住宅にあってはリフォームして来年には入っていただくというような答弁がありました。私はこの震災を踏まえ、かつ40代未満の世帯が村に戻れない・戻らないという状況がある中では40代未満で世帯を持つ家庭にあっては家賃をただにするとか20年以上住んだらその住宅上げますよというような思い切った政策をしていかないと戻らないのではないかというふうに思いました。宮城県のある町では40未満の若い世帯が町に20年間居住すると新築住宅をプレゼントして人口の減少を防いでいる町があって、それが有効に活用されているというようなこともありますので、今までの人と公平さが欠けるという観念ではなく、そういうことも考えていかなければならないというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○
村長（菅野典雄君） 議会からそういうお話をいただけたと、我々もこれから非常に斬新な考え方ができるというふうに思っております。当然、村営住宅にというときには今まで特別な計らいをして補助というのもありましたし、いろいろなことをやっても来ましたし、またこれからはもっともっとそういうことを考えていかなければならぬのではないかというふうに思っています。特に、村内の人もさることながら村外の方もということに当然出てくるわけでありますから、そのときに何で税金をという話になりますと、なかなか難しくてできないということですが、今そのようなご意見がいただきましたので、いろいろ考えていきたいとこのように思っているところであります。

○
1番（高野孝一君） 村内商店の再開についてであります。これは商工会に幾らお願ひしてもだめ。Aコープの再開についても幾らお願ひしても再開の見通しはついていないということで仮設のコンビニ、約2年半というような考え方のようで今進んでいるわけなんですけれども、この前の懇談会の中で、比曽の懇談会でありますけれども、俺らが帰つて荒商店が再開してもらえるようにしてもらえないかというような話もあります。拠点整備する地点だけで、あるいは草野、飯樋、臼石の3カ所できていなく、周辺地域にもそういう下物をといったときには商店に対する小さくではなく100万円とか200万円とかという金額であるかどうかわかりませんけれども、そういうものを助成するから何とか開店できないかというようなことも必要ではないのかというふうに考えたところでありますけれども、その周辺地区における、あるいは周辺村内における商店再開について助成を図る考えはあるのかどうかお伺いします。

村長（菅野典雄君） 本来は村の方が戻っていただけるのが本来我々としては望むところでありますから、当然そういう支援はしていかなければならぬ、こんなふうに思っています。以前、村では何か起業を起こす場合には最高300万円まで出します、こういうので何件かがそういうことでやってきておりますので、それが一つの基準になるのか、今回はもっとなのかどうかわかりませんが、少額というふうには思っておりません。そのため

に陽はまた昇る基金ということでいろいろ今準備をしているところであります。以上であります。

1番（高野孝一君） ゼひコンビニだけの、コンビニ1つだけの村にならないように再開を目指していただきたい、指導していただきたいと思うものであります。

次に、医療については今あづま脳神経外科が協議済みであるというふうな答弁をいただきましたが、あそこは歯医者もやるスペースがあるわけであります。震災前は飯樋と草野に2カ所の歯科診療所もありました。今回の再開に当たっては歯医者の件についてはどのように考えているのか、お伺いします。

村長（菅野典雄君） そのつもりでつくったわけですし、当然開いていかなければならぬとこんなふうに思っていますが、今すぐに開けるかどうかというのはなかなか、とりあえずクリニックのほうということありますので、歯医者さんの話も当然これから詰めていかなければならぬ。毎日とは言わずとも週何日かお医者さんに来ていただく。そういうことになれば多分かなり年配の方たちは助かる、こういうことになるのではないかとこのように思っていますので、その件も含めてこれから検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

1番（高野孝一君） それに伴って、今まで実施していました巡回バス、そしてまたあづま脳神経外科病院の通院バス、さらには大町病院の通院バスというような医療足の確保というようなことであったわけなんですが、今回のクリニック再開に当たっては足の確保についてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 多分、以前は2台の福祉バスが通っていた。それに民間のいろいろなことがあちこちから入っていた、こういうことではないかなという気がします。これからの組み立て方でありますけれども、福祉バスの2台というのは当然だろうと思いますが、その2台で住民の満足な足が確保できるのかどうか。その辺も検討をしていくということなんでしょうが、いかんせん、どのぐらいの人がどういう形で戻っていただけるかというのがわからない中では、なかなかできないということではないか。案としては幾らでも考えられますが、今言ったように解除になってその結果こういうぐらいの方たちがこういう状況にいる。そうするとバスが1台でいいのか、2台でいいのか、3台でいいのか。あるいはほかのほうで何か来てくれるようなところがあるのか。そういうようなことを考えていくためにも、ここにいてはなかなか進まない、こういうことではないかということで、それを準備をするためにもできるだけ我々が戻って村民を迎えるとそんな形にしていかなければならないとそのように思っているところであります。

1番（高野孝一君） インフラの整備については、今避難5年後になって多くの住民が便利な地域に住んでいるというようなことを考えますと、本当に大変な問題だというふうに考えておりますが、なければならない施設でありますので、支援に尽くしていただきたいというふうに思っています。

それで、介護の施設が私は大きな問題だというふうに考えております。実は、個人的な話で申しわけありませんが、私の親父が平成16年6月から入所しております。ことしで12年目を迎えたわけであります。平成16年入所当時には100人を超える入所者で、あそこ、

○ 東、西、北、いっぱいのスペースの中でゆったりした介護を受けておられたわけであります。先ほどの答弁の中に定数の半数以下であるというような答弁がありました。実は私も7月からあそこの家族会の会長に推されまして、これほど立派な施設をいかに活用するかが課題であるなというふうに思っております。職員の声を聞きますと第1に通勤の問題、放射線量の問題はあそこは0.2を下回る線量だということで、そんなに不安はないということであります。通勤問題と、そして一番重要なのは介護の報酬というか給料というか、そういう面だというふうに思っております。ことし介護の報酬が介護職員の報酬が約1万2,000円、国の定めによってアップされておりますが、さらには1日1,000円の危険手当を払っているので十分ではないものの若干の処遇改善を図ったということでありますけれども、45人にも満たない入所定員では経営も大変だろうし、その分今だからこそ村が誘致して第三セクターいいじて福祉社会に任せているものの、村の入所を待っている方々の思いを踏まえれば村として社会福祉協議会に要請するのみならず、ここに勤務する人はプラス何万円の補助金を村で出しますよという思い切ったそういう考え方になってもいいのではないかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 村が福祉のそこの介護のところの人事費にという話は、村のほうがいざれそう遠くないときにパンクしてしまいますので、それはなかなか難しいことだろうというふうには思っております。ただ、介護人さえがいれば当然多くの方たちに入っていただいて、そこで経営的には成り立っていくとこういうことでありますから、その中で給料をしっかりと上げていくという働く環境を整えていくとこういうことではないかなというふうに思っておりますので、今通勤が難しいのでということであります。ですから、今なかなか避難中では手を挙げていただけないのではないか。戻るということになれば、何人になるかわかりませんけれども、戻った中で自分の生活をどうするということになると、そこに働くかという形も出るのではないか。ですから、ただただ1つ、2つだけの避難解除ではなく、いろいろなところから総合的に考えますと少しでも危険のないように、あるいは危なくないよう、不安を取り除けるようにはしていかなければなりませんけれども、どこかではそこら辺の踏み切りというものが必要なんだろうな、こんなふうに思っているところであります。何せ、いずれ我々が世話になるところでありますから、しっかりとそこをやっていかないとせっかくの施設がもったいない、泣くということになりますので、精いっぱいこれから雇用の拡大、そしてまた入居者の拡大に努めていきたいとこのように思っています。

1番（高野孝一君） この介護職員の確保というのは、幾ら介護士の資格をとるために助成しますよとかいろいろな資格というようなことを各自治体でやっていますけれども、全然それが制度としては介護士が集まらないというのが現状にあります。今言ったように、全国の自治体ではやっていないんだから村もやれないというような答弁に聞こえましたけれども、やがて人口が2,000人が1,000人になるような時代が来るのではないかというふうに思っています。そのため一生懸命基金を少しでもふやすような努力もされているわけですけれども、今の村のホームに入所を希望されている人数はどのように把握さ

れているのですか。お伺いします。

健康福祉課長（高橋正文君） 待機者のことだと思いますが、ちょっと正確な数字は持っておりませんが、20人から30人の待機者がいると把握してございます。

1番（高野孝一君） 私がお聞きしていたのは65名ぐらいだというような話を聞いておりましたが、今の話だと半分以下であるというふうなことでありますから、そうするとせめてあそこの入所する方は村内に限られておりませんので、村民優先にするわけにはいきませんけれども、今課長が答弁された20人や30人の中ではそれに対応する看護職員の数をどのように確保すればいいのかというのが見えてくるのではないかと思いますけれども、改めて村が待遇の改善を図る手段として何かというようなお考えはないんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今回、お店屋さんがなくては戻ってもどうしようもないということで、コンビニに対して皆さん方の絶大なご理解をいただいて仮設においてということの条件の中でご理解をいただいた、予算をとっていただいて今10人以上が確保したところということであります。そういうのを福祉のほうにもということだろうというふうには思いますが、そこが福祉はこれからまさに永遠でありますし、まして24時間ということになりますから、なかなかそういう点で村が、例えば2年限りとか3年限りという話でいいのかどうかというのも難しい話であります。それから、例えば今度来た募集に手を挙げていただいた方にプラスアルファの幾らという話になると、これもまた今まで一生懸命やってきた方との考え方にも及ばなければなりません。ということで、幸いに先ほどお話がありましたように1万幾らかが上がるということでありますから、そういう中でいろいろ内部でできる待遇改善をしっかりやっていくということと、一つは皆さん方が村に戻った中でよく考えていただければ勤め口がある、こういうことになるのではないかとこのように思っております。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため、休憩とします。再開は1時10分といたします。

（午前1時57分）

◎再開の宣言

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

健康福祉課長（高橋正文君） 午前中の高野孝一議員からの飯館ホームの入所待機者の人数についてのご質問でございましたが、照会しましたところ、現在56人ということでございました。訂正し、ご報告させていただきます。

1番（高野孝一君） それでは、再質問いたします。

働く場所についてありますが、農業の部分については営農再開についても実証事業など積み重ねながら再開に取り組んでまいりますという答弁でありましたけれども、これも担当課長のほうから今除染終わりましたら組合をつくって保全管理、実証栽培等々の流れを聞いておりますけれども、今日の前に迫った避難解除時期を見据えるとそれだけではまずいのではないかというふうに思っています。村としてどのような作物、どのようなことをすればいいのかというようなことが大事なんだろうというふうに考えており

ますけれども、その辺については今後どのように協議される予定なんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） ご質問にありますとおり、村の中で営農再開をどのように進めていくのかというの非常に悩ましい問題でございます。従来どおりの農業がそのまま続けられるかどうかというのも非常に難しいだろうというふうに思っております。今担当課といたしましては、先ほど申し上げましたとおりですが、営農再開の国の事業を使いながらご自分の農地、あるいは地区の農地を管理していただいて、その中で試験栽培、実証栽培という段階を踏みながらご自分の農地の中でどのような作物がつくれて、どのような生産数量も確保していくのかというようなそういう自分で確認をしながら農業を進めていっていただきたいという道筋をひとつ考えてございます。

ただ、それだけでは足りないだろうということで、直接担当ではございませんけれども、深谷の拠点の施設の中には花卉の栽培施設も計画されているようでございますし、そういった新しい農業を基盤とした産業といいますか新しい農作物にも取り組んでいかなければならぬというふうに思っております。今年度、復興計画の第5版がまとまって私どものほうに参りますので、そういった基本的な考え方を受けまして府内でいろいろな関係機関との検討会議を立ち上げまして、今後の営農再開に向けての具体的な取り組みを進めてまいりたいと思っているところでございます。

1番（高野孝一君） また近い将来には農地を集約して農業法人化を図って国県の補助事業を活用しながら大規模経営というのも必要なのかというふうに思っておりますけれども、現在の振興公社を規模拡大を図って、これらを活用するというのはいかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 振興公社の理事会でも、今除染やっていますけれども、除染後の業務、どんなことをということで理事の中からも話が出されております。それで、営農再開の部分で大分農家の皆さんが戻る・戻らないの話もありますけれども、農地管理会社的な組織というのかな、その中枢を公社あたりになってそれで運営していくのもこれから公社としての役割ではないかとこんな話も出されておりますので、その辺はこれからだと思いますけれども、理事会の中で協議をしたり、あるいは農家の皆さんとの意向などもお聞きをしながら、公社のあり方については今後十分、なくすわけにはいかないと思いますし、戻って牛すぐにできるものではありませんので、その辺はこれから相談をしていきたいとこのように思っています。

1番（高野孝一君） 次に、行政サービスについて。役場の本庁への復帰ということではありますけれども、答弁には28年度の早い時期に村に戻すことを考えているというような答弁でありますけれども、以前村長が来年の4月にはというようなお話がありましたが、検討の中では方向性としてはどのぐらいの規模というようなお考えなんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 私、今回事務改善委員会と機構改革のほうの庁内の検討委員会の組織をつくりました。それのトップということでありますので、今までの課題とこれからの方針について若干お話をしたいと思いますが、実は避難をするときには役場が一番最後に出て、皆さんを避難させてきました。ここに移ってきました。戻るときには、解除時期の問題もありますけれども、その前に一番早く帰って避難する村民を事前に対応しながら待つということが役場職員の役割かなとこんなことで話はしております。それ

で、どこの部署を戻すということではなく、今2つの課が戻っていますけれども、戻るときには仕事の連携とか村長がこちらにいて副村長が別なところにいるという話になると、非常に連帯感というか連携がとれないこともありますので、戻るときには窓口の住民票とか証明関係のところは当然残さなければならないと思いますけれども、それ以外については一緒に戻すのが理想かなとこんな話は、概略的な話の中ではしております。それで、時期なんですけれども、行政の仕事は4月1日から3月31日というのが年度なんですけれども、話し合いの中で決算時期、出納閉鎖、これが5月いっぱいまでありますのでその決算の業務が向こうに3月に行って4月からになるとその2カ月間の出納閉鎖の業務がまるっきり煩雑になって非常に処理がしにくくなるとこんな話も出して、できればその出納閉鎖が終わって6月ごろが全体として移るのは好ましいのではないかとそんな話をしております。

1番（高野孝一君） 現在福島市近辺に約3,000人の方が避難しているわけでありますけれども、そうするときに飯野出張所に窓口だけではちょっと住民が不便を感じるのではないかなどと思うものでありますけれども、窓口のみというような考え方になっているんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 住民票とか印鑑証明の証明の担当だけではなく、そういう相談事を受けられる職員も何人かは配置したいとこんなふうに思っていまして、まるっきり証明の窓口担当だけではなくて、言ってみれば機関で言えば飯野出張所の所長みたいな形で責任ある人を置いて、その下に職員二、三人というイメージです。

1番（高野孝一君） ただいまの件、了解しました。

次に教育設備、教育施設の整備についてであります、答弁の中には昭和55年度建築の草野小学校につきましては耐震診断をしながらも強度が十分であるとの今答弁でありましたが、震災前、全面改修の話があったわけありますが、この震災後に全面改修の件についてどのように捉えているんでしょうか。

教育長（八巻義徳君） これから先ほど申し上げましたように公共施設をどういうふうに使うかというふうなことで、全体的な検討をしていただくということを申し上げました。そうした中で、既存の施設を使ってどの施設をどうした形で活用するのかというようなことになるのかというふうに思っております。当然、そのときに限られた財源の中で特に制約の多い自主財源の状態にもありますので、帰っていくところの人口なり、それからあと維持管理に要する変動費、固定費、そしてまた稼働率等を考えながら議論させていただければというふうに思っておりました。

議長（大谷友孝君） 高野孝一君、あと5分程度です。

1番（高野孝一君） 利用計画についてですが、公共施設利用検討委員会、これは仮称であります設置するというような話がありました。どのような委員の構成で組織を設置するのか伺っておきます。

教育長（八巻義徳君） 私案でありますが、いざれにしろ公共施設、多くの行政サービスでご利用いただく。それから多くのセクションでまたがっているということでありますので、村民の方も含めて、そしてまた横断的な、総合的な検討ができる構成にしていければと

いうようなことで考えておりました。それも含めて横断的に検討して、その委員の構成も含めてご相談していきたいというふうに思っておりました。

○ 1番（高野孝一君） 私は総務文教常任委員に所属しております、2回ほど所管調査において教育施設の現場を確認しました。1回目にあっては、飯樋小学校の体育館の状況を確認しまして、雨漏りが激しい、改修してもそれが直っていないという現状を把握しておりますし、草野小学校の体育館につきましては西側外部の構造、あれはALC板といって軽量気泡コンクリートづくりなんですけれども、それに大きなひびが入っておりますし、大きく外側にゆがんでもあります。中に入ってみると体育館一面に大切な備品やらいろいろなものが所狭しと置かれているような状況になっております。ステージ側から見ると外の光がはっきり見える。少々の雨ではどうなのかと思いながらも、これから台風時期、集中豪雨等々に遭った場合には当然中のものが汚染されるんだろうというふうに考えておりますが、今回当初予算の中では若干の清掃費用を予算計上化しておりますけれども、早急なる修繕等々についてどのように考えているのか、最後に伺つておきます。

○ 教育課長（村山宏行君） 2点ご指摘いただきました。1つ目が飯樋小学校の体育館なんですが、こちらについては昨年ごらんいただいたときには雨漏りがあったんですが、その後、修復しております。それからもう一つ、草野小学校の体育館なんですが、ご指摘ありましたように早急な復旧が必要というふうに考えています。今現在見積もりをとっておりまして、それが出次第、予算のほうを議会のほうに計上させていただきたいというふうに思っております。

○ 議長（大谷友孝君） 5番松下義喜君。

○ 5番（松下義喜君） 平成27年第5回飯舘村議会定例会において一般質問を行うものであります。あの震災、原発事故から4年3カ月がたち、村民がいまだに避難生活が強いられている中、農地の除染も終わらない中で避難指示解除の提言が出ている中、帰村して村民が生活再建ができる施策を論じたいと思います。

質問に入ります。1点目は避難指示についてでございます。自民党大震災復興加速化本部による第5次提言による避難区域の解除時期について平成29年3月までに解除すると言っているが、どのような状況で避難指示解除を受けるのか伺うものであります。

2点目は復興についてであります。帰村前、帰村後の生活再建の対応について、1つはインフラ整備について、営業再開について、林業・商業の再開について、住宅問題について、生活支援について伺うものであります。

○ 村長（菅野典雄君） 5番松下義喜議員の質問にお答えをさせていただきます。

避難指示についてであります。まず、国が考える避難指示解除の要件といたしましては、1つは空間線量率が年間20ミリシーベルト以下であること、2つ目に日常生活に必要なインフラや生活関連サービスのおおむねの復旧、そして子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗ということであります。3つ目には、県市町村住民の方々との協議ということになっているようであります。本村の避難指示解除に当たっても、以上の要件を国が示していくことが予想されるところであります。空間線量の基準には疑問が残

りますが、2つ目の子供の生活環境に関する除染と生活インフラ、生活関連サービスについては十分な協議が必要であろうと思っております。

3つ目の話し合い、三者の話し合いでありますが、特に議会、村民との話し合いはこれからは国からも来ていただき話し合いをしてもらい、村としては少しでも村民にとって有利な条件の避難指示解除ができるように取り組んでいきたいとこのように思っているところであります。

他は副村長のほうからお答えさせていただきます。以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは復興についてということで5点ほどご質問いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

質問1のインフラの整備についてでありますけれども、道路、上下水道、電気などにつきましては、ある程度の復旧はされているところであります。また、郵便や宅配、携帯電話の不通話対策、それからテレビの難視聴対策、それから消防、防災などについても関係機関と連携し早い機会に整備や体制を整えていけるようにしてまいりたいとこんなふうに考えております。

②の営農再開であります、現在6つの行政区において農業復興組合を設立をし、将来の営農再開に向けた除染後の農地保全等に取り組むこととしております。また、村民の中には村に戻って営農したいという意欲をお持ちの方もおりまして、それらの団体・個人を中心に営農再開を目指す支援サポートをしていく考えであります。

次に③の林業・商業の再開についてであります、林業は日常生活上の安全、あるいは林業再生、雇用の確保などなどの観点からもまずは宅地周りだけではなく里山の除染が不可欠とこんなふうに思っております。今のところ、国は山林の除染は行わないという方針であります、引き続き今まで同様森林の除染要求とあわせて里山の再生のための、前にも村長のほうからお答えしておりますが交付金事業、村が事業主体でやっていく里山の再生事業などのついても引き続き強く要望してまいりたいとこんなふうに思っております。それから商業ですが、村民の日用品の購入先ということで、当面仮設のコンビニエンスストアを誘致をし、現在対応しているところであります。将来的には前の議員の方からも質問ありましたが、村内にコンビニ以外の商店も必要だという話もありますので、商工会などとも協議を進めながら、あるいはまた深谷地区に予定しております道の駅までい館の中などにおいてもそういうものができないのかどうか、そんなことも総合的に検討していかなければと考えております。

住宅問題についてですけれども、県営の復興住宅が福島市、川俣町、南相馬市に建設予定でありますので、これらを有効に活用しながら一方では村内に大谷地住宅の建てかえ、あるいは既存の村営住宅の比較的新しい住宅のリフォーム、それから計画しております深谷拠点エリア内の復興住宅などなどの建設である程度不安視されている住む場所、この辺のところの取り組みをしっかりと進めてまいりたい。それからこれも懇談会で大分出ておりましたけれども、戻るに際して家を直さないと入れないとこんな声も大分出されておりましたので、その辺のリフォームの円滑な取り組みができるようにということで、今関係機関とも協議をしているところであります。

○ 次に生活支援ですが、インフラ整備に加えて交通弱者、高齢者の方が多くなるということも予想されることでありますので、南相馬から福島間の福島交通今5往復やっているようありますけれども、そういう交通の手段、それから村内は村内で巡回バスというんですか、先ほど村長お答えしましたが、患者バスの運行などなど交通弱者への対応が当面の課題になるのかなというふうに思っています。それから地域のお助け合い事業、震災前にもやっておりましたが、これなどもことし社協でスタートするようありますけれども、そんなことも村内に戻ってから有効な一つの生活支援の場になるのではないか。

○ 次に医療介護ですけれども、秀公会あづま脳外科の協力によっていいたてクリニックの再開はもうめどが立っているということは先ほどお答えしたとおりであります。介護が問題でありますから、いいたてホーム介護員の不足していることから定員割れを起こしているというのは先ほどもお答えしたとおりでありますが、できるだけ介護員の確保をしながら入所できる人の数をふやしていく。それからあわせて在宅に村内に戻ってきた方、在宅介護の部分も出てくるというふうに思いますので、その辺のホームヘルプサービス、あるいは入浴サービス、こんなところもすぐにはできるとは思っていませんが、今からこの2年間の間にそういうできる体制ができるだけ準備していかなければならないとなることも強く思っているところであります。以上であります。

○ 5番（松下義喜君） 避難指示解除につきましては、きのうきょうと皆さんご質問いたしました中で、皆さん方に答弁はほとんどは同じであります。そこでちょっとお聞きしたいのですが我々村議会にも連名で出されている請願書があります。避難指示解除を安易に同意するなというような文書が出ております。村当局等にも出ているのかどうかお聞きしたいと思います。

○ 村長（菅野典雄君） 出ております。

○ 5番（松下義喜君） それで、中身等については私も村当局の中身はわかりませんが、察するに避難解除指示を安易に受けるなというような議会のほうでは向こうはそういう形で読み取っておりますが、村当局もそれ等々と似たような内容とご理解していいのかどうかお聞かせ願いたい。

○ 村長（菅野典雄君） 気持ちは全くわかりますが、安易に同意をしないということがどういうことになるかというのも村としては考えなければなりませんので、そういうのもしっかりとと考えた上で議会の皆様を初めいろいろと相談をしながらということであります。

○ 5番（松下義喜君） それで、この連名で出された各代表団の後ろに3,029名、何名と人数が入っておられます。総合計で3,396名になっております。これはこの文書に対する村民の民意として村長は受けとめるのかどうかお聞かせください。

○ 議長（大谷友孝君） 松下議員、通告とは離れた質問になっていますので、その要望書の件はこの通告にはございませんので質問を変えていただきたいと思います。

○ 5番（松下義喜君） 避難指示解除にする考え方のとを村長のご意見をお聞きしようとしてこの人数は村民の民意であるか村長の考え方をお聞きしたいということでお聞きした。

○休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

（午後1時40分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開いたします。

（午後1時42分）

5番（松下義喜君） いろいろ村民の中で多数の方の安易に避難解除に同意するなというような意見が出されている中で、村長は戻れない人のために、早く戻りたい人のために早く戻すというようなものの考え方で言いましていろいろ言われておりますが、どのぐらい早く戻りたいというような方がいられるのかなと思う、ある程度の数を把握できているのだったらお聞かせ願いたい。

村長（菅野典雄君） アンケートによりますと、50%が回答している。その30%のことの方がすぐにも戻りたいとこういうことありますから、計算上どのぐらいになりますか、その考え方で考えているところであります、今のところ。あと、もう一つは、どうしたらいいかわからないという方もその50%の中の30%ちょっとがいるというその考え方の中で考えているというところであります。

5番（松下義喜君） それでは、営農再開についてご質問したいと思います。これも避難してから営農再開についていろいろお伺いしたのでありますが、営農農業復興組合と、また公社等の機関ではなく個人に向けた前から営農再開支援事業で3万5,000円の積み立て方式では本当に帰村して営農再開ができるのかというのが心配でならないというようなことで、前も質問したときがありますけれども、戻って営農再開を個人的にでも始まろうとするときに積み重ね方式の3万5,000円で本当に再開できるのかと私は疑問に思っているんです。こういう営農再開支援事業の対策をもっと考えて、3万5,000円から5万円とかこういうもので幾らとかというようなそういうものを具体的に要望しているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

復興対策課長（愛澤伸一君） おただしの福島県営農再開支援事業でございますが、この営農再開支援事業は農家の方が帰村されて、本格的な営農を再開するまでのつなぎの期間、営農再開をするまでの間の農地の保全、管理、試験栽培、実証栽培、何年かけて自分の農地できちっとした作物ができて経営をしていくるというような段階になるまでのつなぎの事業ということでございまして、これだけで営農再開しろということではございませんで、本格的な営農再開をするためには、例えばいろいろ農家の方のご希望に沿ってということになろうかと思いますが、機械の整備でありますとか農地改良でありますとか、そういうことはまた別な事業で考えてまいりたいと思っておりまして、それは個々の農家の皆さんのご要望を細かくお聞きして国県の補助事業が使えるかどうか、検討してまいりたいと思っております。

5番（松下義喜君） きょうにも避難指示解除が決議されるという中で、解除されて戻ってやってつなぎの3万5,000円で生活できるんですか。そういうものを考えたときに、前を通して後のものを早めに出して希望を与えてやるのが私は先ではないかと思うんですけども、再度そこら辺お聞かせください。

復興対策課長（愛澤伸一君） 実は、今の段階でも何件かの農家の方からは帰村といいますか避難解除になつたらすぐに戻つて村の中で再開したいのでということで、ご相談をいただいている事例もございます。そんな中で村としては農家の方のご意向に沿つた形で支援をするという立場でございますので、ご相談の中でいろいろ方策を考えてまいりたいというふうに思つております。

5番（松下義喜君） 林業・商業の再開、住宅問題、生活支援等についても皆様のご質問、前議員の方々の質問等々と同じでございまして、同じ答弁でございましたので、これで終わります。

議長（大谷友孝君） これで一般質問を終わります。

◎日程第3、請願第3号審査報告

議長（大谷友孝君） 日程第3、請願第3号福島第一原発事故に係る避難指示解除及び賠償に関する請願を議題とします。

○ 審査の結果について、委員長の報告を求めます。連合審査会委員長 飯樋善二郎君。
連合審査会委員長（飯樋善二郎君） ただいま議題となりました請願第3号福島第一原発事故に係る避難指示解除及び賠償に関する請願について、6月9日に連合審査会委員会を開き、慎重に審議をいたしました。その審査の結果についてを報告させていただきます。

本請願は第1に議会は除染の状況や避難解除後の村民の生業、生活の見通しはもちろん村民の同意なしに議会として避難指示解除に同意しないことを議決すること。第2に、議会は国及び東京電力株式会社に対して避難解除後、村民の農林業、商工業の生業が原発事故前の所得に回復するまでの間、差額を補償するなどの措置を講ずるよう求めること。第3に、議会は東京電力株式会社に対して不動産賠償や避難慰謝料等について支払いを継続するよう求めること。第4に、議会は国に対して完全な除染を行い、かつ除染廃棄物を速やかに撤去することを求める。

○ 以上、福島第一原発事故にかかる避難指示解除及び賠償に関する趣旨の4点であります。村民同意の重視とさらなる議会活動を求める含意であります。審査の結果、それぞれ請願の趣旨は理解するものの、特に第2、第4については事故後一貫して議会として取り組んできたことでもあり、賛成するものであるが、全体的に請願の趣旨内容を完全に判断できかねるものであることから、趣旨採択とすることに決した次第であります。

○ 以上、報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号福島第一原発事故に係る避難指示解除及び賠償に関する請願を採決します。

請願第3号に対する委員長の報告は趣旨採択です。本請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

◎散会の宣言

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後1時53分)

()

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月12日

飯 館 村 議 会 議 長 大谷友孝

同 会議録署名議員 佐藤長平

同 会議録署名議員 飯島善一郎

同 会議録署名議員 高野泰一

平成 27 年 6 月 16 日

平成 27 年 第 5 回 飯館村議会定例会会議録（第 4 号）



平成27年第5回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	平成27年6月16日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成27年6月16日 午前10時00分				
	閉会	平成27年6月16日 午後 1時16分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	2番 渡邊 計		3番 菅野新一		4番 北原 経	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 渡部誉典	
	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	俎野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	俎野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成27年6月16日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加議案理由の説明
- 日程第 3 発議第 6 号 福島第一原発事故に係る避難指示解除及び賠償に関する意見書
(案)
- 日程第 4 発議第 7 号 安全保障体制の見直しについて慎重審議を行うよう求める意見書
(案)
- 日程第 5 発議第 8 号 マイナンバー制度に関する意見書 (案)
- 日程第 6 議案第 38 号 平成27年度飯舘村一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第 7 議案第 39 号 平成27年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 8 議案第 40 号 平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 9 議案第 41 号 平成27年度飯舘村介護保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 10 議案第 42 号 飯舘村帰還環境整備交付金基金条例
- 日程第 11 議案第 43 号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 44 号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 45 号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

追加日程第 1 請願審査の報告についての件

- 日程第 15 閉会中の継続審査の件
- 日程第 16 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 17 議員派遣の件

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

本日村長から人事案件1件の追加議案が送付されております。

次に、発議第6号福島第一原発事故に係る避難指示解除及び賠償に関する意見書（案）が、提出者東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会長飯樋善二郎議員から、発議第7号安全保障体制の見直しについて慎重審議を行うよう求める意見書（案）が、提出者佐藤長平議員から、発議第8号マイナンバー制度に関する意見書（案）が、提出者佐藤八郎議員からそれぞれ提出されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君、4番 北原 経君を指名します。

◎日程第2、追加議案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第2、村長の追加提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、追加いたしました議案につきましてご説明をいたします。

諮問第1号は人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。飯館村草野字大坂205番地、佐藤峯夫さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上が提出いたしました追加議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第3、発議第6号 福島第一原発事故に係る避難指示解除及び賠償に関する意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第3、発議第6号「福島第一原発事故に係る避難指示解除及び賠償に関する意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番（飯樋善二郎君） ただいま議題となりました発議第6号「福島第一原発事故に係る避難指示解除及び賠償に関する意見書（案）」を朗読をもって提出させていただきます。

福島第一原発事故に係る避難指示解除及び賠償に関する意見書（案）

飯館村が国からの避難指示を受け4年が経過したが、飯館村は帰還困難区域の長泥行政区を除く村内の避難指示解除の目標を遅くとも平成29年春とする方向で調整に入りました

た。避難指示の解除は村民の生命、健康、生業に直接かかわるものであり、不動産賠償や精神的賠償などといった東京電力による賠償の打ち切りに直結するものである。飯舘村の現状を見れば、村民が帰還して生活することはもちろん農林業や商工業などの生業を再開できるめどのないことは誰の目にも明らかである。村で安心して暮らすためには除染廃棄物の撤去はもとより、農林業、商工業などの所得が事故前の水準に回復するまで差額補償などが不可欠である。よって、次のことを強く求める。

記

1、森林除染・再生の早期実施とあわせて下流域河川（河川ため池）除染の完全実施を図ること。

2、避難解除後、村民の生活不安が生じないよう賠償から生活支援制度的な仕組みをつくること。

3、避難解除後、村民の農林業、商工業の生業が原発事故前の所得に回復するまでの間、差額を補償するなどの措置を講ずること。

4、完全な除染の早期実施と村内の除染事業にかかわる除染廃棄物の速やかな撤去と中間貯蔵施設の早期設置を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月16日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、復興大臣、環境大臣宛てであります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号「福島第一原発事故に係る避難指示解除及び賠償に関する意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号「福島第一原発事故に係る避難指示解除及び賠償に関する意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発議第7号 安全保障体制の見直しについて慎重審議を行うよう求める意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第4、発議第7号「安全保障体制の見直しについて慎重審議を行うよう求める意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番（佐藤長平君） 発議第7号「安全保障体制の見直しについて慎重審議を求める意見書（案）」

を朗読をもって提案したいと思います。

安全保障体制の見直しについて慎重審議を行うよう求める意見書（案）

太平洋戦争終結から70年の節目を迎え、安倍内閣は国際平和支援法、平和安全法整備法の成立を図ろうとしている。国民の多くは、なぜこの時期に安全保障法制の見直しをしなければならないのか大きな疑問を感じている。今政府が行おうとしていることはこれまで歴代内閣が踏襲してきた安全保障体制を大きく転換しようとするものである。立憲主義の日本において憲法に定められた国のありようを根本から変えようとするのであれば、憲法改正の手続を経なければならぬことは明らかである。本村議会は憲法違反の安全保障体制の見直しについて慎重審議を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月16日 福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣宛てであります。

○ 議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第7号「安全保障体制の見直しについて慎重審議を行うよう求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○ 議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号「安全保障体制の見直しについて慎重審議を行うよう求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、発議第8号 マイナンバー制度に関する意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第5、発議第8号「マイナンバー制度に関する意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番（佐藤八郎君） 発議第8号、ただいまマイナンバー制度に関する意見書について、朗読をもって提案をいたします。

昨年5月に行政手続における特定の個人識別するための番号の利用などに関する法律が成立をし、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が導入され、本年10月から個人番号、法人番号が通知され、平成28年1月から順次各行政機関において利用が開始される予定となっている。この制度は国民一人一人に固有の番号を割り振るものであり、国や地方公共団体で分散管理されている年金や納税などの個人情報を相互に利用できる仕組みを構築することにより、行政手続の効率化や簡素化を図るとともに、国民の利便性の向上につなげることを目的としている。また、より正確な所得の把握が可能となることから、

給付漏れや二重給付、税の不正還付などが減少し、社会保障及び税の給付と負担の公平化が図られるなど、多くの効果が期待されている。しかしながら、こうした効果が期待される一方で、この制度が個人のプライバシーと密接に関連するものであることから、日本年金機構の125万件の情報流出など、個人情報の漏えいや目的外使用、さらにはなりすましなどの犯罪被害の恐れが指摘されている。よって、国においては国民の厳格なセキュリティ対策などを設けるなど、こうした不安や懸念を払拭されない限りマイナンバー制度の導入を見送るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月16日 福島県相馬郡飯館村議会議長 大谷友孝

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛てであります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第8号「マイナンバー制度の関する意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号「マイナンバー制度に関する意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第38号 平成27年度飯館村一般会計補正予算（第2号）

議長（大谷友孝君） 日程第6、議案第38号「平成27年度飯館村一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

（ ）
これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 何点か確認をしておきたいと思います。まず17ページのクリアセンター云々の委託料でありますけれども、これは業務内容なり説明では労務単価上げたというお話をあったので、従前のと今度上げたとの差、比較。あとは19ページのきこり修繕工事管理業務ということでありますけれども、きこり修繕工事のものがマイナスで委託料という話でありますけれども、きこり全体の現状と再開時期と営業内容を伺っておきたいと思います。その下の福恋いちごPR事業業務ということでありますけれども、震災1、2年目、原発事故後避難して1、2年後だったか、クロネコ宅急便とかいろいろハウス前にとまっていたいろいろな飯館を訪れた方が写真を撮ったり間で農道に行って放射線量をはかったりいろいろされておりますけれども、汚染物と農道を挟んでいる中での栽培したイチゴを使うんだと思うんですけれども、不安を抱く方々への説明はどのように。ここではそういうことではなく販売するためのPRなんでしょうけれども、そういうものをどういうふうに払拭していくのか。その下の具体的な商工会館建設の計画をお示しいただきたい。さ

らに、23ページにおけるつぼみプロジェクトということで、その負担金なんだということでありますけれども、このつぼみプロジェクトなるもののどのような成果なり実態をお示しいただきたい。あとは25ページにおけるビレッジハウス修繕料ということでありますけれども、これは内容と修繕した後の使用方法については従前と変わらないものなのかどうか伺うものであります。

○ 住民課長（藤井一彦君） まず、17ページのクリアセンターの業務についての補正でございます。これは2つございまして、1つ目は新ごみ焼却炉の設計、測量調査、業者選定業務ということでございます。この3つの用務をやっていただくわけなんですけれども、これの労務単価が軒並みこの春に見直しをされまして、例えばボーリングでありますと粘土質をやった場合は今までが1万400円というのが1万600円に上がっているとか、それからあと足場の組み立てをやった場合は5万2,300円が5万2,700円に上がっているとか、こういったことは少しずつ若干ですけれどもずっと上がっているということがございまして、それらの積み上げたものがこの今回の補正に上げているということでございます。業務内容については変更はございません。以上でございます。

○ 生活支援対策課長（細川 亨君） 19ページのきこりの修繕工事について、オープン時期とメイン的な工事はどのようにしていくのかという質問でございますが、オープンについては3月をめどに工事を進めていきたい。イオラ、風呂を中心になって整備が進んでいくという状況になっております。19ページの一番下、飯舘村商工会建設工事補助金、（「違う」の声あり）すみません、きこりの修繕工事の中身は宿泊棟の工事も入っておりますし、研修棟の工事、あとはコテージの修繕工事ということで、ほぼ全館の修繕を予定しておりますが、今再度国のほうと再度協議が入っておりまして、事業費を1億円以内にしてくれというふうなことが申し入れがありまして、今工事内容については再度検討中になっております。

○ 続きまして19ページの一番下、飯舘村商工会建設工事の補助金でございますが、これは昭和45年度建設でございまして、今年で45年の建物になっております。平成13年に商工会に無償譲渡いたしまして、平成23年震災により亀裂、漏水で使用ができないような状況になっておるということで、今回商工会建設工事になっておりますが、木造2階建ての構造でございまして、263.53平方メートル、79.6坪の商工会館を建設する計画になっております。私のほうからは以上でございます。

復興対策課長（愛澤伸一君） 19ページ、福恋いちごのPR事業でございますけれども、不安者への説明をどのようにしていくのかというご質問でございます。二枚橋で栽培されておりますいちごにつきましては26年度に県の公的な放射性物質の検査を受けまして、それで安全性が確認されたということで26年度からの出荷に踏み切っているところでございます。村といたしましては、こうしたいちご自体の安全性についてこの事業を通じて継続的にPRすることで不安感を払拭してまいりたいと考えております。

教育課長（村山宏行君） ご質問は22ページ、23ページにありますつぼみプロジェクトの現在の実態、それから成果は何を目指すのかということでございますが、つぼみプロジェクトの今回の負担金でございますが、こちらにつきましては旅費、それから自動車借り上げ代、

そういうことの組み替えでございます。中身は東京の大学生、早稲田、明治、東大などの大学生が中心になりまして組織しておりますNPO日本教育再興連盟といいます、こちらが飯館村の子供たちのためにキャリア教育、いわゆる将来大人になったときのどういった職業を目指す、自分の将来像を見つめていただくということでの事業でございます。内容は東大での教室に入って大学の先生から講義を受けたり、あるいは自分になりたい職業観を考えたり、そして実際に東京都内の企業何社かを訪問しながら将来の子供たちの職業観、将来ビジョンというものを磨いていただくということを目標としております。

続きまして24ページ、25ページのビレッジハウスの管理費、需用費でありますけれども、こちらにつきましてはビレッジハウス、非常灯と誘導灯、切れてしまっているところがありまして、法的に整備しなければならないものということでの修繕でございます。

7番（佐藤八郎君）クリアセンターにおいては単価の見直しがあったから、それに準じてこの予算があるというお話でありますけれども、業務的には何ら変わるものではないということですね。きこりですけれども、宿泊研修コテージ全体、大分現状を見るといろいろ相当な予算が必要だというふうに思うんですけども、今国等の検討も入っているという話ですけれども、今の避難している方々の声を聞くと、あとはあそこで業務に当たっている方々の声を聞くと、今のいやしの宿が漸くにだめな施設で使えないという声は全くなくて、いろいろ今まで予算かけて直しているので十分まだまだ活用できる。福島にこれだけ集中して避難していることからみれば、そちらを継続していただきたいという声が圧倒的に多いというふうに私は思うんですけども、今あったイオラ風呂を今度直して来年3月からイオラの風呂に入つてもらうというお話ですけれども、今のいっときばかりよりそれを希望する人は少ないのでないかというふうに私は思うんですけども、かなりの希望があるという思いでしようか。

生活支援対策課長（細川 亨君）いやしの宿からきこりのほうにシフトチェンジするということでございますが、いやしの宿は旧館のほうが昭和36年度建築、新館のほうが昭和44年度建築ということでございまして、既に53年目、片方は46年目ということでかなり老朽化が進んでおります。ところどころ外に回っていただいて見てもらつてもコンクリートが落ちてきている部分もあります。中の部分ではちょっと皆さんにご迷惑かけるように天井が抜けてきたり、配管のほうが大分古くなってきております。安全安心という部分からすればここはシフトをチェンジしまして村のほうのきこりの風呂、イオラ、こちらのほうでコミュニティを深めながら利用していただければという思いでこちらのほうにかえるということでございますので、ご了承願いたいと思います。

7番（佐藤八郎君）今の話をお知らせ版か広報できちんと危険な施設、我慢して来年の2月までは運営しているんだということをはっきりと村民に知らせるべきですね。そういうことを言うのだとすればはっきりしないままいくから何で直すんだ、村長は村に帰すばかりしか頭ないのかという一つの風呂からさえもそういう話になつてます。だから、きちんとそれは村民に周知をする。今年度も含め安全安心からしたら問題であるというそこが大事だと思うんですけども、いかがですか。

生活支援対策課長（細川 亨君）なるべく早い段階で住民に周知していきたいと思います。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 福恋いちごですけれども、私も何度か車での間ではかっているんですけれども、ずっと同じです。1.4とか1.8とか、風の吹きぐあい、いろいろ違ってきますけれども、御存じのように放射性物質は鉛以外は通していくのではないかというふうに言われています。確かにほこりとしてはハウスの中に入っていくことはないのかどうかわかりませんけれども、全く安心安全なものだということで村が全面に予算をとってPRしていくのでありますけれども、それで大丈夫でしょうか。

○
復興対策課長（愛澤伸一君） おただしのいちご農家の方につきましては、震災後早くからご自身でハウスの再建を進められ、ビニールの被覆を交換し、中の土壌も入れかえをし、安全安心ないちごの生産にずっと努めてこられた方でございます。独自の調査では、再三検査をしましたが放射性物質は一度も出たことがございませんで、昨年満を持してということになりますが、県の公的な検査を受けて出荷という段階まで進んだ方でございます。村といたしましては、こうした営農再開に向けた農家の方の意欲をぜひ強く持っていただきたいということで、応援する立場でございますので、今後ともこういった農家の方の意欲を支援してまいりたいというふうに考えてございます。

7番（佐藤八郎君） 村が予算とてこういうことをするということ、村がお墨つきを与えるということなので、問題なればそれはそれで特に生産者、私の親友でもありますから十分知っていますけれども、あとで問題起こらないようにしていただければいいというふうに思いますけれども。

つぼみプロジェクトですけれども、人数的には希望者全員とか東京大学に行って講義受けられるんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 現在のところ40名、小学校の4年生から6年生を対象として日程的には8月18日から20日までの2泊3日ということで予定をしておるところであります。

7番（佐藤八郎君） これは去年もやったんだよね。去年も40名ぐらいで今の流れでこの予算で大丈夫だった。

○
教育長（八巻義徳君） ご質問をいただきました。私も昨年出ております8月と、それからあともう一つは12月にあちらから学生が来て、そしてここ飯野の学習センターで研修をするというのが一つあります。それからもう一度3月に学習をあちらから大学生が来て、行った子供たちが再度また集まるというようなことがあります。そんな行ったり来たりの研修であります。今年もそうした研修になるのかなというふうに思っております。

昨年の予算については私ちょっと今手元にないものですから、調べたいというふうに思います。

7番（佐藤八郎君） 休み的には夏休みですから、飯館の村内の小学校以外の小学校に行っている方も参加ができるという日程ですよね。その点ではどういうふうに周知は同じくされているということですか。

教育長（八巻義徳君） 昨年も今年も同様でありまして、これは村立に通っている子供たち、それから村外の子供たち、福島県内の子供たち、同じように声をかけさせていただいて、そして希望者というふうなことで私どもの事務局もついて、それから学校の先生もついて

そしてあちらで大学の学生さん、それから東京大学、それから関係企業のスタッフもあわせてチーム編成でやっております。したがって、今議員がご質問されたように村立であろうとなかろうと同じ機会があるというふうにご理解いただいて結構でございます。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

5番（松下義喜君） それでは、19ページの地区集会所建設費補助金であります、2分の1の補助金だということなんですけれども、これから帰村に向けて各行政区の集会所が建設され、また補修されるのかなと思いまして、集会所的には賠償金も入っているところもあると思うので、そこら辺を踏まえて半額はどのような補助金で出てどういうようなものになっているのか、ちょっと細かくご説明願いたい。

あとは19ページの営農再開支援事業の補助金でありますが、早速の5.2ヘクタールで上がっておりますが3万5,000円の積み重ね方式の作業内容、特にどのような作業内容等で組まれているのかお知らせ願いたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 地区集会所につきましては、今回関根松塚地区集会所の新築工事がありますけれども、全体192平方メートルということで4,267万6,000円の総事業費であります。そのうちの半分ということで、2分の1の補助であります。村からは2分の1の補助で、今ほど賠償の話も出ましたけれども、地区集会所それぞれ賠償が出ているかと思いますので、残りについてはその賠償のほうから出るのかなというふうに考えております。

復興対策課長（愛澤伸一君） 19ページの佐須行政区に対する営農再開支援事業補助金の作業内容ということでございますが、予算が確保されてから申請ということになりますので、具体的にはこれからということになるのかなというふうに思いますが、常識的に考えますと、除草あるいは簡単な耕起等で圃場の管理をしていただくということになるのかなというふうに思っております。こちらは今年度除染が完了する面積のおよそ2割程度で作業ができるのではないかという想定の中で予算をとらせていただいておりますので、今後除染の進捗のぐあいとかいろいろ今年度中どのような作業ができるかというのはちょっと流動的だということでご理解いただきたいと思います。

5番（松下義喜君） では、集会所については賠償金の手持ちの中で半分負担するというような認識でよろしいんでしょうかけれども、災害に応じて各これから行政区で建設されようとする中で、何か助成金等まだ東京電力にかかるようなこの建物に関するものの補償の中できかないものかどうか。こういうものは検討されたのかどうかお聞き願いたい。

村長（菅野典雄君） これから戻ったときになかなか人数的には前の人数でないわけですから、その地区的動きをどういうふうにするか、コミュニティをどういうふうに深めるか。そう考えた場合に、あれもこれもできませんけれども、地区の集会所というのはその一番のかなめになるんだろうということで、これからそういうのをどういうふうにしていくかという考え方になりました。一方で、一部賠償金が入っている。こういうのもあるわけでありますけれども、その重要性を考えて建てかえる、建てる場合、修繕する場合、あるいは物品を買う場合、いずれも事業費の半分は村のほうからまでいな陽は昇る基金のほうから出していこうということ、あるいはまた別な資金もあるかもしれませんけれども、村のほうで半分はというふうに一応組み立てさせていただいているということであ

ります。以上であります。

5番（松下義喜君） 補助金は悪いのではないですが、地元の行政区に負担をさせないような何か事業等、東京電力等、そういうものがないのかなという質問でございます。

村長（菅野典雄君） 地元への負担は集会所を賠償という形にさせたということなので、それをもとに自前の出す半分というものを、今までどちらかというと全くそれぞれ負担ということで50件があれば50件、100件があれば100件で何とかということだったんだろうというふうに思いますが、それが今回はその賠償のほうの中で全てというわけにはいきませんけれども、ある程度それの代替ができるのではないか。それがせめてもの東京電力のほうとの兼ね合いの中で集会所は地元のものですよという話をさせていただいたというところというふうに考えていただければというふうに思っております。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

○ 4番（北原 経君） 2点ほど聞かせてください。19ページの鳥獣被害対策実施隊の補助金ですけれども、これは金額小さいためにちょっと説明聞けなかつたので、この内容を聞かせてください。

復興対策課長（愛澤伸一君） 19ページの鳥獣被害実施隊の補助金でございますが、これは増額補正でございます。実は有害鳥獣の捕獲報償でございますが、村のほうではイノシシについて1万円、それからサルについて2万円ということで、今までお世話になってきたところでございますが、近隣市町との差があるということでございまして、何とか対応していただきたいというようなご要望もございますし、また相馬地方の各町村会の中からもそのようなお話が出たというふうに聞いてございまして、南相馬、相馬市と歩調を合わせたいということで今般イノシシを1万円から2万円に上げるような方策を現在考えておりまして、それに伴う補助金の増額分を見越して50万円ほど今回上げさせていただいたということでございます。

○ それからサルについては現在2万円お支払いしていますが、こちらも3万円に上げたいということで検討中でございます。

4番（北原 経君） そうしますと、イノシシのほうだけ1万円ではなく、その50万円の中を有してサルにも1万円プラス、あとイノシシに対しても1万円プラスということで、鳥獣2種類に関してということですね。イノシシだけではなく。

復興対策課長（愛澤伸一君） その方向で検討しております、議会で予算が通りましたら正式に決定したいと思います。

4番（北原 経君） わかりました。23ページの中学校費ですけれども、美術専門教員の賃金ですけれども、この内容についてちょっとお聞かせください。

教育長（八巻義徳君） お答えします。私ども、美術という教科が1週間に余り時間数がないものですから、専任の先生を配置いただけない学級規模となっております。そこで、そうした場合には教頭先生が免許外の教科を申請しまして、教頭先生が授業をしたりすることができます。ただ、何分私ども教頭先生というのは英語の先生なものですから、確かに人数は少ないんですができるだけ専門の力のある美術の授業を子供たちに受けさせたいということで、授業のあるときだけ出でていただくということで、1年間雇用するとなるとこの

何倍もかかるわけですけれども、授業のあるときだけ出ていただくということで、出てきたときに1日当たり幾らというふうにしてお支払いする金額をそこに68万3,000円乗せさせていただきました。以上です。

4番（北原 経君） 中学校と申しますと全て専門の先生がついていたわけでしたよね。それで、本来ですと英語でも数学でもそれは人数が多いということで教科数も多いということで日数も多いということで時間数も多いということですか。当然それはそこに配置してあるのが当たり前ですけれども、美術に関しては今私ちょっと勉強不足ですみませんでした。今までではそれでは専門の先生ではなく、専門でない先生が当たっていたということなんですか。

教育長（八巻義徳君） 昨年の実態を申し上げますと、昨年は技術家庭が専門の先生がおりませんでした。それで、技術家庭がいなかったものですから家庭科の先生を常勤講師として県のほうから派遣いただいて対応していました。ですから、技術は教頭先生が教えられるというような形になっていましたけれども、実際には授業がなかなかできないというような実態、そこで美術のほうは昨年時間講師として郡山のほうからおいでいただいていました。その先生が郡山のほうからおいでいただいているんですが、今年時間講師ではなく常勤講師というふうにして勤めることになりました。なかなか美術の専門の先生が手当てできませんということで、何とか飯舘村として対応してほしい、できなければ教頭先生が兼務していただきたいとして独自で私どもで探しあてた先生でございます。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

8番（佐藤長平君） 15ページの財産管理、工事請負費、センター地区の調整池の機能回復工事、説明では95メートルという、どのような機能が喪失されてどのような回復工事をするのか詳細を伺いたい。

復興対策課長（愛澤伸一君） 15ページ、センター地区の調整池機能回復工事でございます。場所は役場の前のスポーツ公園の北側というふうになりますか、調整池の箇所でございます。昨年10月に調整池に流れ込む、道路の側溝から調整池に流れ込む縦どいが崩壊しているのを発見をいたしました。崩壊の原因についてなんですが、ちょっとわからないのが正直なところですけれども、恐らく震災で多少U字溝がずれてそれが長年の経過の中で一気に去年崩壊してしまったのかなということで、工事の主な内容はその縦どいの崩壊の修理でございます。発見してから今まで仮設で対応してございますが、縦どいの新設32メートル、それからその現場を見ますと土圧で大分のり面が押されてきておりまして、もう一度のり面の切り直しをしなければならないという状況になっておりました。これをのり面を切り直しまして安定勾配にする作業とプラス、プラスチックの軽量のり枠工ということで表面保護、こちらの工事をあわせて今回国の生活環境整備事業のほうに申請をし、何とか予算がとれそうだということで予算をお願いしているところでございます。

8番（佐藤長平君） この間ちょっと現場付近で工事をやっているのを見たんですが、これはこの縦どいの状況把握のために工事に入ったということでよろしいんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 現場調査のために測量等々の作業を行っていたところでございます。

○ 8番（佐藤長平君） 測量ではなく土木工事をやっているような見えたのでそれはどういうことなんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 本格的な工事、これからということでございまして、それに向けてこれから雨期にも入るということで応急的な措置を既存の予算の中で講じていたところでございます。

議長（大谷友孝君） そのほか、ございますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号「平成27年度飯館村一般会計補正予算（第2号）」を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号「平成27年度飯館村一般会計補正予算（第2号）」については原案のとおり可決されました。

○ ◎ 日程第7、議案第39号 平成27年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第7、議案第39号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

○ ◎ 日程第8、議案第40号 平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（大谷友孝君） 日程第8、議案第40号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第41号 平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第9、議案第41号「平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号「平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号「平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第42号 飯館村帰還環境整備交付金基金条例

議長（大谷友孝君） 日程第10、議案第42号「飯館村帰還環境整備交付金基金条例」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号「飯館村帰還環境整備交付金基金条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号「飯館村帰還環境整備交付金基金条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第43号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君）　日程第11、議案第43号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　討論なしと認めます。

これから、議案第43号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大谷友孝君）　異議なしと認めます。よって、議案第43号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第44号　東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君）　日程第12、議案第44号「東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　討論なしと認めます。

これから、議案第44号「東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　異議なしと認めます。よって、議案第44号「東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第45号　東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君）　日程第13、議案第45号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

議長（大谷友孝君） これから議案第45号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長（大谷友孝君） 日程第14、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は適任と認め、答申することに決定しました。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時10分とします。

(午前1時02分)

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時10分)

議長（大谷友孝君） 報告事項がありますので、事務局長に報告いたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。請願審査の報告について。総務文教常任委員長 松下義喜議員から申し出があります。以上であります。

議長（大谷友孝君） お諮りします。ただいま総務文教常任委員長 松下義喜君から請願の審査報告についての申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。請願審査の報告についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1、請願審査の報告について

議長（大谷友孝君） 追加日程第1、請願審査の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。5番 松下義喜君。

5番（松下義喜君） 継続審査中の請願第2号集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法化しないことを求める意見書の提出についての請願。請願第1号戦争につながる安全保障関連2法案、国際平和支援法案、平和安全法制整備法案の廃案を求める意見書について、請願第2号「安全保障関連2法案、国際平和支援法案、平和安全法整備法制整備法案の廃案を求める意見書に関する請願の審査報告についての申し出がありました。

違うよな。取り消し。

○ ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

（午後1時12分）

○ ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開をいたします。

（午後1時13分）

5番（松下義喜君） 委員会としては見なし採択です。以上、報告申し上げます。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

松下義喜君、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから請願審査の報告についてを採決します。委員長の報告は見なし採択です。

お諮りします。本請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、請願審査の報告については委員長の報告のとおり見なし採択することに決定しました。

○ ◎日程第15、閉会中の継続審査の件

議長（大谷友孝君） 日程第15、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○ ◎日程第16、閉会中の所管事務調査の件

議長（大谷友孝君） 日程第16、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長から高齢者対策、地域保全、バイオマスの利活用の取り組み、諫早事業に係る公共事業の問題ほかの現状調査について合同調査をする旨の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第17、議員派遣の件

議長（大谷友孝君） 日程第17、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第5回飯館村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦労さまでした。

(午後 1時16分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月16日

飯館村議會議長 大谷友彦

同 会議録署名議員 渡邊計

同 会議録署名議員 清野新一

同 会議録署名議員 北原紘